

～ 健 や か で 思 い や り の あ る ま ち ～

会津若松市の福祉

令和 5 年度

会 津 若 松 市

目 次

【会津若松市の概要】

1 人口及び世帯数	1
2 人口及び世帯数の推移	1
3 5歳階級別人口	1
4 市の予算	2
(1)令和5年度一般会計当初予算	2
(2)令和5年度健康福祉部一般会計当初予算	3

【健康福祉部の組織機構と事務分掌】

1 健康福祉部の組織機構	4
2 健康福祉部の事務分掌	5

【会津若松市地域福祉計画】

1 計画の位置づけ	9
2 基本理念	9
3 計画の基本的な視点	9
4 基本目標と基本施策	10
5 重点的に取り組む施策	10
6 計画期間	10
7 計画の推進	10

【会津若松市子ども・子育て支援事業計画】

1 基本理念	11
2 基本目標	11
3 事業計画の期間	11
4 計画の推進	11

【児童の福祉】

1 児童福祉の概要	12
2 相談、指導事業	12
(1)要保護児童対策地域協議会	12
(2)家庭児童相談室	13
3 母子生活支援施設	14
4 教育・保育事業	14
(1)教育・保育施設等	14
(2)へき地保育所	15
(3)教育・保育事業費の推移	16
5 在宅福祉対策	16
(1)子ども医療費助成事業	16
(2)児童手当	16
(3)障害児福祉手当	17
(4)特別児童扶養手当	17
(5)就学遺児激励金	18
6 健全育成対策	18
(1)児童館	18
(2)放課後児童健全育成事業	19
(3)地域組織(母親クラブ)活動支援	19

(4)児童遊園	20
7 社会環境の整備等事業	20
(1)保育所保育士研修会	20
(2)保育士復帰支援研修会	20
(3)乳児保育研修会	20
(4)地域子育て支援センター事業	20
(5)一時預かり事業(一般型)	20
(6)乳幼児健康支援一時預かり事業	21
(7)ファミリー・サポート・センター事業	21
(8)ホームスタート事業	21
(9)ブックスタート事業	21
(10)子育て短期支援事業	21

【ひとり親家庭の福祉】

1 ひとり親家庭の福祉の概要	22
2 相談、指導事業	22
(1)女性相談員	22
3 在宅福祉対策	22
(1)ひとり親家庭医療費助成事業	22
4 自立助長対策	22
(1)ひとり親家庭自立支援給付金事業	22
(2)母子・父子・寡婦福祉資金貸付	23
(3)児童扶養手当	23

【児童福祉制度の概要】

1 児童の福祉	24
2 ひとり親家庭の福祉	25
3 その他の福祉	26

【会津若松市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画】

1 基本理念	27
2 基本目標	27
3 基本方針及び基本施策	27
4 計画期間	27

【高齢者の福祉】

1 高齢者の状況	28
2 高齢者人口等の推移	28
3 生活支援対策	28
(1)高齢者自立支援短期入所事業	28
(2)日常生活用具給付事業	28
(3)高齢者はり、きゅう、マッサージ等 施術所利用者助成事業	29
(4)緊急通報システム事業	29
(5)高齢者自立支援住宅改修助成事業	29
(6)車いすタクシー利用助成事業	29

目次

(7)共生福祉相談員事業	29
4 生きがい・健康づくり対策等	30
(1)老人クラブ	30
(2)高齢者作品展	30
(3)高年齢者労働能力活用事業	30
(4)敬老事業	31
(5)あいづわくわく学園	31
(6)ゆめ寺子屋	31
(7)地域支援ネットワークボランティア事業	32
(8)つながりづくりポイント事業	32
(9)高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業	32
5 施設福祉対策	32
(1)養護老人ホーム	32
(2)施設整備補助金の交付実績	33

【地域支援事業】

1 概要	34
2 主な事業	34
(1)介護予防・日常生活支援総合事業	34
(2)包括的支援事業	34
(3)任意事業	35

【介護保険制度】

1 被保険者等の状況	37
(1)第1号被保険者数	37
(2)要介護・要支援認定者数等	37
(3)サービス受給者数	38
2 第1号被保険者保険料の収納状況	39
(1)徴収区分別	39
(2)所得段階別	40
3 保険給付費の推移	41
4 サービス別給付費の推移	42

【会津若松市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画】

1 基本理念	43
2 基本目標	43
3 基本方針	43
4 市民協働での仕組みづくり	44
5 計画の期間	44
6 計画の推進体制	44

【会津若松市地域自立支援協議会】

1 協議会での事業内容	45
2 構成	45
3 運営会議	45

4 専門部会	45
5 特命テーマ検討チーム	45

【障がい者の福祉】

1 身体障がい者	46
(1)身体障害者手帳交付者数	46
(2)身体障害者手帳所持者の年齢構成	46
(3)身体障がい者数の推移	47
(4)身体障害者手帳交付の推移	47
2 知的障がい者	47
(1)療育手帳交付者数	47
(2)療育手帳所持者の年齢構成	47
(3)知的障がい者数の推移	47
3 精神障がい者	48
(1)精神障害者保健福祉手帳交付者数	48
(2)精神保健福祉手帳交付状況	48
4 各種施策	48
(1)障がい者訪問給食サービス	48
(2)在宅重度障がい者対策事業	48
(3)重度心身障がい者医療費助成事業	49
(4)人工透析患者通院交通費助成事業	49
(5)心身障害者扶養共済制度助成事業	49
(6)特別障害者手当等	49
(7)外出支援事業	50
(8)緊急通報システム事業	50
(9)公の施設利用支援	50
(10)障がい者雇用優良事業所顕彰事業	50
(11)諸証明事務	51
(12)特定疾患患者見舞金制度	51

【障害者総合支援法】

1 障がい福祉サービス	52
(1)訪問系サービス	52
(2)短期入所	53
(3)共同生活援助（グループホーム）	53
(4)施設入所支援	53
(5)療養介護	53
(6)生活介護	54
(7)就労継続支援A型	54
(8)就労継続支援B型	54
(9)就労移行支援	54
(10)就労定着支援	55
(11)自立訓練（機能訓練・生活訓練）	55
2 相談支援	55
(1)計画相談支援	55
(2)地域移行支援	55
(3)地域定着支援	56
3 自立支援医療	56

目 次

(1)更生医療	56
(2)育成医療	56
(3)精神通院医療	56
4 補装具の支給	57

【地域生活支援事業】

1 相談支援事業	58
2 緊急時入所事業	58
3 地域生活体験事業	58
4 ガイドヘルパー派遣事業	59
5 日常生活用具費助成事業	59
6 意思疎通支援事業	60
7 訪問入浴サービス事業	60
8 地域活動支援センター	60
9 タイムケア事業	60
10 自動車改造費補助事業	61
11 自動車運転免許取得費補助事業	61
12 手話講習会・点字講習会の開催	61
13 生活サポート事業	61
14 手話奉仕員養成事業	61
15 福祉ホーム事業	62
16 余暇活動支援事業	62
17 ワークシェアリング事業	62
18 成年後見制度利用促進事業	62

【児童福祉法】

1 障がい児通所支援	63
(1)児童発達支援	63
(2)放課後等デイサービス	63
(3)保育所等訪問支援	63
2 障がい児相談支援	64

【低所得者の福祉】

1 生活保護法による保護の概要	65
2 生活保護相談処理	66
3 生活保護費扶助別の状況推移	67
4 施設保護対策	68
5 生活困窮者自立支援制度の概要	68
(1)自立相談支援事業（生活サポート相談窓口）	68
(2)住居確保給付金の支給	68
(3)就労準備支援事業	68
(4)家計改善支援事業	69
(5)子どもの学習・生活支援事業	69
6 ひきこもりの支援	69
(1)ひきこもり支援連携会議	69
(2)ユースプレイス自立支援事業	69

【その他の福祉】

1 災害弔慰金、災害援護資金の貸付制度	70
2 戦傷病者、戦没者遺族等の援助	70
(1)相談事業	70
(2)戦没者の遺族、旧軍人軍属等の遺族に対する援護	70
(3)戦傷病者に対する援護	70
(4)戦没者追悼式	70
3 日本赤十字社	70
(1)災害救護	70
(2)救命救急法講習会	70
4 献血推進運動	71
5 孤立死等防止対策	71
6 社会福祉法人の指導監査	71

【母子保健事業】

1 母子健康手帳交付及び妊婦保健指導	72
2 妊産婦健康診査	72
3 乳幼児健康診査	73
(1)新生児聴覚検査	73
(2)先天性股関節脱臼等検診	73
(3)4か月児健康診査	74
(4)9～10か月児健康診査	74
(5)1歳6か月児健康診査	75
(6)3歳6か月児健康診査	76
4 産後ケア事業	77
5 乳児家庭全戸訪問事業	77
6 未熟児訪問事業	77
7 未熟児養育医療の給付	78
8 離乳食教室	78
9 わんぱく相談（健診事後相談）	79
10 5歳児発達相談事業	80
11 健康教育、相談、家庭訪問	80
12 子育て世代包括支援センター	80

【成人保健事業】

1 健康手帳	81
2 健康診査	81
(1)健康診査	81
(2)胃がん検診	82
(3)肺がん検診	83
(4)子宮がん検診	84
(5)乳がん検診	84
(6)大腸がん検診	85
(7)前立腺がん検診	85
(8)肝炎ウイルス検診	86
(9)骨粗しょう症検診	87
3 健康教育	87

目 次

4 健康相談	88	7 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外のその他世帯分)	110
5 訪問指導	88	8 子育て世帯物価高騰緊急支援給付金	110
6 地区組織の育成	88	9 傷病手当金	111
(1)会津若松市保健委員会の支援	88	10 国民健康保険税の減免	111
(2)食生活改善推進員研修の実施	89	11 後期高齢者医療保険料の減免・猶予	113
(3)食生活改善推進協議会の支援	89	12 障がい者 PCR 検査助成事業	114
7 食育の推進・栄養指導	90	13 出産・子育て応援給付金	114
(1)食育の推進	90		
(2)栄養指導	92		
【国民健康保険事業】			
1 被保険者の状況	93		
(1)会津若松市全体に占める国民健康保険 の加入状況の推移	93		
(2)国民健康保険被保険者の推移	93		
(3)国保高齢受給者証該当者数の推移	93		
2 国民健康保険の賦課状況	94		
3 国民健康保険の財政状況	95		
4 保健事業	97		
(1)会津若松市国民健康保険特定健康診査・ 特定保健指導事業	97		
(2)特定保健指導対象者以外の生活習慣病 予備群への支援	98		
【民間の社会福祉活動】			
1 会津若松市社会福祉協議会	99		
(1)組織機構	100		
(2)職員	100		
(3)令和5年度予算	100		
(4)主な事業	101		
2 会津若松地区保護司会	102		
(1)保護司数	102		
(2)事務所	102		
【社会福祉を支える市民】 102			
【社会福祉事業施設・団体一覧表】 103			
【新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援 策】 107			
1 生活支援臨時特別給付金	107		
2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立 支援金	107		
3 住民税非課税世帯等臨時特別給付金等	107		
4 物価高騰緊急支援給付金	108		
5 介護保険料の減免	108		
6 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)	109		

【会津若松市の概要】

1 人口及び世帯数（各年4月1日現在、現住人口）

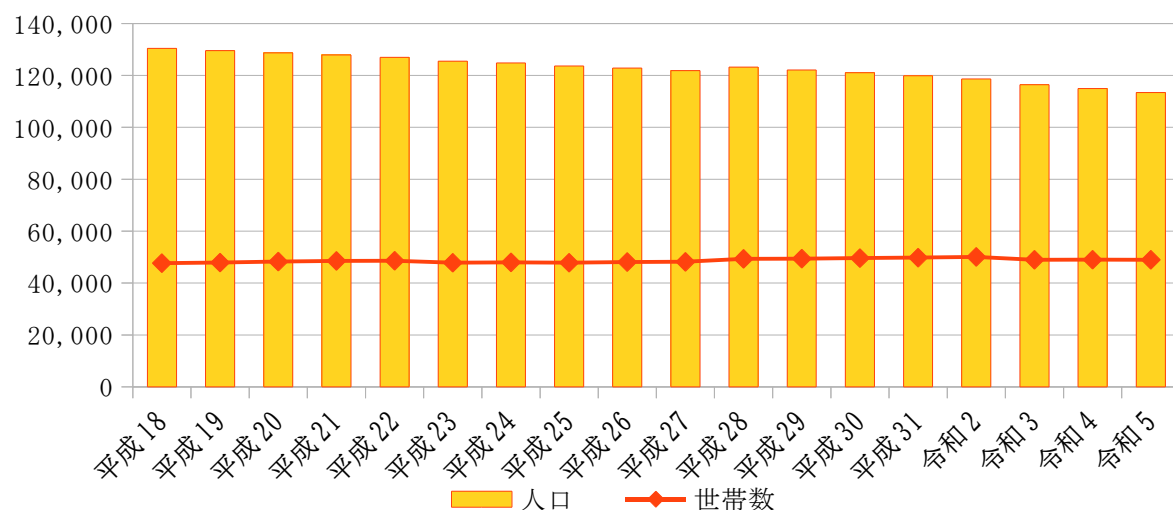
（人、世帯）

年	人口	男	女	世帯数	年	人口	男	女	世帯数
平成18	130,404	61,923	68,481	47,668	平成27	121,842	57,866	63,976	48,199
平成19	129,519	61,499	68,020	47,891	平成28	123,210	58,882	64,328	49,318
平成20	128,700	61,133	67,567	48,275	平成29	122,066	58,406	63,660	49,415
平成21	127,893	60,688	67,205	48,526	平成30	121,068	57,865	63,203	49,621
平成22	126,955	60,187	66,768	48,601	平成31	119,876	57,328	62,548	49,800
平成23	125,482	59,473	66,009	47,832	令和2	118,643	56,775	61,868	50,087
平成24	124,795	59,162	65,633	47,972	令和3	116,450	55,677	60,773	48,966
平成25	123,619	58,614	65,005	47,823	令和4	114,980	55,044	59,936	49,005
平成26	122,866	58,362	64,504	48,111	令和5	113,386	54,345	59,041	48,983

※平成16年11月1日に北会津村と合併。平成17年11月1日に河東町と合併。

2 人口及び世帯数の推移（各年4月1日現在、現住人口）

（人）

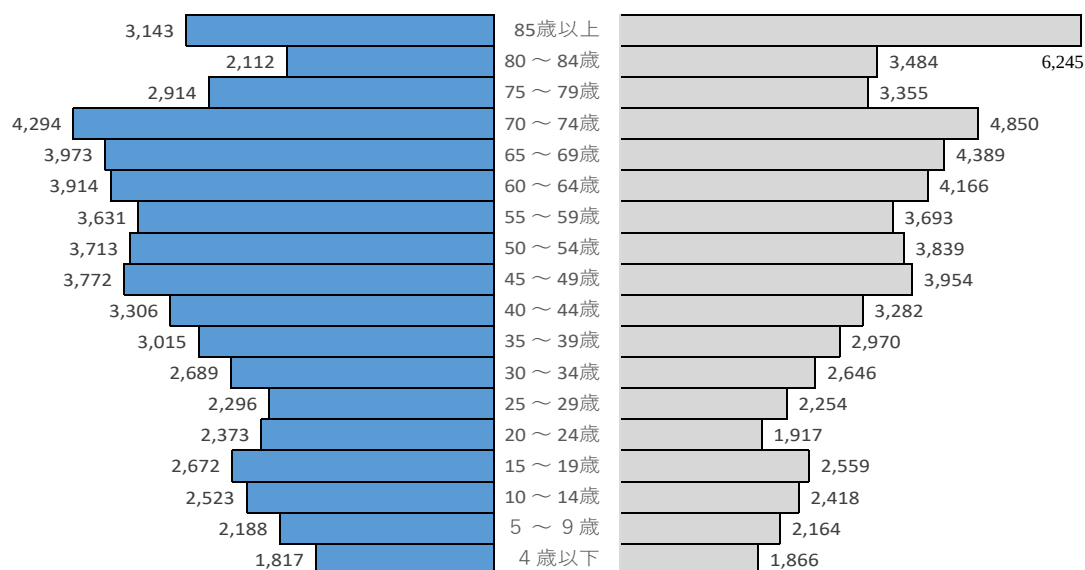


3 5歳階級別人口（令和5年4月1日、現住人口）

男性

女性

（人）



113,386人（男54,345人、女59,041人） グラフは年齢不明を除く。

4 市の予算

(1) 令和5年度一般会計当初予算

(千円)

歳 入			歳 出		
款	予算額	比率	款	予算額	比率
1 市税	15,594,000	31.3%	1 議会費	384,945	0.8%
2 地方譲与税	445,161	0.9%	2 総務費	6,586,851	13.2%
3 利子割交付金	5,200	0.0%	3 民生費	21,021,535	42.2%
4 配当割交付金	38,700	0.1%	4 衛生費	3,903,553	7.7%
5 株式等譲渡所得割交付金	19,800	0.0%	5 労働費	59,925	0.1%
6 法人事業税交付金	315,300	0.6%	6 農林水産業費	1,414,241	2.8%
7 地方消費税交付金	3,359,700	6.7%	7 商工費	1,341,006	2.7%
8 ゴルフ場利用税交付金	8,300	0.0%	8 土木費	4,302,551	8.6%
9 環境性能割交付金	30,400	0.1%	9 消防費	1,568,417	3.1%
10 地方特例交付金	116,400	0.2%	10 教育費	4,439,888	8.9%
11 地方交付税	9,779,900	19.6%	11 公債費	4,814,088	9.6%
12 交通安全対策特別交付金	20,000	0.0%	12 予備費	100,000	0.2%
13 分担金及び負担金	279,152	0.6%			
14 使用料及び手数料	640,320	1.3%			
15 国庫支出金	7,987,580	16.0%			
16 県支出金	4,357,217	8.7%			
17 財産収入	68,045	0.1%			
18 寄附金	1	0.0%			
19 繰入金	2,276,950	4.6%			
20 繰越金	400,000	0.8%			
21 諸収入	1,457,974	2.9%			
22 市債	2,736,900	5.5%			
合 計	49,937,000	100.0%	合 計	49,937,000	100.0%

(2) 令和5年度健康福祉部一般会計当初予算

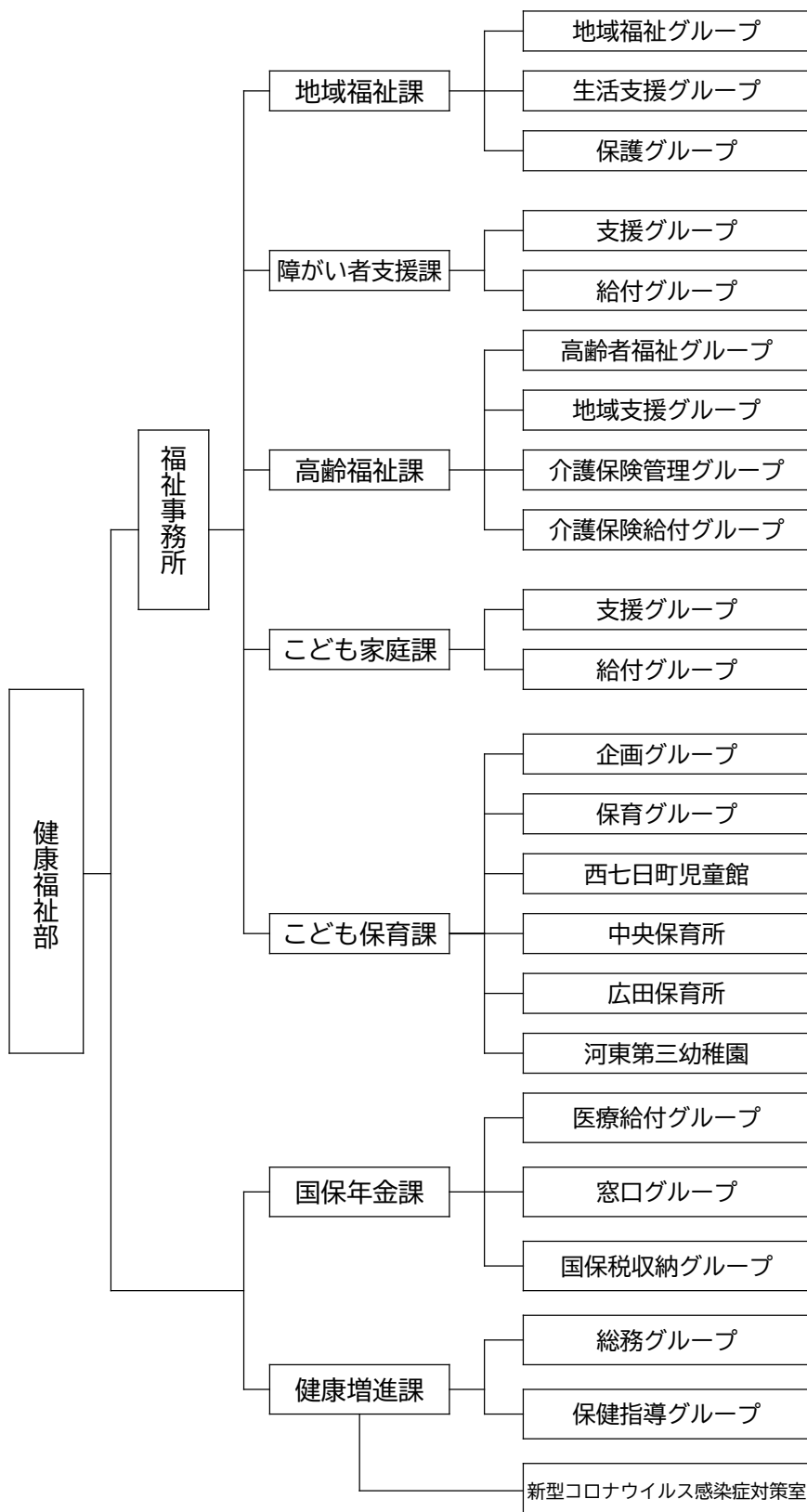
(千円)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較
3 民 生 費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	1,811,117	1,808,485	2,632
		2 障がい者福祉費	2,713,479	2,659,178	54,301
		3 老人福祉費	4,377,082	4,295,415	81,667
		4 国民年金費	27,581	30,120	△ 2,539
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	6,656,530	6,535,616	120,914
		2 児童措置費	2,184,602	2,324,061	△ 139,459
		3 児童福祉施設費	545,648	548,949	△ 3,301
	3 生活保護費	1 生活保護総務費	191,024	179,818	11,206
		2 扶助費	2,514,472	2,615,768	△ 101,296
	4 衛 生 費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	422,469	414,918
2 予防費			817,327	1,154,093	△ 336,766
3 夜間急病センター費			60,142	61,109	△ 967
合 計			22,321,473	22,627,530	△ 306,057

※福祉・衛生に係る予算のみ記載

【健康福祉部の組織機構と事務分掌】

1 健康福祉部の組織機構



2 健康福祉部の事務分掌

(令和5年4月1日現在)

(1) 地域福祉課

名 称	事 務 内 容
地域福祉グループ	(1) 社会福祉対策の総合計画及び調整に関する事。 (2) 民生委員及び児童委員に関する事。 (3) 被災者援助に関する事。 (4) 日本赤十字社に関する事。 (5) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事。 (6) 社会福祉法人の監査・指導に関する事。 (7) 献血に関する事。 (8) 生活保護の経理に関する事。
生活支援グループ	(1) 生活困窮者自立支援に関する事。
保護グループ	(1) 生活保護に関する事。 (2) 行旅死亡人、行旅病人等に関する事。 (3) 中国残留邦人生活支援給付金に関する事。

(2) 障がい者支援課

名 称	事 務 内 容
支援グループ	(1) 障がい者福祉に関する事。 (2) 障がい者等の介護給付費等の支給に関する事。 (3) 障がい者等の介護給付費等の支給に関する審査会に関する事。 (4) 地域生活支援事業に関する事。 (5) 地域自立支援協議会に関する事。
給付グループ	(1) 障がい者福祉に関する事。 (2) 手話通訳に関する事。 (3) 障害者手帳の交付に関する事。 (4) 自立支援医療の支給に関する事。 (5) 重度心身障がい者医療費の助成に関する事。 (6) 特別障害者手当に関する事。 (7) ノーマライズ交流館パオパオの管理に関する事。 (8) 補装具費の支給に関する事。

(3) 高齢福祉課

名 称	事 務 内 容
高齢者福祉グループ	(1) 高齢社会対策に関すること。 (2) 高齢者福祉計画に関すること。 (3) 高齢者福祉に関すること。
地域支援グループ	(1) 介護保険の地域支援事業に関すること。 (2) 老人ホーム措置入所に関すること。 (3) 共生福祉相談員に関すること。
介護保険管理グループ	(1) 介護保険事業計画に関すること。 (2) 介護保険被保険者の資格得喪に関すること。 (3) 介護保険料に関すること。 (4) 介護保険運営協議会に関すること。 (5) 介護サービス事業所の指定等に関すること。
介護保険給付グループ	(1) 介護保険の給付に関すること。 (2) 介護保険の要介護認定に関すること。 (3) 介護保険の要介護認定調査に関すること。

(4) こども家庭課

名 称	事 務 内 容
支援グループ	(1) 児童福祉及び母子福祉に関すること。 (2) 少子化対策に関すること。 (3) 家庭児童相談及び女性福祉相談に関すること。 (4) 障がい児福祉に関すること。 (5) 特別児童扶養手当及び障害児福祉手当に関すること。 (6) 育成医療に関すること。
給付グループ	(1) 児童手当に関すること。 (2) 児童扶養手当に関すること。 (3) 子ども医療費に関すること。 (4) ひとり親家庭医療費に関すること。 (5) 就学遺児激励金に関すること。

(5) こども保育課

名 称	事 務 内 容
企画グループ	(1) 子ども・子育て支援事業に関すること。 (2) 子ども・子育て会議に関すること。 (3) 児童健全育成事業に関すること。
保育グループ	(1) 教育・保育給付認定等に関すること。 (2) 教育・保育施設等の入退所に関すること。 (3) 教育・保育施設等の利用料に関すること。 (4) 教育・保育施設等の補助金に関すること。 (5) 保育所・幼稚園及び認定こども園の施設整備に関すること。
西七日町児童館	(1) 幼児の遊びの指導に関すること。 (2) 児童健全育成事業に関すること。 (3) その他児童の福祉を増進するための事業に関すること。
中央保育所 広田保育所	(1) 保育を必要とする乳児又は幼児の保育に関すること。 (2) 乳児及び幼児の子育て支援に関すること。
河東第三幼稚園	(1) 幼児教育に関すること。

(6) 国保年金課

名 称	事 務 内 容
医療給付グループ	(1) 国民健康保険事業に関すること。 (2) 国民健康保険運営協議会に関すること。 (3) 国民健康保険諸統計に関すること。 (4) 後期高齢者医療に関すること。
窓口グループ	(1) 国民健康保険被保険者の資格得喪に関すること。 (2) 国民健康保険税の調査、賦課、調定及び減免に関すること。 (3) 国民年金に関すること。
国保税収納 グループ	(1) 国民健康保険税の徴収、滞納処分、不納欠損処分及び過誤納金に関すること。 (2) 後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。

(7) 健康増進課

名 称	事 務 内 容
総務グループ	(1) 感染症の予防に関すること（新型コロナウイルス感染症に関する ことを除く。） (2) 結核の予防に関すること。 (3) 狂犬病予防に関すること。 (4) 保健センターの管理に関すること。 (5) 夜間急病センターの運営管理に関すること。 (6) 簡易水道事業に関すること。 (7) 生活用水施設に関すること。 (8) 墓地等の経営許可等に関すること。 (9) 健康づくり推進協議会に関すること。 (10) 地域保健活動の支援及び育成に関すること。
保健指導グループ	(1) 健康づくりの指導及び普及に関すること。 (2) 栄養改善指導に関すること。 (3) 食育推進事業に関すること。 (4) 母子保健に関すること。 (5) 成人及び高齢者保健に関すること。
新型コロナウイルス 感染症対策室	(1) 新型コロナウイルス感染症の予防に関すること。 (2) 新型コロナウイルス感染症対策に関すること。

【会津若松市地域福祉計画】

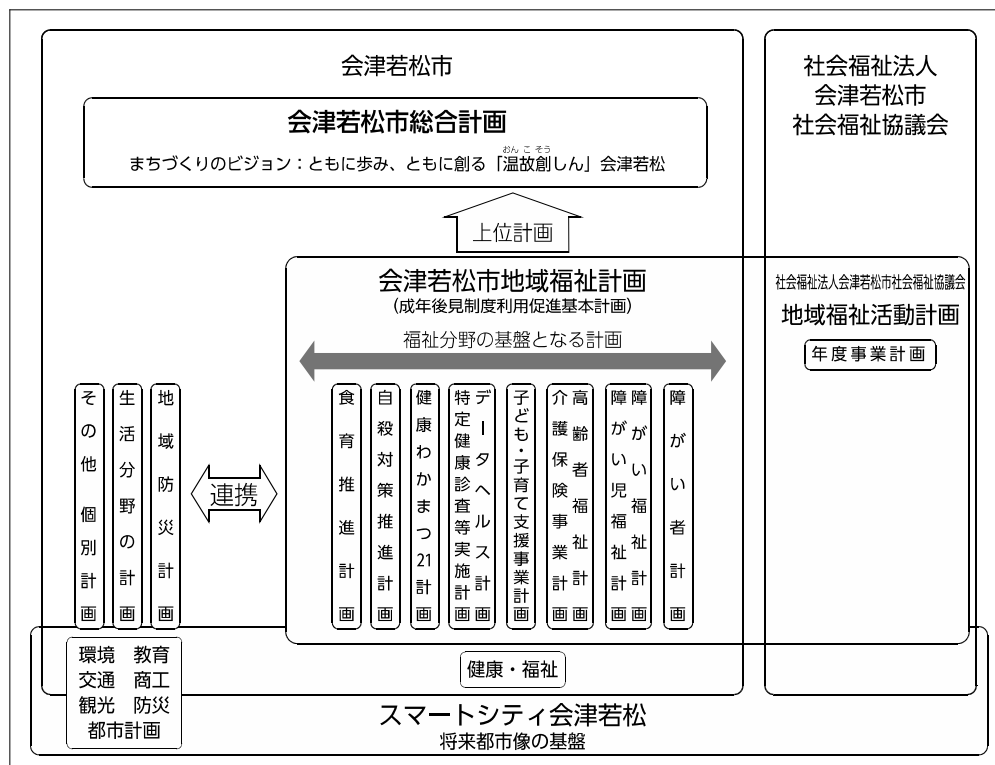
地域福祉計画は、地域福祉の推進により、地域包括ケアシステムの理念の普遍化を図り、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域を共に創る「地域共生社会」の実現を目的にした計画です。

また、本計画の理念を具体的な活動につなげていく必要があることから、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会が策定する、住民主体の地域福祉活動の推進を図るための地域福祉活動計画と一体的に策定しており、2つの計画の一体的な推進により、本市の地域福祉の充実を図ります。

1 計画の位置づけ

本計画は、福祉分野共通の理念と取組を定めたもので、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」となり、福祉分野の上位計画として位置付けています。

また、福祉サービスと成年後見制度など必要な支援を包括的に提供する必要があることから、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含しています。



計画の位置づけ

2 基本理念

「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」

3 計画の基本的な視点

- ① 地域福祉の主役は地域で生活する市民一人ひとり
- ② 地域共生社会の実現を目指す
- ③ 地域の特性を活かし、地域生活課題に対応する
- ④ 分野を超えた多様な主体が連携する
- ⑤ 人に寄り添った支援を行う
- ⑥ 常時・非常時の切れ目のない支え合いを推進する

4 基本目標と基本施策

基本目標1 みんなが活躍できる地域づくり

- 基本施策
- ① 地域福祉の理解促進と福祉の心の育成
 - ② 地域福祉活動の担い手の育成
 - ③ 誰もが活躍できる場の創出

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

- 基本施策
- ① 地域交流の推進
 - ② 支え合い活動の推進
 - ③ 住民と関係機関の連携

基本目標3 みんなが安心して暮らせる地域づくり

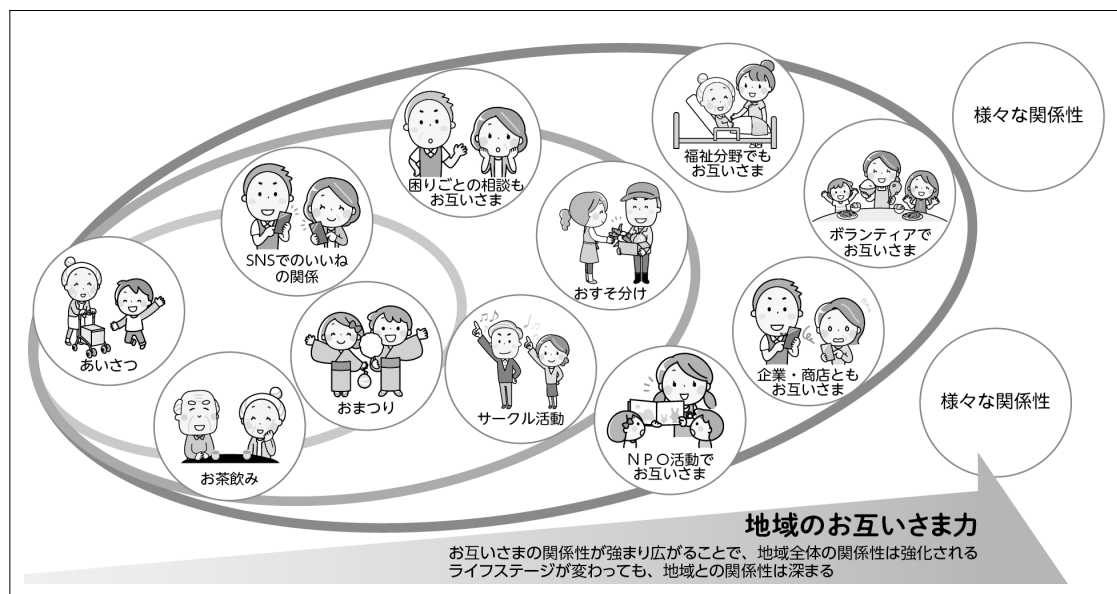
- 基本施策
- ① くらしを支える環境の整備
 - ② 情報提供と相談体制の整備
 - ③ 医療・福祉サービスの充実

5 重点的に取り組む施策

目指す姿

「お互いさまでみんなをつなぐまち」

- 重点的な取組
- ① 住民参画による地域づくり
 - ② 相談・支援体制の充実した地域づくり
 - ③ 常時・非常時の切れ目のない支え合いの地域づくり



お互いさまでみんなをつなぐまちのイメージ

6 計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

7 計画の推進

地域住民、地域、医療・福祉の専門職、行政、社会福祉協議会の地域の多様な主体間での協働や、地域の様々な資源の活用を図りながら、推進していきます。

また、地域福祉の推進にあたっては、市が必要な環境整備や公的福祉サービスの提供等を図る役割であるのに対して、地域福祉活動計画の策定主体である社会福祉協議会では、住民主体の地域福祉活動や、地域の支え合い等に向けた中核的な役割を担うことが求められており、両者の関係性は、公と民の2つの視点から相互補完しながら、地域福祉を推進するための『車の両輪』に例えられています。

【会津若松市子ども・子育て支援事業計画】

「みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ」の実現に向け、市民の皆さんや企業、関係機関などと連携し、地域ぐるみで子育て支援を行っていきます。

1 基本理念

「みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ」

2 基本目標

(1) 基本目標Ⅰ 子どもがいきいきと育つまち

子どもは、様々な人との関わりや体験を通して、これからの社会を生きていく力を身につけていきます。

子どもの「生きる力」をはぐくむために、子どもの成長を支える家庭と地域、教育・保育施設や学校など関係機関が連携し、子どもが安全にいきいきと成長できる取組を推進します。

- ・基本施策1 心豊かな子どもを育む活動の充実
- ・基本施策2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- ・基本施策3 子どもの安全の確保
- ・基本施策4 子どもの悩みに対応する相談支援体制の充実
- ・基本施策5 次代の親の育成

(2) 基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち

子どもの健やかな成長には、保護者の豊かな愛情と安心して過ごせる家庭、そして地域の環境が大切です。子育て家庭の不安や負担を軽減し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない、安心して子どもを産み・育てられる取組を推進します。

また、保護者が安心して働くことができるよう、教育・保育施設や子ども・子育て支援事業の充実を図るとともに、仕事と子育ての両立に向けた取組を推進します。

- ・基本施策1 妊産婦・子どもの健康づくりの推進
- ・基本施策2 子育て家庭への各種サービスの充実
- ・基本施策3 子育てしやすい生活環境などの整備
- ・基本施策4 仕事と生活との両立の支援
- ・基本施策5 子育て家庭への経済的支援
- ・基本施策6 援助を必要とする子どもや家庭への支援

(3) 基本目標Ⅲ 子育てをみんなで支えるまち

未来を担う子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、会津若松市の未来を創ることに繋がっています。

すべての子どもの健やかな育ちと発達が保証され、子どもの最善の利益が実現する地域社会づくりを目指し、子どもを守り、子育てを地域の人みんなで支える取組を推進します。

- ・基本施策1 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進

3 事業計画の期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

4 計画の推進

各種子育て施策の実績等を整理し、庁内検討組織や子ども・子育て会議の意見等を踏まえながら、計画で掲げた各施策・事業を推進していきます。

【児童の福祉】

1 児童福祉の概要

本市の児童福祉は、要保護児童の保護のみにとどまらず、広く児童の健全育成をはかることを目指しています。教育を希望する未就学児童を預かる教育施設（認定こども園、幼稚園）や保育が必要な未就学児童を預かる保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育）に公定価格等の財政支援を保障するとともに、施設整備及び各種保育事業へ助成をしています。さらに、保育士等の研修会に対し助成を行い、保育の質の向上に努めています。

また、身体障がい児や知的障がい児の福祉対策として、相談指導体制の充実、心身障がい児の早期発見等による家庭療育指導体制の充実を図っています。

■児童（0～18歳）人口の推移（各年10月1日現在） (人)

年	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
男	9,994	9,773	9,482	9,208	8,982
女	9,596	9,334	9,039	8,761	8,541
計	19,590	19,107	18,521	17,969	17,523

■就学前児童数（令和5年4月1日現在） (人)

区 分	男	女	計
0歳児	324	319	643
1歳児	357	340	697
2歳児	397	361	758
3歳児	386	380	766
4歳児	373	392	765
5歳児	422	414	836
計	2,259	2,206	4,465

2 相談、指導事業

児童の問題についての相談に応じ、必要な調査を行い個人的に、また集団的に必要な指導を行うとともに、区域内の実情の把握に努めています。

(1) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関、児童の保健福祉に関する職務に従事する者、その他の関係者で成る要保護児童対策地域協議会を設置し、連携して対応しています。

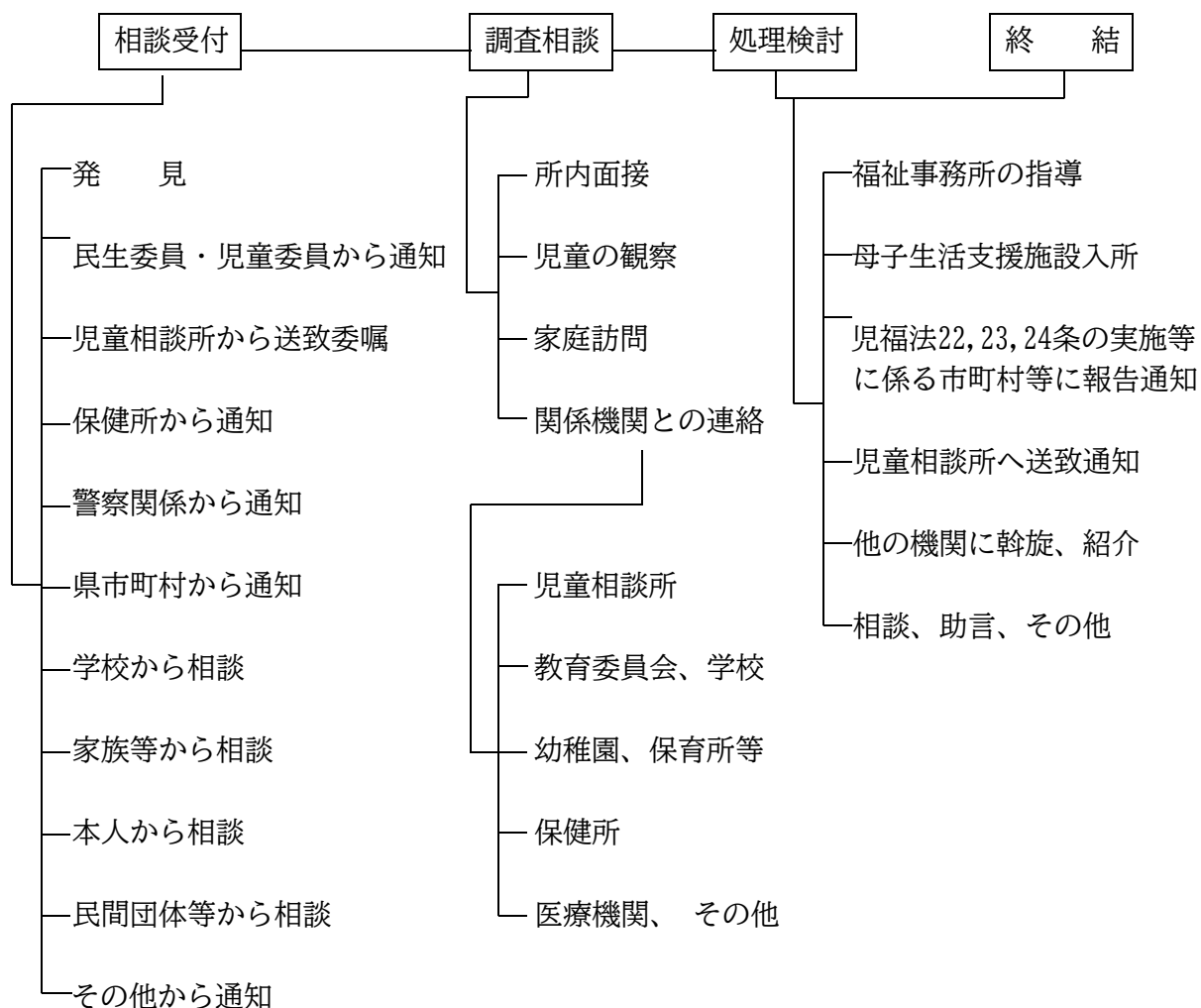
■要保護児童対策地域協議会 (回)

区 分	年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
代 表 者 会 議		1	1	1	1	1
実 務 者 会 議		4	4	4	4	4
個別ケース検討会議		102	117	93	90	64

(2) 家庭児童相談室

家庭における人間関係や児童の養育等の問題について相談を受けるため、家庭児童相談室を設置しています。相談室では、専門の相談員が、児童のしつけ、家庭内の問題について相談を受け、助言、指導を行っています。（家庭相談員2人）

■家庭児童相談室と関係機関



■相談件数の推移

(件)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
性格・生活習慣	5	2	6	24	21
知 能・言 語	69	49	77	86	158
学 校 生 活	150	27	4	13	30
非 行	5	0	1	0	0
家 族 関 係	809	508	460	436	413
環 境 福 祉	0	0	1	8	1
障 が い	46	27	32	21	46
そ の 他	0	0	1	0	0
計	1,084	613	582	588	669

3 母子生活支援施設

児童福祉法に基づく施設であり、児童の健全育成と母子一体の生活指導を基調に、入所者とのコミュニケーションを図りながら、育児相談に応じたり、日常生活や就労などの支援を行い、母子が将来自立できるよう支援しています。

■入所状況

区分 \ 年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
世帯数	4	6	7	5	4
人員	9	17	21	15	10

※本市措置分のみ

4 教育・保育事業

(1) 教育・保育施設等

平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、幼稚園や保育所、認定こども園等を利用する場合は、子どもの年齢、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受け、各施設の利用手続きをすることになり、利用者負担額（保育料）は、市が定める額で、保護者の所得に応じた負担としました。

また、幼稚園の新制度移行や地域型保育事業者等の新設により、多様化する保育ニーズに対応できるよう保育枠の拡大に努めました。

なお、教育・保育施設等を利用していない子育て家庭を支援するため、一時預かりや地域子育て支援センターの事業を各施設において実施しています。

※教育・保育施設等…子ども・子育て支援新制度に移行した保育所・認定こども園・幼稚園及び地域型保育事業施設

■乳幼児（0歳～5歳）人口の推移（各年4月1日現在）

（人、％）

区 分 年	市人口 (住基人口)	乳幼児人口 (住基人口)	対前年度比		比 率
			市人口	乳幼児人口	
平成31	118,518	5,298	99.0	97.2	4.5
令和2	117,329	5,113	98.0	93.8	4.4
令和3	116,062	4,920	98.9	96.2	4.2
令和4	114,639	4,688	98.8	95.3	4.1
令和5	113,007	4,465	98.6	95.2	4.0

■教育・保育施設、定員、入所児童数等の推移（各年4月1日現在）※広域入所を除く （人、％）

区分 年	教育・ 保育施設	利用定員	入 所 児童数	内 訳			入 所 率	
				3歳未満児	3歳児	4歳以上児	定員比率	乳幼児 人口比率
平成31	40	4,290	3,761	1,119	865	1,777	87.7	71.0
令和2	40	4,149	3,670	1,100	799	1,771	88.5	71.8
令和3	40	4,133	3,593	1,077	804	1,712	86.9	73.0
令和4	40	4,083	3,479	1,143	719	1,617	85.2	74.2
令和5	40	3,988	3,335	1,083	722	1,530	83.6	74.7

■教育施設入所児童等の状況（令和5年4月1日現在）※広域入所を除く（人、％）

区 分	教育施設数	利用定員	入 所児童数	年 齢 別 内 訳			比 率
				3 歳	4 歳	5 歳	
公 立	1	50	12	6	3	3	2.5
私 立	19	771	476	139	165	172	97.5
計	20	821	488	145	168	175	—
比 率	—	—	—	29.7	34.4	35.9	100.0

■保育施設入所児童等の状況（令和5年4月1日現在）※広域入所を除く（人、％）

区 分	保育施設数	利用定員	入 所児童数	年 齢 別 内 訳						比 率
				0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	
公 立	2	240	195	4	28	38	42	39	44	6.8
私 立	36	2,927	2,652	71	424	518	535	522	582	93.2
計	38	3,167	2,847	75	452	556	577	561	626	—
比 率	—	—	—	2.6	15.9	19.5	20.3	19.7	22.0	100.0

■保育施設（3号認定）階層別入所状況（令和5年4月1日現在）※広域入所を除く（人、％）

階層区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合計
公立	0	7	4	9	6	6	7	7	11	4	3	2	0	4	0	0	70
私立	1	57	39	82	93	77	115	114	135	97	114	58	5	15	3	8	1,013
計	1	64	43	91	99	83	122	121	146	101	117	60	5	19	3	8	1,083
比率	0.1	5.9	4.0	8.4	9.1	7.7	11.3	11.2	13.5	9.3	10.8	5.5	0.5	1.7	0.3	0.7	100.0

※1階層：生活保護世帯、2階層：市民税非課税世帯、3階層：市民税均等割課税世帯、4階層以上：市民税所得割課税世帯

■入所理由の状況（令和5年4月1日現在）※広域入所を除く（人）

区分	入所児童	教育	就労	妊娠・出産	疾病	介護	災害復旧	求職活動	就学	児童虐待	育児休業	その他
人員	3,335	488	2,528	41	31	5	0	59	15	0	168	0

(2) ハき地保育所

交通条件や自然条件等に恵まれない山間地域における保育を要する児童に対し、保育サービスの提供を行っています。

■ハき地保育所入所児童数の推移（各年4月1日現在）（人）

区 分 保育所名	定 員	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
湊しらとり保育園	60	47	44	38	39	29

(3) 教育・保育事業費の推移

(千円)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
公立保育所経費	384,211	351,757	406,273	420,711	413,330
公立幼稚園経費	54,886	39,040	37,701	38,334	43,034
保育所運営委託料、扶助費（私立）	3,495,293	3,799,610	3,888,237	3,916,536	3,902,036
特別保育（障がい児・延長等）	337,387	362,596	434,949	447,983	465,140
乳幼児健康支援一時預かり事業費	11,777	10,423	9,408	8,992	46,053
教育・保育施設等支援対策事業補助金 （旧民間保育園運営補助金）	34,789	41,767	36,073	44,633	46,458
へき地保育所経費	46,317	50,691	47,723	59,754	55,610
認可外保育施設補助金	674	303	516	480	394
幼稚園就園奨励費補助金	6,295	2,951	－ ※	－ ※	－ ※
計	4,371,629	4,659,138	4,860,879	4,937,423	4,972,055

※ 幼児教育・保育の無償化により、令和元年度で事業終了。

5 在宅福祉対策

(1) 子ども医療費助成事業

本市に住所を有する児童の保健の向上に寄与するため、保険診療にかかる医療費の一部負担金及び入院時食事療養標準負担額を助成しています。

■助成状況の推移

区 分 \ 年 度	助成対象人数 (人)	助成件数 (件)	助成額 (千円)	1人当たりの 助成額（円）	1件当たりの 助成額（円）
平成30	19,229	263,623	550,469	28,627	2,088
令和元	18,683	261,413	541,187	28,967	2,070
令和 2	18,113	200,116	445,544	24,598	2,226
令和 3	17,662	213,209	471,698	26,707	2,212
令和 4	17,152	214,864	482,318	28,120	2,245

※助成対象は、入院・入院外ともに小学校就学前までだったものを、平成23年10月診療分からは入院は中学校3年生まで、入院外は小学校3年生までに拡大し、さらに、平成24年10月診療分からは入院・入院外ともに18歳に達した以後における最初の3月31日までに拡大しています。

(2) 児童手当

家庭における生活の安定及び次代の社会を担う子どもの健やかな育ちと資質の向上を社会全体で応援します。

- 支給要件 中学校修了前の児童を養育している者
- 手当の額（月額）
- | | |
|------------|-----------------|
| 3歳未満 | 15,000円 |
| 3歳以上小学校修了前 | 第一子・第二子 10,000円 |
| | 第三子以降 15,000円 |
| 中学生 | 10,000円 |
| 所得制限以上の者 | 一律 5,000円 |
- ※令和4年6月分より所得上限限度額が新設
- 支給時期 3回（2月、6月、10月）

■児童手当支給の推移

(人、千円)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
受給者数	8,318	8,071	7,841	7,651	7,238
児 童 数	13,959	13,605	13,231	12,888	12,219
支 給 額	1,830,430	1,779,810	1,729,610	1,684,040	1,624,920

※受給者数及び児童数は2月現在

(3) 障害児福祉手当

20歳未満で常時介護を必要とする在宅の障がい児に支給しています。

○手当月額 15,220円 (令和5年4月～)

○支給時期 年4回 (5月、8月、11月、2月)

■支給状況

(人、千円)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
受給者数	51	53	53	47	45
金 額	8,520	8,403	8,502	7,485	7,084

(4) 特別児童扶養手当

身体または精神に中度又は重度の障がいをもつ20歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している人に支給しています。

○手当月額 (令和5年4月～) 1級 53,700円

2級 35,760円

○支給時期 年3回 (4月、8月、11月)

■手当支給資格児童数

(人)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
1級 (重度)	104	105	99	98	105
2級 (中度)	135	148	165	155	148
計	239	253	264	253	253

■障がい別手当受給児童数等 (令和4年度)

(人)

区 分 \ 種 別	受給児童数	知的障がい	身体障がい	重複障がい	内部疾患	精神障がい	その他
1級 (重度)	105	68	27	0	6	4	0
2級 (中度)	148	33	4	0	10	101	0
計	253	101	31	0	16	105	0

(5) 就学遺児激励金

小・中学校に在学する就学遺児に対して、健やかに成長し勉学の励みとなるように支給しています。なお、平成25年度より対象を小・中学校1年生のみから小・中学校に在学する児童・生徒に拡大し、小学校在学時またはその学齢時1回、中学校在学時またはその学齢時1回支給をしています。

○激励金 30,000円

■支給児童数、支給額の推移

(人、千円)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
支給児童	27	45	40	30	38
支 給 額	810	1,350	1,200	900	1,140

6 健全育成対策

(1) 児童館

児童館は児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びの場を与え、その健康増進と情操を豊かにするため、近隣地域の児童を対象として児童の集団指導や放課後児童健全育成事業などを行っています。

■利用者の推移（年間延べ人数、幼児クラブは世帯数）

児童館 \ 年度		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
城前児童センター	登録学童	15,649	14,772	13,561	14,491	—
	幼児クラブ	14	140	187	36	—
	自由来館者	158	185	186	84	—
行仁町児童センター	登録学童	18,205	16,803	18,489	—	—
	幼児クラブ	802	688	408	—	—
	自由来館者	776	924	374	—	—
材木町児童館	登録学童	—	—	—	—	—
	幼児クラブ	—	—	—	—	—
	自由来館者	—	—	—	—	—
西七日町児童館	登録学童	—	—	—	—	—
	幼児クラブ	342	264	66	354	473
	自由来館者	7,052	4,634	2,572	2,828	3,390

※登録学童：放課後児童健全育成事業の利用児童

■幼児クラブの登録状況（令和5年2月1日現在）（組数）

児童館名	西七日町児童館
登録組数	26

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者の就労等による留守家庭の小学生を対象として「こどもクラブ」を設置し、放課後等に遊びを主とした余暇指導、生活指導を行い、児童の健全な育成と事故防止を図っています。

児童福祉法の改正に伴い、平成27年度から利用対象を小学校3年生から6年生までに拡大し、閉所時間を18時から19時に延長しました。

■登録児童の状況（令和5年5月1日現在）

区 分	計	区 分	計
鶴城こどもクラブ (社会福祉法人 博愛会)	79	永和こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	41
城北こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	164	神指こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	33
行仁こどもクラブ (社会福祉法人 博愛会)	101	門田こどもクラブ (社会福祉法人 会津報徳会)	135
城西こどもクラブ (社会福祉法人 会津報徳会)	161	城南第一こどもクラブ (学校法人 慈光学園)	96
謹教こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	114	城南第二こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	32
日新こどもクラブ (学校法人 若松幼稚園)	119	東山こどもクラブ (社会福祉法人 博愛会)	81
湊こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会)	27	小金井第一こどもクラブ (特定非営利活動法人 会津NPOセンター)	144
一箕第一こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	38	小金井第二こどもクラブ (特定非営利活動法人 会津NPOセンター)	42
一箕第二こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	143	荒館こどもクラブ (学校法人 白梅)	89
一箕第三こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	47	川南こどもクラブ (学校法人 白梅)	35
松長第一こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会)	45	河東こどもクラブ (特定非営利活動法人 会津NPOセンター)	114
松長第二こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会)	40	—	—
合計		1,920	

■事業費（決算額）の推移

(千円)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
金 額	493,465	521,526	574,497	600,461	643,447

(3) 地域組織（母親クラブ）活動支援

児童館等を拠点として、親子の交流行事や家庭養育の研修、地域行事への参加等を行い、地域の中で児童健全育成を進めている「地域組織」の活動を支援しています。

■対象団体（令和5年4月1日現在）

○行仁母親クラブ

■地域組織活動補助金（決算額）の推移

(千円)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
金 額	256	256	171	86	86

(4) 児童遊園

児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、また、情操豊かなものにするため設置しています。

■設置の状況（令和5年4月1日現在）

大木の芝原公園…北会津町下荒井

7 社会環境の整備等事業

(1) 保育所保育士研修会

保育所職員の専門的知識・技能を高め、より豊かな保育を実施するために、保育士会の協力を得て開催しています。

■研修会開催状況の推移

(回、人)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
回 数	3	3	0	3	3
参加者数	1,145	1,168	0	1,076	1,140

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各施設で研修を開催。

(2) 保育士復帰支援研修会

保育士の資格を持っていて、現在、就職していない保育士資格所持者を対象に、現場復帰に向けた研修会を行っています。

■研修会開催状況の推移

(人)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
参加人数	1	1	0	0	1

(3) 乳児保育研修会

市内保育施設の乳児保育担当者を対象に、保育技術及び知識の向上を図るため研修会を行っています。

■研修会開催状況の推移

(人)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
参加人数	36	21	36	35	32

(4) 地域子育て支援センター事業

乳幼児を持つ母親、又は家族が教育上の悩みや問題等を電話や面接によって相談を受け、保育の専門家である保育士、看護師、栄養士がアドバイスを行います。また保育施設の在園児童との交流や、保護者の交流の支援、保育施設の園庭開放など地域の中の拠点として子育て支援を行っています。

- ・相談は随時受け付けています。
- ・交流や園庭開放事業は各施設によって実施日が異なります。
- ・市内認可保育所9ヶ所及び幼保連携型認定こども園18ヶ所、地域型保育施設を運営している法人1ヶ所で実施。

(5) 一時預かり事業（一般型）

保護者の急病や都合などで家族での保育が出来ない時に、お子さんを一時的に保育施設でお預かりします。保護者の育児疲れ解消のためなどの理由での利用も受け入れています。

- ・市内認可保育所5ヶ所、認定こども園18ヶ所、幼稚園1ヶ所で実施。

(6) 乳幼児健康支援一時預かり事業

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気のため保育所などに通所できないお子さんをお預かりします。

■施設名：病児保育所さくら

(人)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
年間延利用人数	282	195	64	116	45

(7) ファミリー・サポート・センター事業

仕事と子育ての両立のための基盤を整備し、安心して子育てができる環境づくりを行うため、育児を手助けしてほしい人と手助けしたい人との連絡調整、援助希望者への講習会などを行い、保育施設等への送迎や病児・病後児も対象とした一時預かりを実施し、子育て相互援助活動への支援を行っています。

(件)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
利用件数	2,937	3,144	2,572	2,918	2,718
うち病児・緊急時の預かり等	4	5	1	2	7

(8) ホームスタート事業

子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭に市民ボランティアが家庭訪問し、養育者の悩みや相談に応じたり、一緒に家事・育児をする、傾聴を中心とした支援を行っています。

(世帯、人、回)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
利用世帯数	21	28	24	27	27
子どもの人数	33	56	40	39	46
訪問回数(延べ)	193	279	231	275	286

(9) ブックスタート事業

絵本を通して赤ちゃんとも保護者があたたかい時間を分かち合うことを応援する子育て支援として、市が実施する4か月児健康診査において、赤ちゃんとも保護者に絵本の読み聞かせを行い、絵本やガイドブックなどの入った「ブックスタート・パック」の配付を行っています。

(人)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
配付対象者	819	807	781	721	657
配付状況	789	774	735	676	628

(10) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や出張、育児疲れ等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、一定期間、母子生活支援施設において児童を預かることにより、保護者の負担軽減等を図っています。(平成29年度より開始)

(日)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
利用日数	23	62	31	16	11

【ひとり親家庭の福祉】

1 ひとり親家庭の福祉の概要

ひとり親家庭においては、家庭と仕事の両立が難しく、経済的な問題や子育ての悩みを抱えている家庭が多い状況となっています。本市ではひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、各種の福祉手当等の援助と指導体制の強化を図っています。

2 相談、指導事業

(1) 女性相談員

要保護女子の発見に努め、その相談に応じ助言、指導を行うため女性相談員を置き、母子家庭の生活相談や貸付相談業務にあたりとともに、潜在母子家庭の早期発見と自立のため援助を行っています。

・女性相談員 2人

■相談種別、相談件数の推移

(件)

区分 年度	施設入所	経済問題	職業問題	住宅問題	家庭問題 (夫婦)	家庭問題 (その他)	更生問題	その他	計
平成30	2	42	36	12	246	53	0	36	427
令和元	2	48	36	9	309	81	0	31	516
令和2	4	74	21	17	329	46	0	37	528
令和3	3	89	14	9	243	83	0	67	508
令和4	3	47	24	1	334	70	0	32	511

3 在宅福祉対策

(1) ひとり親家庭医療費助成事業

本市に住所を有する、ひとり親家庭の親及び児童、並びに父母のない児童にかかる保険診療の医療費の一部及び入院時食事療養標準負担額を助成しています。（平成29年10月より窓口無料化され、自己負担なし。）

■助成状況の推移

区分 年度	登録世帯数 (世帯)	登録人数 (人)	助成件数 (件)	助成額 (千円)	1人当たりの 助成額(円)	1件当たりの 助成額(円)
平成30	1,354	3,514	17,996	54,244	16,105	3,014
令和元	1,352	3,378	18,131	51,125	15,629	2,819
令和2	1,308	3,373	17,058	49,475	15,172	2,900
令和3	1,277	3,261	17,386	50,717	15,864	2,917
令和4	1,223	3,071	17,393	49,964	16,270	2,873

※平成24年10月診療分から子ども医療費助成の対象が18歳まで拡大されたことに伴い、児童につきましては、子ども医療費助成制度を優先して適用しています。

4 自立助長対策

(1) ひとり親家庭自立支援給付金事業

ひとり親家庭の父又は母の生活の安定を図るため就職に必要な資格取得等のための費用を助成しています。

■支給対象件数

区 分 年 度	高等職業訓練促進給付金	自立支援教育訓練給付金
平成30	10件（修了支援給付金 4件）	0件
令和元	7件（修了支援給付金 5件）	1件
令和2	10件（修了支援給付金 4件）	0件
令和3	12件（修了支援給付金 0件）	4件
令和4	13件（修了支援給付金 4件）	0件

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭、父母のいない児童及び寡婦等に資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図っています。平成26年10月より、父子家庭への貸付を開始しました。

■母子・父子・寡婦福祉資金貸付決定状況の推移 (件)

区 分 年 度	就学 支 度	修 学	事業 開 始	事業 継 続	住 宅	就職 支 度	技能 修 得	生 活	転 宅	修 業	医 療 介 護	結 婚	計
平成30	7	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
令和元	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5
令和2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
令和3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
令和4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

■母子・父子・寡婦福祉資金に関する相談件数の推移 (件)

区 分 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
相 談 件 数	105	72	37	43	28

(3) 児童扶養手当

ひとり親家庭の場合や、父親又は母親が身体や精神に重い障がいがある場合に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（身体や精神に一定の障がいがある場合は20歳未満）児童を養育している方に支給しています。

■児童扶養手当受給権者の推移（各年8月1日現在） (人)

区 分 年 度	離 婚	死 亡	障がい	遺 棄	未婚の母	その他	計
平成30	1,368	12	3	2	126	9	1,520
令和元	1,377	11	3	1	136	10	1,538
令和2	1,327	10	3	1	133	10	1,484
令和3	1,133	13	2	2	155	8	1,313
令和4	1,071	11	1	1	153	4	1,241

【児童福祉制度の概要】

1 児童の福祉

事業名・内容・負担割合	対 象 者	申請先及び必要とするもの
○児童手当 ・ 手当の支給 0歳～3歳未満 月額 15,000円 3歳以上小学校修了まで 第一子及び第二子 月額 10,000円 第三子以降 月額 15,000円 中学生 月額 10,000円 所得制限以上の者（特例給付） 月額 5,000円 所得上限以上の者 非該当 ・ 負担率 所得制限未満受給者（児童手当） 0歳～3歳未満 被用者（社会保険加入者） 国 37/45 県 4/45 市 4/45 非被用者（その他） 国 4/6 県 1/6 市 1/6 3歳以上中学校修了まで 国 4/6 県 1/6 市 1/6 所得制限以上受給者（特例給付） 0歳～中学校修了まで（一律） 国 4/6 県 1/6 市 1/6	・ 中学校修了前の児童	・ こども家庭課 ・ 各支所住民福祉課 ・ 請求者本人の健康保険証の写し ・ 請求者名義の預金口座がわかるもの ・ 請求者及び配偶者の個人番号カード又は個人番号の記載された住民票等 ・ その他
○保育施設への入所 ・ 保護者の就労・病気その他の事由で保育を必要とする乳幼児の保育 ・ 保護者の課税状況に応じた利用者負担がある	・ 保護者の就労等の事由により保育を必要とする乳幼児	・ こども保育課 ・ 各支所住民福祉課 ・ 各保育施設 ・ 保護者の在職証明書等 ・ 印鑑 ・ 課税証明書〔本年（又は昨年）の1月1日に保護者が会津若松市に住民登録がなかった場合〕
○児童館・こどもクラブへの通所 ・ 放課後、児童に適切な遊び、及び生活の場を与え、健全な育成を図る	・ 保護者が就労等により日中不在となる家庭の小学1年生～6年生の児童	・ 児童館 ・ 各こどもクラブ ・ 児童の健康保険証 ・ 通帳印 ・ 保護者名義の預金通帳 ・ 保護者の在職証明書等
○子ども医療費助成 ・ 保険診療にかかる医療費の一部負担金及び入院時食事療養標準負担額を助成する。 ・ 負担割合 0歳児～小学校就学前 県1/2、市1/2 小学校1年生～小学校3年生 市10/10 小学校4年生～18歳まで 県10/10	・ 0歳から18歳に達した以後における最初の3月31日までの児童。ただし、生活保護を受けている場合は該当しない。	・ こども家庭課 ・ 各支所住民福祉課 ・ 子どもの健康保険証 ・ 被保険者名義の預金口座がわかるもの ※市の国民健康保険に加入している人は申請手続は不要

○母子生活支援施設への入所 ・母子の自立を支援する ・負担割合 国1/2・県1/4・市1/4	・配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある女子で、その監護すべき児童の福祉に欠ける母子	・こども家庭課
--	---	---------

2 ひとり親家庭の福祉

事業名・内容・負担割合	対 象 者	申請先及び必要とするもの
○母子・父子・寡婦福祉資金貸付 ・事業開始・事業継続・修学・技能習得・修業・就職支度・医療介護・生活・住宅・転宅・就学支度・結婚資金の貸付 ・貸付限度額は資金の種類により異なる ・無利子 ・負担割合 国2/3・県1/3	(母子・父子) ・ひとり親家庭・父母のいない児童等及び母子・父子福祉団体 (寡婦) ・寡婦（配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった人） ・40歳以上の配偶者のない女子	・こども家庭課 ・印鑑 ・戸籍謄本、住民票 ・その他
○児童扶養手当 ・手当の支給（※R5.4.1現在） 全額支給 児童1人目 月額 44,140円 2人目 10,420円増 3人目以降1人につき、6,250円増 一部支給 児童1人目月額 44,130 円～10,410 円 2人目 10,410 円～5,210 円増 3人目以降1人につき 6,240 円～3,130 円増 ・負担割合 国1/3・市2/3	・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及び心身に一定の障がいのある20歳未満の児童で父又は母と生計を同じくしていないか、もしくは父又は母が一定の障がいにある場合の監護養育する父又は母、もしくは養育者 ・本人又は扶養義務者の所得が一定の額を超えないこと	・こども家庭課 ・各支所住民福祉課 ・戸籍謄本 ・請求者名義の預金口座がわかるもの ・その他
○ひとり親家庭医療費助成 ・医療費の助成 1ヶ月に支払った自己負担額の世帯合算額を助成 ・負担割合 県1/2、市1/2	・ひとり親家庭の親と児童。児童が18歳に達した日以後最初の3月31日まで。なお、生活保護を受けている人は該当しない。 ・本人又は扶養義務者の所得が一定の額を超えないこと	・こども家庭課 ・各支所住民福祉課 ・健康保険証 ・ひとり親世帯であることを明らかにする書類 ・請求者名義の預金口座がわかるもの
※平成24年10月診療分から子ども医療費助成制度の対象が、児童が18歳に達した日以後最初の3月31日まで拡大されたことに伴い、児童については、子ども医療費助成制度を優先して適用。 ※平成29年10月よりひとり親家庭医療費の窓口無料化を実施。		

◆ひとり親家庭自立支援事業 (旧：母子家庭等自立支援給付金事業) ○高等職業訓練促進給付金 ・看護師、介護福祉士、保育士等の資格取得を目指し養成機関で1年以上（6カ月以上でも対象になる場合あり）のカリキュラムを修業する父又は母に4年間を上限に月額で市民税課税世帯70,500円、非課税世帯100,000円を支給（最終年限は40,000円/月を増額） ・負担割合 国3/4、市1/4 ○自立支援教育訓練給付金 ・就業に結びつく指定教育訓練講座を受講する父又は母に受講費用の60%を支給 ・負担割合 国3/4、市1/4 ○高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 ・高等学校卒業程度認定試験合格のため、講座を受講する父又は母、児童に対して講座受講開始時に費用の30%、修了時に受講費用の40%、高等学校卒業程度認定試験合格時に受講費用の20%を支給（上限15万円） ・負担割合 国3/4、市1/4	・ひとり親の母又は父で、児童扶養手当を受給している等の要件を満たす方 ・趣旨を同じくする給付を受けていないこと。	・こども家庭課 ・戸籍謄本 ・申請者名義の預金通帳 ・その他
--	---	---

3 その他の福祉

事業名・内容・負担割合	対 象 者	申請先及び必要とするもの
○就学遺児激励金 ・激励金の支給 遺児一人につき 30,000円 ・負担割合 市単独事業	・本市に住所を有し、小・中学校に在学する就学遺児。（小・中学校各1回支給）	・こども家庭課 ・各支所住民福祉課 ・申請書 ・戸籍謄本等

【会津若松市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画】

1 基本理念

「高齢者がいきいきと暮らせる地域社会の実現」

2 基本目標

「高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその人らしい生活が続けられるよう地域包括ケアシステムの構築を目指す」

本市の地域包括ケアシステムは、2025年、更には2040年に向けて介護や支援を必要とする方や家族の心構え寄り添った多様な選択肢が提供できるよう、適切なアセスメントによる「介護」「医療」「介護予防」のサービスと、地域の資源やネットワークを活用した「生活支援」や「福祉」のサービスが連携して支える体制の構築を目指します。

3 基本方針及び基本施策

基本方針1 生きがいを持って暮らし続けられる社会の構築

基本施策1 高齢者の活躍の促進

- ①高齢者の社会参画と生きがいづくり
- ②高齢者の就労支援と役割づくり

基本方針2 安心して住み慣れた地域で共に暮らし続けられる環境の構築

基本施策2 みんなの地域包括ケアシステムの構築

- ①地域支援ネットワークの構築
- ②地域包括支援センターの機能強化
- ③在宅医療・介護連携の推進

基本施策3 フレイル対策を含めた介護予防の推進

- ①住民全体の介護予防の充実と支え合いの連携
- ②要介護状態への移行防止
- ③全年代での健康づくりの取組

基本施策4 地域における総合的な生活支援の充実

- ①認知症の人とその家族への支援の充実
- ②高齢者の権利擁護・安全確保の推進
- ③高齢者の生活全般への支援充実

基本方針3 介護保険の円滑な運営

基本施策5 介護保険制度の円滑な運営

- ①バランスのとれた介護サービス環境の構築
- ②介護保険事業の円滑な運営

基本施策6 介護サービス量の見込み

令和3年度からの介護サービスの見込みは、本市の高齢者人口や要介護・要支援認定者数を推計し、第7期計画期間中におけるサービスの利用実績や、今後3年間に施設が整備される見込み等を勘案しながら推計しました。

・第8期介護保険料基準額

年額 79,200 円（月額 6,600 円）

※第7期計画 年間 72,600 円（月額 6,050 円）

4 計画期間

令和3年度～令和5年度（3年間）

【高齢者の福祉】

1 高齢者の状況

本市においては、令和5年4月1日現在の高齢化率が32.2%で、全国平均よりも先行している状況にあり、さらには、高齢者人口の増加とあわせて高齢者世帯やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の増加も見込まれています。

このような状況を踏まえ、市では、介護保険事業計画と一体的に策定した『高齢者福祉計画』に基づき、多様なニーズに対応した福祉サービス等を総合的に提供し、高齢者の誰もが尊重され住み慣れた地域で心身ともに健康で自立した生活が送れるよう支援しています。

2 高齢者人口等の推移（各年4月1日現在）（人）

年 度 \ 区 分	総人口	65歳以上人口
令和元	118,518	35,781（30.2%）
令和2	117,329	36,129（30.8%）
令和3	116,062	36,409（31.4%）
令和4	114,639	36,554（31.9%）
令和5	113,007	36,389（32.2%）

3 生活支援対策

(1) 高齢者自立支援短期入所事業

介護保険の要介護認定で「非該当（自立）」と認定された人のうち、特に援助の必要な人に対して自立支援ショートステイを行っています。

■利用状況の推移

年 度 \ 区 分	利用者（延利用日数）
平成30	6人（71日）
令和元	7人（86日）
令和2	3人（40日）
令和3	6人（99日）
令和4	4人（9日）

(2) 日常生活用具給付事業

おおむね65歳以上で住民税が非課税世帯のひとり暮らし高齢者等に対して、日常生活用具を給付しています。

■利用状況の推移

（台）

年 度 \ 区 分	火災警報器	自動消火器	電磁調理器
平成30	9	6	2
令和元	8	10	2
令和2	5	4	3
令和3	6	7	5
令和4	2	3	1

(3) 高齢者はり、きゅう、マッサージ等施術所利用者助成事業

75歳以上の高齢者が、はり、きゅう、マッサージ等の施術を受けた場合、その費用の一部を助成し、高齢者の健康保持増進を図ります。

■利用状況の推移

(人)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
給付者数	227	209	191	160	144

(4) 緊急通報システム事業

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び重度身体障がい者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより日常生活での不安を解消します。

■利用者数の推移

(人)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実利用者数	536	522	538	518	511

(5) 高齢者自立支援住宅改修助成事業

介護保険の認定を受けていない非課税世帯の在宅高齢者に対し、要介護状態になることを防止するために行う住宅改修に要する経費の一部を18万円を限度として助成します。

■助成件数の推移

(件)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
件 数	3	5	6	1	6

(6) 車いすタクシー利用助成事業

65歳以上で歩行が困難な非課税世帯の高齢者に対し、車いすタクシーを利用した場合の費用の一部を助成し、社会参加の促進及び経済的負担の軽減を図っています。

■助成状況の推移

(人)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
給付者数	369	421	450	154	136

(7) 共生福祉相談員事業

一人暮らしの高齢者等に対し、友愛訪問を通して、安否の確認や生活相談などを行う共生福祉相談員を設置し、高齢者の方の精神的孤独感の解消と健全で安らかな生活が営まれるように努めています。

■相談員数、対象世帯数、訪問件数の推移

(人、世帯、件)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
相 談 員	52	51	50	49	50
対象世帯数	2,752	2,648	2,575	2,529	2,239
訪 問 件 数	24,301	23,134	22,183	18,316	17,172

4 生きがい・健康づくり対策等

(1) 老人クラブ

老後の生活を健全で豊かなものにするため、教養の向上、健康の増進、レクリエーション等の活動を展開している老人クラブに対して運営費の助成を行っています。

■老人クラブの状況と助成額の推移

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
単 位 ク ラ ブ 数	63	61	59	59	52
会 員 数（人）	2,764	2,575	2,428	2,341	2,067
助 成 額（千円）	2,268	2,196	2,068	2,068	1,872
連合会助成額 （千円）	2,927	2,927	2,927	2,927	2,927

(2) 高齢者作品展

高齢者の能力及び趣味を生かし、創作活動に参加することにより生きがいづくりの一助となるよう開催しています。

■出品者数、出品点数状況の推移

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
出品団体数（団体）	48(1)	47(1)	中止	中止	37
出品点数（点）	593(57)	541(52)	中止	中止	491

※()内は大熊町老人クラブの出品に係る内数。

(3) 高年齢者労働能力活用事業（会津若松市シルバー人材センター）

シルバー人材センターには、おおむね 60 歳以上の働く意欲と能力をもった高齢者が加入し、臨時的、短期的な就業を通じて活力ある地域社会づくりに貢献しています。

■シルバー人材センター事業実績等の推移

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
会 員 数（人）	488	518	503	515	504
受 注 件 数（件）	5,138	5,075	5,223	5,267	5,613
請負金額（千円）	216,227	213,397	197,418	206,133	213,901
就業延人数（人）	47,788	47,032	43,048	46,126	47,075
就業実人員（人）	420	436	435	444	454
就 業 率（％）	86.1	84.2	86.5	86.2	90.1
市助成額（千円）	9,532	9,532	9,532	9,532	9,532

(4) 敬老事業

多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに、市民の間に広く高齢者の福祉についての関心と理解を深め、高齢者自らが自身の生活の向上に努める意欲を促すよう、敬老事業を実施しています。

①敬老会の開催

75歳以上（基準日：9月15日）の高齢者を敬老会に招待しています。

■敬老会招待者数の推移 (人)

年度 区分	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
招待者数	18,754	19,072	開催中止	開催中止	開催中止

②敬老祝金

会津若松市敬老祝金条例の規定に基づき、88歳の誕生日を迎え、市内に6か月以上住んでいる方に一回、敬老祝金（10,000円）を贈呈しています。令和2年度までは、81歳以上（基準日：9月15日）の方に5,000円を贈呈していました。

■敬老祝金贈呈状況の推移 (人、千円)

年度 区分	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
贈呈者数	10,619	10,786	11,079	711	800
祝金総額	53,095	53,930	55,395	7,110	8,000

③100歳賀寿

100歳を迎えられた方へのお祝いとして誕生日に祝状及び記念品を贈呈しています。

■100歳賀寿贈呈者数 (人)

年度 区分	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
贈呈者数	39	27	51	31	45

(5) あいづわくわく学園（高齢者大学校）

60歳以上の方を対象に、高齢者の仲間づくりや生きがいづくり、さらには地域活動のリーダーの育成を目指し、会津若松市社会福祉協議会との共催により『あいづわくわく学園』を開設しています。令和4年度より、修学年限を3年制（一般家庭、専攻課程、研究課程）から2年制（教養コース、実践コース）に改編し、それぞれ月2回程度の学びの場を提供しています。

令和4年度は教養コース12名が修了、研究課程12名が卒業しました。

(6) ゆめ寺子屋

60歳以上の方々を対象に、健康保持や生きがいづくり、社会活動への参加促進のため、会津若松市社会福祉協議会との共催により『ゆめ寺子屋』を開設し、文化センターを拠点に健康講座や教養講座を実施しています。

令和4年度は、8回の講座を開講し、165人の受講生が修了しました。

(7) 地域支援ネットワークボランティア事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方々などが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域支援ネットワークボランティア登録員がボランティア活動（家庭的な軽度の支援等）を行います。

■登録者数、総支援回数の推移

(人、回)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
登録者数	156	146	152	152	107
総支援回数	2,967	3,004	1,736	1,741	2,089

(8) つながりづくりポイント事業

市民の地域活動参加と、高齢者の社会参加の促進や健康寿命の延伸を図るため、中学生以上が行うボランティア活動や高齢者が行う介護予防等のための活動などの実績に基づきポイントを付与し、集めたポイント数に応じて、協力店で使用できる利用券を交付します。

令和4年度における登録団体数は106団体、登録人数は1,989人でした。

(9) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業

令和4年度より福島県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援になると認められる保健事業を、介護保険の地域支援事業と国民健康保険の保健事業と一体的に実施しています。

令和4年度は、北会津圏域を対象エリアとして実施しました。

区 分 \ 年 度	令和 4
個別的支援（低栄養防止・生活習慣病の重症化予防）	23 人
フレイル予防教室（体力測定・栄養・口腔ケア講話・運動等）	1 団体で計 2 回・17 人
フレイルチェック（体力測定・健康相談等）	3 会場で計 5 回・85 人

5 施設福祉対策

(1) 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由で養護を受けることが困難な65歳以上の方が入所して、必要な養護のもとに生活しています。

- ・入所決定は、老人ホーム入所判定委員会の要否判定後、福祉事務所が行います。
- ・本人の所得及び扶養義務者の課税の状況に応じ費用負担があります。

■入所者の状況（各年度3月31日現在）

(人)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
会津長寿園	131	131	132	130	127
鮮 雲 荘	11	12	14	16	19
緑 光 園	4	3	3	3	5
合 計	146	146	149	149	151

■措置費の推移

(千円)

年度 区 分	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
措置費	242,796	237,790	244,528	250,511	261,140

(2) 施設整備補助金の交付実績（令和4年度）

特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設の建設等を行った社会福祉法人に対して、借入償還金を補助しました。

①令和4年度補助金総額

48,132,932 円

②支出内訳

- ・ 特別養護老人ホーム絆 21,869,020 円
- ・ 特別養護老人ホーム会津敬愛苑 18,202,027 円
- ・ 特別養護老人ホーム気生苑 6,064,283 円
- ・ 特別養護老人ホーム天生 1,997,602 円

【地域支援事業】

1 概要

高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業を実施しています。

2 主な事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等を対象に、介護予防の充実と多様な主体による多様なサービスを実施しています。

(千円)

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4
訪問型サービス	91,436	90,436	88,986
通所型サービス	322,039	317,039	317,679

②一般介護予防事業

すべての高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及啓発を実施しています。

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
介 護 予 防 教 室	468 回 6,769 人	483 回 6,421 人	382 回 3,678 人	355 回 3,488 人	490 回 4,658 人
介 護 予 防 講 座	115 回 2,070 人	105 回 1,875 人	39 回 455 人	39 回 493 人	61 回 725 人
認知症予防 教室	2 回 28 人	2 回 66 人	2 回 30 人	2 回 52 人	2 回 32 人

(2) 包括的支援事業

①地域包括支援センター事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、7ヶ所に設置した地域包括支援センターが、様々な相談や介護予防のための事業及び虐待等から高齢者を守る権利擁護事業などを、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職がチームとなって支援しています。

(件)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
電話相談	22,390	23,736	27,715	29,924	32,241
来所相談	5,468	5,856	5,678	6,839	6,396
訪問相談	24,662	24,550	18,850	19,215	19,503
合 計	52,520	54,142	52,243	55,978	58,140

②在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携支援センターの設置などにより、高齢者が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

(件)

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4
在宅医療・介護連携の 相談・支援	36	34	25

③認知症総合支援事業

認知症の早期発見・早期対応や介護者への支援体制づくりに取り組んでいます。

(件)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
認知症初期集中支援 推進事業（相談件数）	22	19	7	8	9
認知症地域支援 推進員（相談件数）	1,038	1,164	1,036	943	957

④生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援に関する支え合い活動等の支援の充実を図ります。

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4
協議体設置	全市 1 各地区 16	全市 1 各地区 16	全市 1 各地区 16
生活支援コーデ ィネーター配置	全市 1 各地区 7 相談件数 3,865	全市 1 各地区 7 相談件数 2,753	全市 2 各地区 7 相談件数 1,722

(3) 任意事業

①家族介護者交流会事業

高齢者を介護している方を慰労するとともに、介護者相互の交流により介護者の元気回復を図るための事業を実施しています。

(人)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
参 加 者	182	166	156	147	176

②認知症サポーター養成講座

町内会や老人クラブ等の地域の団体や、職場や学校等を対象に認知症についての出前講座を実施しました。

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施回数（回）	50	45	28	31	41

参 加 者 （ 人 ）	1,078	779	468	632	722
-------------	-------	-----	-----	-----	-----

③寝たきり高齢者等紙おむつ等給付事業

寝たきりの高齢者等に対し、紙おむつ等の購入費の一部を助成することにより、対象者世帯に係る経済的負担の軽減を図りながら在宅生活を支援しています。

(人)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
給 付 者 数	977	1,001	1,041	741	694

④家族介護慰労金支給事業

重度の介護を要する高齢者を、介護保険法に基づくサービスを利用せずに在宅で介護している家族に対し慰労金を支給することにより、介護者の労苦をねぎらい、高齢者福祉の増進を図っています。

(人)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
支 給 者 数	1	2	1	0	0

⑤成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等が、親族による申し立てが困難な場合など、市長が申し立てを行い、本人の福祉の増進を図っています。

(人)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
申 立 者	24	17	22	24	21
利用決定者	24	15	22	23	20

⑥訪問給食サービス事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等にバランスのとれた食事を配食することにより、健康的な在宅生活を支援します。

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実利用者数（人）	399	422	531	620	752
実食数（食）	52,839	65,038	78,939	98,341	124,083

【介護保険制度】

1 被保険者等の状況

(1) 第1号被保険者数

介護保険料所得段階		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
第1段階	人数(人)	6,573	6,532	6,494	6,420	6,244
	割合(%)	18.3	18.0	17.7	17.5	17.1
第2段階	人数(人)	3,204	3,290	3,438	3,629	3,651
	割合(%)	8.9	9.0	9.4	9.9	10.0
第3段階	人数(人)	2,884	2,991	3,175	3,445	3,399
	割合(%)	8.0	8.2	8.7	9.4	9.3
第4段階	人数(人)	4,965	4,746	4,435	4,176	3,960
	割合(%)	13.8	13.0	12.1	11.4	10.8
第5段階	人数(人)	5,447	5,513	5,598	5,546	5,588
	割合(%)	15.1	15.2	15.3	15.1	15.3
第6段階	人数(人)	6,010	6,131	6,103	6,055	6,222
	割合(%)	16.7	16.8	16.7	16.5	17.0
第7段階	人数(人)	3,833	3,954	4,256	4,238	4,240
	割合(%)	10.6	10.9	11.6	11.6	11.6
第8段階	人数(人)	1,561	1,637	1,633	1,650	1,688
	割合(%)	4.3	4.5	4.5	4.5	4.6
第9段階	人数(人)	583	571	445	481	500
	割合(%)	1.6	1.6	1.2	1.3	1.4
第10段階	人数(人)	936	1,021	1,037	1,050	1,098
	割合(%)	2.6	2.8	2.8	2.9	3.0
合 計 (人)		35,996	36,386	36,614	36,690	36,590

※各年当初の被保険者数

(2) 要介護・要支援認定者数等

要介護状態区分		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	人数(人)	1,336	1,469	1,430	1,383	1,490
	割合(%)	17.9	19.7	19.1	18.8	20.3
要支援2	人数(人)	1,008	894	895	864	869
	割合(%)	13.5	12.0	12.0	11.8	11.9
要介護1	人数(人)	1,698	1,677	1,621	1,618	1,542
	割合(%)	22.8	22.4	21.7	22.0	21.0
要介護2	人数(人)	1,009	1,032	1,042	1,020	998
	割合(%)	13.5	13.8	13.9	13.9	13.6
要介護3	人数(人)	825	810	814	796	818
	割合(%)	11.1	10.8	10.9	10.8	11.2
要介護4	人数(人)	965	968	1,025	1,043	1,012
	割合(%)	12.9	13.0	13.7	14.2	13.8
要介護5	人数(人)	622	618	648	622	602
	割合(%)	8.3	8.3	8.7	8.5	8.2
合 計 (人)		7,463	7,468	7,475	7,346	7,331

※各年4月末現在の認定者数（第2号被保険者を含む。）

(3) サービス受給者数

(人)

要介護状態区分		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
居宅サービス	合計	3,762	3,955	3,949	3,974	4,057
	割合(%)	65.7	66.6	65.8	65.1	65.9
要支援1		262	312	365	387	427
要支援2		383	395	397	415	447
要介護1		1,260	1,293	1,230	1,230	1,176
要介護2		751	795	825	804	798
要介護3		495	504	453	456	499
要介護4		423	445	464	464	478
要介護5		188	211	215	218	232
地域密着型サービス	合計	642	673	724	756	798
	割合(%)	11.2	11.3	12.1	12.4	13.0
要支援1		13	13	15	12	22
要支援2		15	16	13	15	23
要介護1		224	218	218	225	258
要介護2		151	161	180	208	176
要介護3		109	111	120	121	135
要介護4		82	100	112	111	117
要介護5		48	54	66	64	67
施設サービス	合計	1,324	1,312	1,330	1,374	1,298
	割合(%)	23.1	22.1	22.2	22.5	21.1
介護老人福祉施設		718	720	758	787	744
介護老人保健施設		592	574	518	532	512
介護療養型医療施設		14	6	6	5	0
介護医療院		-	12	48	50	42
合 計		5,728	5,940	6,003	6,104	6,153

※各年3月末現在の受給者数（第2号被保険者を含む。）

2 第1号被保険者保険料の収納状況

(1) 徴収区分別

(円)

徴収区分		調定額	収入済額	収納率(%)
平成 30 年度	特別徴収	2,217,925,300	2,220,536,600	100.1
	普通徴収 現年度分	204,821,900	178,392,800	87.1
	普通徴収 滞納繰越分	61,370,600	8,578,902	14.0
	合 計	2,484,117,800	2,407,508,302	96.9
令和 元 年度	特別徴収	2,183,232,100	2,185,709,900	100.1
	普通徴収 現年度分	198,353,700	174,925,230	88.2
	普通徴収 滞納繰越分	55,003,598	11,035,308	20.1
	合 計	2,436,589,398	2,371,670,438	97.3
令和 2 年度	特別徴収	2,139,621,200	2,142,448,800	100.1
	普通徴収 現年度分	208,555,200	189,333,500	90.8
	普通徴収 滞納繰越分	45,465,660	10,534,993	23.2
	合 計	2,393,642,060	2,342,317,293	97.9
令和 3 年度	特別徴収	2,344,498,700	2,347,957,900	100.1
	普通徴収 現年度分	226,768,000	207,440,800	91.5
	普通徴収 滞納繰越分	45,582,267	7,662,600	16.8
	合 計	2,616,848,967	2,563,061,300	97.9
令和 4 年度	特別徴収	2,341,654,700	2,345,001,200	100.1
	普通徴収 現年度分	226,439,600	208,009,600	91.9
	普通徴収 滞納繰越分	42,619,263	7,645,100	17.9
	合 計	2,610,713,563	2,560,655,900	98.1

(2) 所得段階別

(円)

介護保険料所得段階		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
第1段階	特別徴収・収納額	178,877,900	149,515,800	115,669,700	124,971,000	125,219,100
	普通徴収・調定額	36,018,100	31,882,400	30,390,500	32,241,400	29,691,500
	同上・収納額	29,945,400	27,283,300	27,160,000	28,737,700	26,589,700
	同上・収納率(%)	83.1	85.6	89.4	89.1	89.6
第2段階	特別徴収・収納額	127,413,700	105,453,700	77,519,100	87,122,500	93,515,400
	普通徴収・調定額	5,423,300	4,580,000	6,966,800	7,881,200	6,914,500
	同上・収納額	4,507,300	3,898,100	6,373,300	7,352,500	6,200,300
	同上・収納率(%)	83.1	85.1	91.5	93.3	89.7
第3段階	特別徴収・収納額	134,490,500	134,086,800	133,032,300	153,079,900	166,338,100
	普通徴収・調定額	6,590,100	6,010,800	6,787,800	7,583,300	8,582,000
	同上・収納額	5,478,100	4,841,300	5,732,600	6,545,800	7,460,300
	同上・収納率(%)	83.1	80.5	84.5	86.3	86.9
第4段階	特別徴収・収納額	291,811,600	277,042,000	262,684,800	268,208,600	253,202,200
	普通徴収・調定額	32,464,000	28,801,700	29,828,800	30,990,100	29,162,400
	同上・収納額	26,811,500	23,699,900	25,882,200	26,627,400	25,013,400
	同上・収納率(%)	82.6	82.3	86.8	85.9	85.8
第5段階	特別徴収・収納額	374,147,500	383,416,600	387,292,400	429,556,600	426,677,300
	普通徴収・調定額	10,703,400	9,178,900	9,408,000	10,469,000	9,611,700
	同上・収納額	9,634,200	8,103,600	8,872,200	9,911,500	8,780,200
	同上・収納率(%)	90.0	88.3	94.3	94.7	91.3
第6段階	特別徴収・収納額	442,992,800	464,878,600	472,903,000	514,303,600	513,348,800
	普通徴収・調定額	41,461,200	40,009,200	38,692,300	40,320,000	39,129,500
	同上・収納額	35,125,600	33,783,637	32,838,100	35,007,600	35,131,300
	同上・収納率(%)	84.7	84.4	84.9	86.8	89.8
第7段階	特別徴収・収納額	338,209,900	336,865,100	345,393,700	405,566,100	402,549,800
	普通徴収・調定額	27,245,200	28,817,200	31,501,500	37,303,600	40,775,700
	同上・収納額	23,940,700	26,562,300	29,606,200	34,739,000	38,402,200
	同上・収納率(%)	87.9	92.2	94.0	93.1	94.2
第8段階	特別徴収・収納額	153,025,400	154,857,100	160,900,700	175,390,500	176,010,500
	普通徴収・調定額	15,420,200	18,812,800	21,865,900	23,690,000	23,196,700
	同上・収納額	14,042,800	17,233,300	20,493,500	22,933,000	21,722,000
	同上・収納率(%)	91.1	91.6	93.7	96.8	93.6
第9段階	特別徴収・収納額	63,361,500	65,153,200	64,676,900	54,941,200	58,031,100
	普通徴収・調定額	6,950,800	8,639,800	6,016,800	6,464,500	8,023,200
	同上・収納額	6,836,500	8,254,400	5,888,400	6,464,500	7,883,100
	同上・収納率(%)	98.4	95.5	97.9	100.0	98.3
第10段階	特別徴収・収納額	114,266,200	111,963,200	119,548,600	131,358,700	129,001,600
	普通徴収・調定額	20,305,800	19,886,900	25,112,600	27,461,700	31,352,400
	同上・収納額	19,963,700	19,611,493	24,607,100	26,985,500	30,678,900
	同上・収納率(%)	98.3	98.6	98.0	98.3	97.9
収入済額合計		2,394,882,800	2,356,503,430	2,327,074,800	2,549,803,200	2,551,755,300

※現年度分のみを対象とし、過年度賦課分及び滞納繰越分は含まない。

※収納額には未還付分等の集計を含んでいないため、決算書における現年度の額とは一致しない。

3 保険給付費の推移

(円)

サービス種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅	訪問介護	732,736,312	765,431,141	818,503,582	844,889,781	854,968,426
	訪問入浴介護	36,780,035	32,813,025	34,639,755	34,816,087	36,731,289
	訪問看護	115,022,866	100,617,555	99,470,950	95,695,501	95,485,012
	訪問リハビリテーション	19,289,024	18,159,096	25,283,200	30,955,164	34,089,452
	通所介護	1,452,957,555	1,496,794,409	1,447,285,432	1,354,787,813	1,262,774,261
	通所リハビリテーション	345,999,982	314,699,302	322,892,087	316,242,388	294,774,403
	福祉用具貸与	268,415,572	273,001,327	295,510,047	312,219,019	332,297,506
	短期入所生活介護	477,125,302	487,069,547	452,732,069	469,426,515	527,525,881
	短期入所療養介護	112,598,012	89,624,550	65,046,502	63,629,521	1,341,549
	居宅療養管理指導	26,671,300	29,539,196	32,070,130	33,611,306	34,367,668
	特定施設入居者生活介護	505,394,672	537,685,530	541,832,176	530,450,811	517,354,817
	福祉用具購入	9,902,366	11,233,111	10,615,827	11,074,492	10,566,667
	住宅改修	26,994,513	28,164,532	24,153,010	24,909,916	24,323,782
	居宅介護支援	529,837,829	530,814,095	531,445,828	546,270,233	546,255,495
	災害臨時特例利用者負担金助成金	0	0	24,236	158,257	168,608
	小 計	4,659,725,340	4,715,646,416	4,701,504,831	4,669,136,804	4,573,024,816
	保険給付費に占める割合	44.54%	44.55%	42.93%	41.98%	41.87%
地域密着型	認知症対応型通所介護	186,663,352	195,079,108	186,618,754	190,676,234	175,563,883
	小規模多機能型居宅介護	301,306,260	314,701,699	384,617,360	401,021,224	420,762,395
	認知症対応型共同生活介護	210,615,094	228,088,053	254,240,727	272,299,537	287,102,140
	看護小規模多機能型居宅介護	56,974,783	95,685,354	196,237,322	226,297,558	230,659,357
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	668,087	1,381,104	3,573,873	949,158
	地域密着型通所介護	190,040,091	190,353,914	200,185,631	235,619,506	265,525,319
	小 計	945,599,580	1,024,576,215	1,223,280,898	1,329,487,932	1,380,562,252
	保険給付費に占める割合	9.04%	9.68%	11.17%	11.95%	12.64%
施設	介護老人福祉施設	2,111,024,612	2,180,319,703	2,293,892,915	2,378,765,631	2,364,887,923
	老人保健施設	2,000,109,610	1,903,796,711	1,735,478,636	1,795,004,642	1,753,281,398
	介護療養型医療施設	56,212,640	31,693,597	21,845,808	19,074,091	8,882,452
	介護医療院	-	41,498,685	215,657,015	219,751,273	186,116,070
	小 計	4,167,346,862	4,115,810,011	4,266,874,374	4,412,595,637	4,313,167,843
	保険給付費に占める割合	39.84%	38.88%	38.96%	39.67%	39.49%
その他の経費	高額介護サービス費	222,596,497	240,918,166	260,739,969	262,871,062	255,924,650
	高額医療合算介護サービス費	20,997,256	25,983,832	24,998,296	22,417,696	22,786,693
	審査支払手数料	8,518,286	8,661,952	8,698,492	9,550,548	9,621,738
	特定入所者介護サービス費等	435,957,781	453,515,970	465,174,954	416,738,168	368,150,009
	小 計	688,069,820	729,079,920	759,611,711	711,577,474	656,483,090
	保険給付費に占める割合	6.58%	6.89%	6.94%	6.40%	6.01%
合 計		10,460,741,602	10,585,112,562	10,951,271,814	11,122,797,847	10,923,238,001

4 サービス別給付費の推移

サービス種別		利用状況	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅	訪問介護	のべ利用者数(人)	10,676	10,740	11,019	11,179	11,758
		のべ利用回数(回)	166,003	167,745	171,273	172,519	174,248
		給付費(円)	732,736,312	765,431,141	818,503,582	844,889,781	854,968,426
	訪問入浴介護	のべ利用者数(人)	695	610	591	605	621
		のべ利用回数(回)	3,138	2,771	2,844	2,853	2,990
		給付費(円)	36,780,035	32,813,025	34,639,755	34,816,087	36,731,289
	訪問看護	のべ利用者数(人)	3,223	3,017	2,916	3,004	3,058
		のべ利用回数(回)	13,975	12,468	12,579	12,773	12,661
		給付費(円)	115,022,866	100,617,555	99,470,950	95,695,501	95,485,012
	訪問リハビリテーション	のべ利用者数(人)	439	438	706	905	992
		のべ利用回数(回)	2,095	1,994	3,042	3,821	4,192
		給付費(円)	19,289,024	18,159,096	25,283,200	30,955,164	34,089,452
	通所介護	のべ利用者数(人)	20,745	21,058	19,718	18,426	17,704
		のべ利用日数(日)	178,682	183,243	174,026	162,839	149,613
		給付費(円)	1,452,957,555	1,496,794,409	1,447,285,432	1,354,787,813	1,262,774,261
	通所リハビリテーション	のべ利用者数(人)	6,465	6,134	6,145	6,093	5,826
		のべ利用回数(回)	41,051	37,497	37,063	37,388	34,257
		給付費(円)	345,999,982	314,699,302	322,892,087	316,242,388	294,774,403
	福祉用具貸与	のべ利用者数(人)	25,114	26,741	28,325	29,492	30,592
		のべ利用件数(件)	730,746	778,427	770,597	860,434	891,251
		給付費(円)	268,415,572	273,001,327	295,510,047	312,219,019	332,297,506
	短期入所生活介護	のべ利用者数(人)	6,749	6,768	5,797	5,853	5,938
		のべ利用日数(日)	87,797	60,021	53,157	55,338	56,209
		給付費(円)	477,125,302	487,069,547	452,732,069	469,426,515	482,215,581
	短期入所療養介護	のべ利用者数(人)	1,365	1,137	784	640	490
		のべ利用件数(件)	9,918	7,684	5,516	5,375	3,778
		給付費(円)	112,598,012	89,624,550	65,046,502	63,629,521	46,651,849
	居宅療養管理指導	のべ利用者数(人)	4,596	5,059	5,432	5,818	6,006
		のべ利用日数(日)	7,906	8,063	8,924	9,221	9,209
		給付費(円)	26,671,300	29,539,196	32,070,130	33,611,306	34,367,668
	特定施設入居者生活介護	のべ利用者数(人)	3,471	3,554	3,504	3,395	3,314
		のべ利用件数(件)	101,001	104,652	103,019	100,567	96,948
		給付費(円)	505,394,672	537,685,530	541,832,176	530,450,811	517,354,817
	福祉用具購入	件数(件)	421	490	407	444	401
		給付費(円)	9,902,366	11,233,111	10,615,827	11,074,492	10,566,667
	住宅改修	件数(件)	413	393	362	348	350
		給付費(円)	26,994,513	28,164,532	24,153,010	24,909,916	24,323,782
	居宅介護支援	件数(件)	40,251	40,860	41,142	41,540	41,769
		給付費(円)	529,837,829	530,814,095	531,445,828	546,270,233	546,255,495
	災害助成金	給付費(円)	0	0	24,236	158,257	168,608
	小計(円)		4,659,725,340	4,715,646,416	4,701,504,831	4,669,136,804	4,573,024,816
地域密着型	認知症対応型通所介護	のべ利用者数(人)	1,920	1,977	1,831	1,824	1,654
		のべ利用日数(日)	17,863	18,531	17,727	18,073	16,296
		給付費(円)	186,663,352	195,079,108	186,618,754	190,676,234	175,563,883
	小規模多機能型居宅介護	のべ利用者数(人)	1,882	1,977	2,294	2,362	2,536
		のべ利用日数(日)	41,897	42,917	51,999	53,825	56,698
		給付費(円)	301,306,260	314,701,699	384,617,360	401,021,224	420,762,395
	認知症対応型共同生活介護	のべ利用者数(人)	854	905	997	1,055	1,111
		のべ利用日数(日)	24,981	26,902	29,708	31,388	32,881
		給付費(円)	210,615,094	228,088,053	254,240,727	272,299,537	287,102,140
	看護小規模多機能型居宅介護	のべ利用者数(人)	301	442	766	779	831
		のべ利用日数(日)	6,795	9,916	16,536	16,922	16,277
		給付費(円)	56,974,783	95,685,354	196,237,322	226,297,558	230,659,357
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	のべ利用者数(人)	0	9	7	12	4
		のべ利用日数(日)	0	238	149	365	96
		給付費(円)	0	668,087	1,381,104	3,573,873	949,158
	地域密着型通所介護	のべ利用者数(人)	2,792	2,785	2,603	2,893	3,409
		のべ利用日数(日)	22,776	22,666	23,817	26,891	30,732
		給付費(円)	190,040,091	190,353,914	200,185,631	235,619,506	265,525,319
	小計(円)		945,599,580	1,024,576,215	1,223,280,898	1,329,487,932	1,380,562,252
施設	介護老人福祉施設	のべ利用者数(人)	8,438	8,593	8,978	9,225	9,059
		のべ利用日数(日)	252,960	257,598	295,493	271,545	264,640
		給付費(円)	2,111,024,612	2,180,319,703	2,293,892,915	2,378,765,631	2,364,887,923
	介護老人保健施設	のべ利用者数(人)	8,793	6,915	6,329	6,408	7,239
		のべ利用日数(日)	206,211	195,197	177,121	182,525	175,872
		給付費(円)	2,000,109,610	1,903,796,711	1,735,478,636	1,795,004,642	1,753,281,398
	介護療養型医療施設	のべ利用者数(人)	174	93	59	57	30
		のべ利用日数(日)	5,043	3,372	3,467	1,687	825
		給付費(円)	56,212,640	31,693,597	21,845,808	19,074,091	8,882,452
	介護医療院	のべ利用者数(人)	-	119	571	603	523
		のべ利用日数(日)	-	3,371	16,552	17,583	14,991
		給付費(円)	-	41,498,685	215,657,015	219,751,273	186,116,070
	小計(円)		4,167,346,862	4,157,308,696	4,266,874,374	4,412,595,637	4,313,167,843
合計			9,772,671,782	9,897,531,327	10,191,660,103	10,411,220,373	10,266,754,911

【会津若松市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画】

1 基本理念

「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現」

2 基本目標

「地域全体で合理的配慮の推進に取り組むまち
ライフステージに応じた適切な支援が受けられるまち
自らの生き方を主体的に選択し、自己実現ができるまち」

《合理的配慮とは》

「合理的配慮」とは、障がいがあることで生じている社会生活上の不利益を解消するため、周囲の人々が障がいの特性に合わせた配慮を可能な範囲で行うことをいいます。障がい者の権利を保障するため、障害者権利条約や平成23年に改正された障害者基本法において新たに定められた言葉です。

3 基本方針

(1) 合理的配慮の推進

障がいのある人の権利擁護のため、障がい理解の啓発により差別や虐待の予防、解消に取り組むとともに、ソフト・ハード両面でのユニバーサルデザインの推進を通して、社会全体で障がいに応じた合理的配慮が実践されるよう、市民、事業者と取り組んでいきます。

(2) 地域で支え合える関係づくり

障がいのある人もない人も地域で安心して生活していくためには、日頃から、身近な地域において人と人とのつながりや絆を築いていくことが必要です。気軽に声を掛け合える地域づくり、支え合える関係づくりに取り組んでいきます。

(3) 自己実現を可能とする活動の推進

地域で生き生きと心豊かに暮らしていくためには、スポーツや文化芸術活動など余暇時間の充実が大切です。障がいのある人がそれらの活動に主体的に参加し他者との交流を楽しみ、生活の質を高めていくことで、自分らしく生活することのできる支援体制づくりに取り組んでいきます。

(4) 雇用・就業の促進

障がいのある人の働きたいという意欲を尊重して、企業などに対して障がい理解を促進することで、障がいがあっても、個性や能力を活かすことのできる働く場や機会を得られ、安心して働き続けることができる環境づくりに取り組んでいきます。

(5) 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもが同年代の障がいのない子どもと等しく、地域の中で学び、遊びや余暇を楽しみながら成長する権利を保障するため、障がいのある子どもたち一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援や育成環境の整備など、子育て支援の充実に取り組んでいきます。

(6) 地域生活支援の充実

障がいのある人が自らの意志で自己決定し、生き方を選択していくためには、早期に課題を把握して個々に応じた相談支援体制の充実が必要です。また、多様化する課題に対応するため、支援する側が横断的な連携を図りながら、地域生活の基盤となる保健、医療、福祉、相談支援の充実に取り組んでいきます。

4 市民協働での仕組みづくり

地域自立支援協議会を中心に、市民協働で次の6つの仕組みづくりに取り組みます。

(1) 障がい理解の仕組みづくり

障がいのある人が地域で当たり前に暮らしていけるよう、市民の障がい・障がい者理解を深める仕組みを構築します。

(2) 地域で支え合う仕組みづくり

災害への備えなど、地域における福祉力の向上により、身近な地域での見守りや支え合いが行われるような仕組みを構築します。

(3) 活動支援の仕組みづくり

障がいのある人が気軽にまちに出かけ、スポーツや文化芸術、余暇活動に参加し、自分らしく活動するために必要な支援体制の仕組みを構築します。

(4) 一般就労に向けた仕組みづくり

一般就労を希望する障がいのある人が、その能力に応じて働く場や機会を得られ、安心して働き続けることができるような支援の仕組みを構築します。

(5) 成長過程に応じた一貫した支援の仕組みづくり

障がいのある子どもが、健やかに成長していくことができるよう、乳幼児期から就学、卒業後まで、切れ目のない一貫した支援を行っていくための仕組みを構築します。

(6) 横断的な支援の仕組みづくり

障がいのある人が地域のなかで暮らし続けることができるよう、保健や医療の分野における関係機関が課題を共有しながら連携し、身近な地域での相談体制など障がいのある人を支援していくための仕組みを構築します。

5 計画の期間

○障がい者計画・・・平成30年度～令和5年度（6年間）

○障がい福祉計画・・・第6期 令和3年度～令和5年度（3年間）

○障がい児福祉計画・・・第2期 令和3年度～令和5年度（3年間）

6 計画の推進体制

計画は、庁内及び庁外の組織により推進していきます。

○庁内組織・・・市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画庁内連絡調整会議
（関係課長による組織）

市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画庁内検討専門部会
（事務担当者等による組織）

○庁外組織・・・会津若松市地域自立支援協議会

（保健・医療・福祉・教育・経済・地域団体等による組織）

【会津若松市地域自立支援協議会】

会津若松市では、障がい者（児）が地域で自分らしい生活を営むための支援体制を構築することを目的として、平成19年1月31日に「会津若松市障がい者地域自立支援協議会」を設置し、関係団体・機関との意見交換や仕組みづくりに向けた調整や協議等を行ってきました。

平成23年度に、新たな「会津若松市障がい者計画」を策定したこと、障害者自立支援法の改正により協議会が法律上、明確に位置づけられたことから、協議会を再編し、これまでの会議形式から、市が法律に基づき設置する組織として「会津若松市地域自立支援協議会」を平成24年5月29日に設立しました。

1 協議会での事業内容

下記項目を事業内容とし、障がい者福祉の増進に係る全般的な検討を行います。

- ①会津若松市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目標達成のために必要な事項に関すること。
- ②相談支援及び障害児相談支援に係る事業の中立・公平性の確保に関すること。
- ③サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の質の向上に関すること。
- ④地域移行及び地域定着支援の効果的な実施のための関係機関等との連携強化に関すること。
- ⑤施設入所者及び精神科病院入院者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発に関すること。
- ⑥障がい者等に対する虐待を防止するための関係機関等との連携強化に関すること。
- ⑦上記のほか、障がい者等の地域生活支援体制の構築に関すること。

2 構成

地域自立支援協議会（総会）は、市長が委嘱する医療、経済、教育、福祉など各分野の関係者35名以内の委員により構成されています。地域自立支援協議会には、「総会」のほか、「運営会議」、「専門部会」、「事務局」、「特命テーマ検討チーム（随時設置）」を設置しています。

3 運営会議

地域自立支援協議会の運営や必要な調整、総会に提案する議案などを整理する場として総会の下に運営会議を置き、「専門部会」の構成員の変更や追加、「特命テーマ検討チーム」の改廃を含めた協議会の運営に関する事項について、協議します。

4 専門部会

協議会の場のみでは、重点項目の検討を深めることは困難なことから、細部を検討する場として専門的な会議（＝部会）を設置しています。部会は、それぞれの「仕組みづくり」、「地域課題の検討」、「障がい者計画」の進行管理を担います。

具体的には、「障がい者計画」の内容を踏まえ、次の6つの専門部会を設置しています。

- ①権利・啓発部会、②地域生活部会、③活動支援部会、④就労部会、⑤療育部会、⑥相談部会

5 特命テーマ検討チーム

特に重要と認められる個別課題に関して集中的な検討を行うため、期間を定めて「特命テーマ検討チーム」を設置します。

【障がい者の福祉】

障がい者やその家族の多様なニーズに対応した在宅サービス等の各種施策の推進や障がい者の社会参加を促進しています。

1 身体障がい者

身体障害者福祉法に基づき視覚、聴覚、平衡、音声、言語、内部機能に障がいのある方及び肢体不自由の方に身体障害者手帳を交付しています。この手帳所持者は、法令に定める支援が受けられます。

(1) 身体障害者手帳交付者数（令和5年4月1日現在） (人)

区分		視覚	聴覚・平衡	音声言語 そしゃく	肢体不自由	内部	計
1級	18歳未満	0	0	0	35	3	38
	18～64歳	32	11	0	168	235	446
	65歳以上	98	19	1	363	836	1,317
	計	130	30	1	566	1,074	1,801
2級	18歳未満	0	1	0	5	0	6
	18～64歳	31	33	0	143	0	207
	65歳以上	78	52	1	369	17	517
	計	109	86	1	517	17	730
3級	18歳未満	0	1	0	3	4	8
	18～64歳	3	7	6	74	46	136
	65歳以上	14	50	40	470	362	936
	計	17	58	46	547	412	1,080
4級	18歳未満	0	0	0	2	1	3
	18～64歳	6	12	12	102	78	210
	65歳以上	22	141	8	678	330	1,179
	計	28	153	20	782	409	1,392
5級	18歳未満	0	0	0	2	0	2
	18～64歳	11	1	0	61	0	73
	65歳以上	18	0	0	219	0	237
	計	29	1	0	282	0	312
6級	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	5	20	0	42	0	67
	65歳以上	27	173	0	101	0	301
	計	32	193	0	143	0	368
合計	18歳未満	0	2	0	47	8	57
	18～64歳	88	84	18	590	359	1,139
	65歳以上	257	435	50	2,200	1,545	4,487
	計	345	521	68	2,837	1,912	5,683

※重複障がい者については、主たる障がいの区分に計上

(2) 身体障害者手帳所持者の年齢構成（令和5年4月1日現在） (人、%)

年齢 区分	0～17歳	18～29歳	30～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	計
人 数	57	78	311	391	359	458	4,029	5,683
比 率	1.0	1.4	5.5	6.9	6.3	8.0	70.9	100

(3) 身体障がい者数の推移：年齢区分（各年4月1日現在）（人）

区 分 \ 年 度	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4
18 歳未満	67	62	65	60	60
18～64 歳	1,289	1,247	1,208	1,143	1,174
65 歳以上	6,234	6,274	5,554	4,796	4,595
計	7,590	7,583	6,827	5,999	5,829

(4) 身体障害者手帳交付の推移：障がい区分（各年4月1日現在）（人）

区 分 \ 年 度	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4
視覚障がい	411	417	387	358	345
聴覚・平衡機能障がい	708	726	640	527	523
音声・言語・そしやく機能障がい	87	88	80	71	66
肢体不自由	4,076	4,029	3,594	3,111	2,986
内部障がい	2,308	2,323	2,126	1,932	1,909
計	7,590	7,583	6,827	5,999	5,829

2 知的障がい者

知的障がい者（児）に対して、一貫した相談、支援が受けられるよう療育手帳を交付しています。

(1) 療育手帳交付者数（令和5年4月1日現在）（人）

区 分	A（最重度・重度）	B（中度・軽度）	計
18 歳未満	71	164	235
18 歳以上	270	579	849
計	341	743	1,084

(2) 療育手帳所持者の年齢構成（令和5年4月1日現在）（人、％）

年 齢 \ 区 分	0～5 歳	6～17 歳	18～29 歳	30～39 歳	40～59 歳	60～64 歳	65 歳以上	計
人数	20	215	299	184	201	57	108	1,084
比率	1.8	19.8	27.6	17.0	18.5	5.3	10.0	100

(3) 知的障がい者数の推移：年齢区分（各年4月1日現在）（人）

区 分 \ 年 度	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4
18 歳未満	205	201	206	212	219
18 歳以上	787	817	830	851	873
計	992	1,018	1,036	1,063	1,092

3 精神障がい者

精神障がい者に対して、一貫した相談、支援が受けられるよう精神障害者保健福祉手帳を交付しています。

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付者数（令和5年4月1日現在）※2年ごとに更新が必要（人）

区 分 年 齢	1 級	2 級	3 級	計
18 歳未満	0	11	8	19
18～64 歳	34	445	484	963
65 歳以上	42	125	68	235
計	76	581	560	1,217

(2) 精神保健福祉手帳交付状況（各年4月1日現在）（人）

区 分 年	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4
1 級	80	80	66	69	71
2 級	462	508	522	528	559
3 級	378	407	427	446	504
計	920	995	1,015	1,043	1,134

4 各種施策

(1) 障がい者訪問給食サービス

在宅の一人暮らしの障がい者に対して弁当を宅配し、配達時に安否確認を行います。

■実績 (人、食)

区 分 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
利用人数	27	23	26	24	36
延べ配食数	6,425	6,246	8,216	8,416	9,921

(2) 在宅重度障がい者対策事業

在宅の重度身体障がい者または人工肛門、人工膀胱造設者に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療材料、衛生器材を給付しています。

■令和4年度給付者数

治療材料・・・給付券（月3,000円）62人 （月4,000円）46人

衛生器材・・・特別給付券（月4,000円）28人

■給付額の推移 (千円)

区 分 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
金 額	2,812	2,848	2,904	4,761	4,604

(3) 重度心身障がい者医療費助成事業

身体障害者手帳1級、2級、3級（内部障がい者）、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級及び身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を重複して所持している重度心身障がい者が、医療機関にかかった場合、医療費の一部を助成しています。

■助成実績

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
受給者数（人）	2,795	2,696	2,621	2,559	2,551
助成件数（件）	69,021	69,235	65,056	65,552	65,182
助成額（千円）	243,307	250,427	229,489	223,633	218,275
1人当たりの医療費（円）	87,051	92,888	87,558	87,391	85,564
1件当たりの医療費（円）	3,525	3,617	3,528	3,412	3,349

(4) 人工透析患者通院交通費助成事業

人工透析を受けている腎臓機能障がい者が、透析のために医療機関への通院に要する交通費の一部を助成しています。

■助成実績

（人、千円）

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
助成延人数	195	195	195	195	195
助成実人数	25	26	23	25	24
助 成 額	3,249	3,319	3,904	4,789	4,319

(5) 心身障害者扶養共済制度助成事業

心身障害者扶養共済制度とは、心身障がい者の保護者が一定の掛金を納入することにより、保護者の死亡等により、残された障がい者（児）が終身一定の年金を受給することができる制度です。県が実施主体であり、委任事務として加入者に対し、現況届、掛金徴収事務等を行っています。

■助成実績

（人）

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
掛け金納付者数	2	2	2	3	3
年金受給者・現況届提出者	34	35	31	29	31

(6) 特別障害者手当等

20歳以上で、日常生活に常時の介護を必要とする在宅の重度障がい者に支給しています。

■支給状況

（人、千円）

区 分 \ 年 度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
特別障害者手当	受給者数	149	151	148	147	141
	支給額	51,302	48,879	47,658	48,437	46,670
経過的福祉手当	受給者数	5	5	2	1	1
	支給額	952	591	491	313	179
計	受給者数	154	155	150	148	142
	支給額	52,254	49,470	48,149	48,750	46,849

(7) 外出支援事業

一定の資格要件に該当する障がい者に対し、障がい者の方の社会参加促進と経済的負担の軽減を目的として、市内の公共交通機関で使用できる利用券を交付しています。（利用券は1枚100円）

■100円券を月8枚交付する方

- ①身体障害者手帳（障がい種別：肢体不自由、視覚、内部）の1級所持者
- ②療育手帳の程度A所持者
- ③精神保健福祉手帳1級所持者

■100円券を月40枚交付する方

- ①身体障害者手帳（障がい種別：不問）の所持者の常時車いす使用者
- ②療育手帳または精神保健福祉手帳所持者の常時車いす使用者

（人、千円）

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
8枚交付者	405	325	324	282	273
40枚交付者	207	198	191	275	221
助 成 額	6,281	6,309	5,529	7,581	7,130

(8) 緊急通報システム事業（障がい者）

ひとり暮らしの重度身体障がい者等に緊急通報装置を貸与し、緊急時に迅速かつ適切な対応をする緊急通報体制を整備しています。（年齢65歳到達後は高齢福祉課へ移管）

■支給状況

（人、千円）

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
支給人員	9	10	7	5	6
支 給 額	264	290	219	159	210

(9) 公の施設利用支援

市に登録した障がい者団体に対し、条例等に基づき公の施設の使用料を減免し、自主的な活動を支援しています。

■実績

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
登録団体数	25	26	22	24	24

(10) 障がい者雇用優良事業所顕彰事業

障がい者雇用に積極的に取り組む事業所を、社会貢献優良事業所として表彰するとともに、広く市民へ広報・啓発することで、障がい者雇用の促進を図ります。

■実績

（件）

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
表 彰 件 数	2	1	1	1	2

(11) 諸証明事務

障がい者手帳所持者のうち、NHK放送受信料・自動車税等・有料道路通行料の減免対象者からの申請により、減免手続きに必要な証明書を交付しています。

■実績

(件)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
NHK放送受信料	169	168	212	202	222
自動車税、環境性能割	207	208	139	72	7
有料道路通行料	730	712	640	732	401

※令和4年度から自動車税、環境性能割の減免に係る生計同一証明書に替えて世帯全員の住民票による確認に変更となった。

(12) 特定疾患患者見舞金制度

原因が不明で治療方法が確立していない難病のため治療を受けている方、または腎臓障害のため血液透析を受けている方に年1回5,000円の見舞金を支給しています。

■支給状況

(人、千円)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
支給人員	388	352	364	408	408
支 給 額	1,940	1,760	1,820	2,040	2,040

【障害者総合支援法】

障害者自立支援法（平成 18 年施行）が改正され、平成 25 年 4 月から障害者総合支援法が施行されました。

障がいの種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等）にかかわらず、障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう利用するための仕組みを一元化しています。支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

◆自立支援給付◆

自立支援給付は、利用者個人に支給される個別給付であり、障がい福祉サービス、相談支援、自立支援医療、補装具の支給で構成されています。

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護）

日常生活に支障のある障がい者が安心して在宅生活を送ることができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護や外出時における移動支援、またはこれらの複数のサービスを包括的に行っています。

■利用状況

区 分 \ 年 度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
居宅介護	実施箇所数	20(21)	22(23)	21(24)	20(22)	22(24)
	実利用者数（人）	184	175	180	183	181
	支給額（千円）	115,229	119,238	122,204	128,186	128,619
重度訪問介護	実施箇所数	13(15)	12(14)	11(13)	3(3)	3(3)
	実利用者数（人）	12	11	10	7	7
	支給額（千円）	31,264	27,384	14,002	6,657	5,994
行動援護	実施箇所数	2(2)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
	実利用者数（人）	12	7	7	8	13
	支給額（千円）	1,665	1,047	1,667	1,309	2,313
重度障害者等包括支援	実施箇所数	0	0	0	0	0
	実利用者数（人）	0	0	0	0	0
	支給額（千円）	0	0	0	0	0
同行援護	実施箇所数	7(11)	6(11)	7(10)	7(9)	7(13)
	実利用者数（人）	35	37	34	33	31
	支給額（千円）	10,383	16,860	16,925	17,056	15,862

※実施箇所数（ ）内は市外を含む事業所数（以下同じ）

(2) 短期入所

自宅において介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行っています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数	4(9)	3(10)	3(7)	3(5)	3(6)
利用者数（人）	89	93	58	52	56
延利用日数（日）	2,475	2,635	1,374	1,573	1,790
支給額（千円）	21,845	22,968	12,411	14,772	16,953

(3) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行っています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数	51(71)	56(76)	60(81)	60(81)	71(93)
利用者数（人）	207	203	220	230	234
支給額（千円）	229,755	244,633	260,369	274,862	282,813

(4) 施設入所支援

常時介護を必要とする人に、施設において居住の場を提供しています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数	2(25)	2(24)	2(24)	2(23)	2(23)
利用者数（人）	125	126	131	132	135
支給額（千円）	155,684	159,580	169,984	175,119	179,312

(5) 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数	0(5)	0(4)	0(4)	0(4)	0(4)
利用者数（人）	13	11	11	12	12
支給額（千円）	47,974	43,845	43,782	44,906	47,006

(6) 生活介護

常時介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供しています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数	9(37)	11(39)	7(36)	12(37)	11(35)
利用者数（人）	253	265	264	264	271
利用延べ日数（日）	51,698	53,805	56,561	57,268	57,473
支給額（千円）	520,967	543,600	575,426	591,623	598,180

(7) 就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人に、原則、雇用契約（最低賃金を保証）に基づいて、就労機会の提供をするとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数	5(7)	5(7)	5(7)	5(8)	5(8)
利用者数（人）	56	64	65	63	57
利用延べ回数（回）	11,177	10,581	11,580	12,763	12,304
支給額（千円）	69,930	68,644	76,325	82,139	84,506

(8) 就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数	13(26)	12(29)	13(28)	13(27)	13(28)
利用者数（人）	375	397	388	374	383
利用延べ回数（回）	65,819	65,133	62,430	63,662	63,984
支給額（千円）	427,057	429,202	420,298	429,123	432,044

(9) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、なおかつ就労が可能と見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数	1(3)	1(3)	1(3)	1(4)	1(9)
利用者数（人）	31	23	24	28	26
利用延べ回数（回）	2,538	1,917	1,890	1,954	1,461
支給額（千円）	16,460	15,615	11,154	15,332	12,128

(10) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問により必要な連絡調整や指導・助言を行っています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数	1(1)	1(1)	2(2)	2(2)	2(2)
利用者数(人)	0	1	2	3	3
利用延べ回数(回)	0	11	32	32	15
支給額(千円)	0	104	296	730	418

(11) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行っています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数	2(5)	2(4)	1(3)	0(1)	0(2)
利用者数(人)	16	10	5	2	2
利用延べ回数(回)	1,202	1,073	387	420	84
支給額(千円)	6,758	5,548	2,430	1,711	625

2 相談支援

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービス利用者に相談支援専門員が利用計画作成やサービスの調整等を行っています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数	12(36)	12(36)	14(37)	14(41)	14(40)
利用者数(人)	847	822	859	877	878
支給額(千円)	54,726	58,068	63,621	65,957	67,524

(2) 地域移行支援

障がい者支援施設に入所している人又は精神科病院に入院している人に、地域生活に移行するための支援を行っています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数	1(1)	1(1)	1(2)	0(1)	0(1)
利用者数(人)	0	1	3	2	1
支給額(千円)	0	54	598	629	261

(3) 地域定着支援

居宅において単身等で生活する人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行っています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数	1(1)	1(1)	1(1)	0(1)	1(1)
利用者数（人）	0	0	0	0	0
支給額（千円）	0	0	0	0	0

3 自立支援医療

(1) 更生医療

身体障がい者を対象とし、障がいの軽減除去を図る治療に必要な医療費を支給しています。

■支給実績

区 分 \ 年 度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
腎臓機能	件数（件）	1,946	1,822	2,039	2,435	2,765
	金額（千円）	155,508	141,446	127,172	126,400	126,766
心臓機能	件数（件）	3	0	0	1	0
	金額（千円）	267	0	0	53	0
一般	件数（件）	24	18	26	15	28
	金額（千円）	1,247	719	930	533	514
計	件数（件）	1,973	1,840	2,065	2,451	2,793
	金額（千円）	157,022	142,165	128,102	126,986	127,280

(2) 育成医療

身体障がい児又は疾病により障がいが残ると認められる児童を対象とし、障がいの軽減除去を図る治療に必要な医療費を支給しています。（※平成 25 年度から市福祉事務所が支給決定をしています。）

■支給実績

区 分 \ 年 度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
心臓機能	件数（件）	2	4	0	0	2
	金額（千円）	178	286	0	0	169
肢体不自由	件数（件）	2	0	10	10	11
	金額（千円）	72	0	271	330	206
その他	件数（件）	12	12	7	6	0
	金額（千円）	643	15	89	263	0
計	件数（件）	16	16	17	16	13
	金額（千円）	893	301	360	593	375

(3) 精神通院医療

精神障がい者又は精神疾病により治療が必要な人を対象とし、通院治療に必要な医療費を支給しています。（※市福祉事務所が申請を受付し、県が決定します。）

■支給実績

(人)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
利用者数	2,019	2,041	1,942	1,980	2,122

4 補装具の支給

身体障がい者（児）の身体機能を補完又は代替するための補装具の購入又は修理に要する費用を支給しています。

■支給実績

（件、千円）

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
交付・修理件数	280	233	208	219	217
事業費	23,374	22,895	18,802	24,585	23,615

■身体障がい者（児）の補装具費の交付等の状況

（件）

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
車いす	74	57	53	57	60
電動車いす	11	12	9	11	9
補聴器	86	74	67	63	69
下肢装具	46	38	30	44	36
義肢	7	8	6	6	8
歩行補助つえ	3	1	10	1	1
盲人安全つえ	13	11	11	11	6
その他	40	32	22	26	28
計	286	233	208	219	217

【地域生活支援事業】

障がい者及び障がい児が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者のニーズを踏まえた各種事業を効率的かつ効果的に実施し、障がい者等の福祉の増進を図っていきます。

1 相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や援助を行うこと等により、障がい者等が地域での自立した日常生活・社会生活を営めるよう支援を行います。

■支援の状況 (件)

年度 区 分	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
基幹障がい者 相談支援センター	8,807	8,682	9,807	7,809	5,354
地域障がい者 相談窓口	1,931	2,126	2,227	2,090	2,136

※地域障がい者相談窓口は、平成 29 年 12 月に 2 か所、令和 5 年 1 月に 1 か所設置

2 緊急時入所事業

介護を行う者の疾病等緊急的な理由により、入所した障がい者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護やその他の必要な支援を提供します。

■利用状況

年度 区 分	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
登録者数 (人)	40	40	34	29	31
実利用者数 (人)	6	3	1	0	1
利用延べ実数 (日)	42	10	10	0	8

※平成 29 年度から事業を開始

3 地域生活体験事業

地域における生活を体験できる共同生活を営むべき住居において、障がい者等が相談、食事の提供、その他の日常生活の支援を体験する場を提供します。

■利用状況

年度 区 分	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
登録者数 (人)	13	13	4	0	0
実利用者数 (人)	9	10	1	0	0
利用延べ実数 (日)	74	40	2	0	0

※平成 29 年度から事業を開始

4 ガイドヘルパー派遣事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活に必要な外出又は余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。

■利用状況

区 分 \ 年 度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数		13(15)	11(11)	10(10)	10(10)	9(9)
個別支援型	実利用者数（人）	100	107	105	90	78
	支給金額（千円）	10,632	11,218	8,396	9,482	8,844
グループ支援型	実利用者数（人）	4	4	0	0	0
	支給金額（千円）	48	56	0	0	0

※実施箇所数（ ）内は市外を含む事業所数（以下同じ）

5 日常生活用具費助成事業

障がい者(児)が日常生活に必要な自立支援用具等の日常生活用具の購入費用を助成しています。

■助成状況

(件、千円)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
助成件数	2,671	2,644	2,632	2,680	2,748
事業費	28,479	27,475	26,593	25,339	28,197

■日常生活用具費助成明細

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
特殊寝台	7	5	5	4	2
特殊マット	5	4	4	3	2
入浴補助具	8	5	2	5	2
移動・移乗支援用具	6	4	3	6	1
電磁調理器	1	2	0	0	1
電気式たん吸引器	9	6	10	1	5
動脈血中酸素飽和度測定器	2	5	5	3	4
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	8	7	4	2	8
視覚障がい者用拡大読書器	7	4	6	3	15
盲人用時計	4	0	2	4	9
聴覚障がい者用屋内信号装置	2	2	0	3	2
聴覚障がい者用通信装置	5	3	1	3	6
人工喉頭	6	4	2	3	2
視覚障がい者用地デジラジオ	3	2	2	1	3
ストマ用装具	2,571	2,560	2,563	2,621	2,670
住宅改修費	4	4	2	2	0
その他	23	27	21	16	16
計	2,671	2,644	2,632	2,680	2,748

6 意思疎通支援事業

聴覚障がい者及び言語機能障がい者の社会生活上必要な意思の疎通を図るため、手話通訳者または要約筆記者等を派遣してコミュニケーションの支援をしています。

■利用実績

区 分 \ 年 度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
専任手話通訳者	手話通訳者数（人）	2	3	3	3	3
	派遣延件数（件）	1,217	1,153	1,122	1,188	1,176
登録手話通訳者	手話通訳者数（人）	23	22	22	19	19
	派遣延件数（件）	281	226	235	517	485

7 訪問入浴サービス事業

居宅で入浴することが困難な身体障がい者等に対し、居宅に訪問し、入浴介助のサービスを行います。

■利用実績

区 分 \ 年 度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数		2	2	2	2	2
実利用者数（人）		7	5	3	2	4
派遣回数（回）		562	494	494	107	286

8 地域活動支援センター

障がい者の地域生活支援と社会参加の促進を図るため、障がい者に通所による創作的活動又は生産活動の場を提供しています。

■利用実績

区 分 \ 年 度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数		3	3	2	2	2
実利用者数（人）		39	35	33	33	36
利用延べ人数（人）		3,848	3,873	3,702	3,669	3,482

9 タイムケア事業

障がい者（児）の活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や休息の確保を図るため、一時的な預かりを行います。

■利用実績

区 分 \ 年 度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数		4	5	5	5	8
利用延回数（回）		3,131	4,468	4,479	5,904	5,971

10 自動車改造費補助事業

下肢又は体幹機能障がい等を有する身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造した場合、その経費の一部を助成しています。（限度額 10 万円）

■補助実績 (人、千円)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
対象者数	1	4	4	2	1
補 助 額	100	400	400	200	87

11 自動車運転免許取得費補助事業

下肢又は聴覚障がい等を有する身体障がい者が運転免許を取得したことに対し、取得費用の一部を助成しています。（限度額 10 万円）

■補助実績 (人、千円)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
対象者数	2	0	1	1	0
補 助 額	200	0	100	100	0

12 手話講習会・点字講習会の開催

障がい者に対する理解と認識を広めるために、手話及び点字の講習会を開催しています。

■参加実績 (人)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
手話講習会参加者数	46	47	中止	17	24
点字講習会参加者数	6	7	中止	2	7

13 生活サポート事業

障害者総合支援法による障害支援区分が非該当の方に、日常生活や家事など必要な支援を行っています。

■利用実績 (人、回)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実利用者数	0	0	0	0	0
利用延回数	0	0	0	0	0

14 手話奉仕員養成事業

日常会話の手話表現技術を習得し、聴覚障がい者との交流促進等を担う手話奉仕員を養成しています。

■受講実績 (人)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
受講者数	19	12	中止	6	10

※ただし全課程のうち半数以上の出席の者

15 福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に対し、低額な料金を施設の居宅その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を行います。

■利用実績

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
実利用者数（人）	0	1	1	1	2

16 余暇活動支援事業

障がい者が参加しやすいイベントを開催したり、交流の場として「余暇活動支援センターふらっと」を運営するなど、障がい者の余暇活動の充実を図っています。

■利用状況 (人)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
延べ利用者数	4,142	4,393	2,559	1,966	1,907

17 ワークシェアリング事業

庁内において障がい者が可能な業務を創出し、障がい者に職場体験的に働く場を提供すると共に、労働対価としての謝礼金を支払い、障がい者の就労意欲の喚起と社会参加の促進を図っています。

また、庁内及び企業に対しての啓発により、障がい者理解と一般就労の促進を図っていきます。

■実施状況

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施日数	47	36	24	15	12
延べ参加者数（人）	371	360	124	102	68
参加事業所数	10	10	7	9	9

18 成年後見制度利用促進事業

成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい者または精神障がい者のうち、申立人がいない場合に市長による成年後見等審判の申立てを行います。また、経済的理由により審判申立が困難と認められる場合に補助金等を交付し、障がい者の権利擁護を推進します。

■成年後見人市長申立 (件)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
申立件数	3	4	6	6	3

■成年後見制度利用促進補助制度（平成 25 年度から実施） (件、千円)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
補助件数	4	5	5	5	6
補 助 額	1,002	1,120	1,021	1,296	1,587

【児童福祉法】

障がいのある子どもとその家族に対する支援のため、児童福祉法に基づく障がい児通所支援や障がい児相談支援の拡充等により、療育体制及び相談体制の充実を図っています。

1 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行っています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数	9(11)	11(12)	11(12)	11(13)	12(15)
利用者数（人）	90	96	94	106	127
利用延べ回数（回）	5,023	5,741	6,845	7,434	7,509
支給額（千円）	51,072	63,289	81,820	98,363	99,166

(2) 放課後等デイサービス

就学している障がい児を対象に、放課後又は休業中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行っています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数	11(15)	12(17)	12(17)	12(16)	13(19)
利用者数（人）	181	181	176	189	205
利用延べ回数（回）	16,335	18,507	19,468	22,397	22,852
支給額（千円）	135,174	161,953	184,485	194,149	197,295

(3) 保育所等訪問支援

保育所その他の集団生活を営む施設に通う障がい児を対象に、保育所等を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援を行っています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数	3(3)	4(4)	4(4)	4(4)	6(6)
利用者数（人）	17	30	32	42	66
利用延べ回数（回）	45	68	110	348	383
支給額（千円）	589	740	1,771	5,998	6,468

2 障がい児相談支援

障がい児通所支援利用者に対し、相談支援専門員が利用計画の作成やサービスの調整等を行っています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
実施箇所数	7(13)	9(15)	9(14)	11(15)	11(15)
利用者数（人）	276	260	273	271	313
支給額（千円）	13,180	17,097	18,122	22,480	26,105

【低所得者の福祉】

1 生活保護法による保護の概要

生活保護法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

◎生活保護制度の基本原則

この制度は、社会的役割を果たすために最少限度の要件が必要です。その要件は守られるべき制度の原理として定められており、国家責任の原理、無差別平等の原理、最低生活の原理、補足性の原理の4つです。

このうち「国家責任の原理」「無差別平等の原理」「最低生活の原理」はいわば国の守るべきことがらを定めたもので、生活に困窮しているかどうかに着目して保護をし、憲法上の権利として保障されている健康で文化的な最低限度の生活を可能にするものでなくてはならないと定めています。

「補足性の原理」は、保護を受ける側に要請されている要件で、保護に要する経費は国民の税で賄われていることなどから保護を受けるためには、各自がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活のために活用しなければならないとしており、また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われなければならないとしています。

保護の要否は、最低生活費と収入の対比で決められます。すなわち最低生活費よりも収入が少ない場合に保護の必要が生じます。また、保護の程度は、厚生労働大臣の定める基準によって算定した最低生活費をもとにして、その世帯の金銭又は物品で充たすことのできない不足分を給付するものです。

■被保護世帯数と人員の推移（各年度末）

（世帯、人）

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
被 保 護 世 帯	1,549	1,501	1,478	1,416	1,417
人 員	1,926	1,852	1,813	1,712	1,711

※保護停止中も含む

2 生活保護相談処理

福祉事務所では、ケースワーカーと呼ばれる現業員が生活保護の業務を担当し、生活保護に関する相談、援助及び指導に努めています。

生活保護の相談があり、保護申請のあったものは、担当ケースワーカーが地区民生委員や関係機関などの協力を得て、資産や能力、扶養義務等の諸調査を行い、その結果に基づき、福祉事務所として生活保護の要否を決定することになります。

なお、諸調査の結果、他の法律の活用や資産の活用、扶養義務者の援助などにより生活保護が適用にならない場合には、保護申請を却下することとなります。

■生活保護申請処理状況の推移

(件、世帯)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
件 数	230	193	209	190	238
取 下 件 数	16	12	24	15	23
却 下 件 数	12	19	24	25	28
決 定 世 帯 数	195	163	167	151	184
廃 止 世 帯 数	185	223	194	198	186

■保護開始・廃止理由の推移

開始理由

(世帯)

区分
--

廃止理由

(世帯)

区分 年度	世帯主の傷病治癒	世帯員の傷病治癒	死亡	失踪	働きによる収入の増加・取得	働き手の転入	社会保障給付金の増加	仕送り等の増加	親類縁者等の引き取り	施設入所	医療費の他法負担	ケース移管	その他	計
平成30	0	0	53	1	42	0	15	1	13	8	2	0	50	185
令和元	0	0	75	3	29	1	18	3	8	9	5	1	71	223
令和2	0	0	55	0	11	1	16	2	4	7	5	2	91	194
令和3	0	0	54	2	19	0	22	2	3	12	3	3	78	198
令和4	0	0	60	1	15	0	15	0	2	13	5	2	73	186

3 生活保護費扶助別の状況推移

(千円)

区 分 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
生 活 扶 助	859,792	827,659	784,236	752,581	737,749
住 宅 扶 助	354,970	363,610	360,788	355,538	358,784
教 育 扶 助	8,031	6,257	6,130	5,269	5,155
介 護 扶 助	81,079	92,380	107,944	96,963	84,838
医 療 扶 助	1,261,055	1,378,734	1,224,582	1,102,429	1,141,024
その他の扶助	13,476	11,092	9,392	8,149	5,758
保護施設事務費	41,624	51,426	54,121	55,690	54,471
計	2,620,027	2,731,158	2,547,193	2,376,619	2,387,779

■最低生活保障水準の具体的事例（高齢夫婦2人世帯 73歳男・71歳女）（円）

区 分 年 度	生 活 扶 助					住宅扶助	計
	居 宅 (第 1 類)	居宅 (第 2 類)			計		
		基準額	冬季加算	計			
平成30	55,570	41,590	10,390	51,980	107,550	40,000	147,550
令和元	61,470	41,420	10,590	52,010	113,480	40,000	153,480
令和 2	66,590	40,660	10,590	51,250	117,840	40,000	157,840
令和 3	66,590	40,660	10,590	51,250	117,840	40,000	157,840
令和 4	66,590	40,660	10,590	51,250	117,840	40,000	157,840

※冬季加算は、11月から4月まで支給。

※住宅扶助は、2人以上世帯の上限額。

※平成30年度、令和元年度、令和2年度は、改定後の基準額（各年10月1日改定）。

4 施設保護対策

身体上又は精神上著しい障がいがあるため、自分ひとりでは日常生活を営むことが困難な方を入所させて生活扶助を行うことを目的として救護施設があります。（生活保護法第38条）
 なお、救護施設への入所要件は、生活保護を受給しているか、もしくはそれに準じる方です。

■入所者の状況（令和5年4月1日現在）

（人）

施設名 \ 区 分	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳以上	計
福島県からまつ荘	0	0	0	6	6
矢吹緑風園	0	0	0	4	4
郡山せいわ園	0	0	0	1	1
救護施設しのめ荘	0	0	1	8	9
福島県浪江ひまわり荘	0	0	0	1	1
計	0	0	1	20	21

5 生活困窮者自立支援制度の概要

平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月から全国で生活困窮者自立支援制度が開始となりました。

この制度は、生活保護に至るおそれのある生活困窮者の自立支援策を強化することを目的として、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、それぞれの状況に応じて包括的な支援を行うことにより、生活保護に至ることなく自立することを目指すものです。

制度内容としては、必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金の支給）と任意事業があり、本市では、任意事業として就労準備支援事業と家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施しています。

(1) 自立相談支援事業(生活サポート相談窓口)

地域福祉課内に「生活サポート相談窓口」を設置し、生活や就労に関するさまざまな課題を抱えて生活困窮に陥っている方からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、自立に向けた支援を実施しています。

また、地域からの孤立や生活困窮の一因となり得るひきこもりへの対策として、関係機関や専門機関を構成メンバーとした「ひきこもり支援連携会議」を設置し、相互の連携を図りながら、ひきこもりの早期把握や適切な支援に向けて取り組んでいます。

(2) 住居確保給付金の支給

平成26年度まで「住宅支援給付事業」として実施していましたが、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、必須事業として法制化されました。

この制度は、住宅支援給付事業と同様、就労可能で就労意欲はあるものの、離職（2年以内）等により住居を失ったり失うおそれのある困窮者に対し、家賃相当額を支給（有期・世帯人員による上限額あり）しながら積極的な就労支援を行うことにより、早期就労・早期自立を図るものです。

(3) 就労準備支援事業

生活習慣の乱れや意欲低下、経験不足など、直ちに一般就労に就くことが困難と思われる生活困窮者を対象として、就労や社会参加に必要な基本的生活習慣の形成、コミュニケーション能力の向上などを目指すとともに、軽作業やボランティア活動等への参加を通して就労意欲の喚起を図るなどの支援を、計画的かつ一貫して実施するものです。

(4) 家計改善支援事業

生活困窮者からの相談においては家計に課題を抱える場合が多いことから、家計表を作成しながら家計の見える化を図り、相談者の家計改善への意識、意欲を高めるとともに、専門的な助言を行うことで家計管理能力の向上を目指すなど、生活再建に向けて支援を行うものです。

(5) 子どもの学習・生活支援事業

専門の支援員を配置し、生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）の子どもへの学習支援を実施することにより、学習習慣の形成や基礎学力の向上等を図るとともに、保護者に対しても、学習や進学にかかる助言や家庭環境改善への働きかけを行っています。

6 ひきこもりの支援

(1) ひきこもり支援連携会議

ひきこもりの早期把握、適切な支援に向けて支援体制を整備するため、平成30年5月に関係機関や専門機関で構成された「ひきこもり支援連携会議」を設置し、関係機関が相互に連携しながら、家族支援も含めた支援に取り組んでいます。

■構成メンバー

会津保健福祉事務所、児童相談所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員協議会、障がい者総合相談窓口、ハローワーク、福島県ひきこもり相談支援センター、会津地域若者サポートステーション、ユースプレイスin会津、会津若松警察署、福島県教育庁会津教育事務所、会津若松市

(2) ユースプレイス自立支援事業

ひきこもりやニートなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対して「居場所」（「ユースプレイス」）を提供し、各種プログラムへの参加により社会性を身につけ、就労の意欲を高めることで、社会的な自立を目指すことを目的としています。

■対象者

ひきこもり、ニートなど、社会生活を送る上で困難を有する市民で、概ね15歳～49歳の方。

■実施内容

- ・開設日…毎週火・木・金曜日の10時30分～12時、13時～15時30分
- ・居場所としてのスペースを開放するとともに、支援サポーター2名を配置し、参加者の能力向上に資するプログラムを企画、実施します。
- ※スポーツ活動、創作活動、ボランティアへの参加 など

【その他の福祉】

1 災害弔慰金、災害援護資金の貸付制度

暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金、精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対して災害障がい見舞金を支給し、また、被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行います。

2 戦傷病者、戦没者遺族等の援助

旧軍人、軍属等の公務傷病による障がい者に対する補装具給付等の相談や戦没者の遺族の方に対する弔慰金等の給付に関する進達・相談業務を行っています。

(1) 相談事業

戦没者の遺族の方の各種年金、又給付金の受給、あるいは戦傷病者の援助などについて相談を受け、必要な指導、助言を行っています。

(2) 戦没者の遺族、旧軍人軍属等の遺族に対する援護

国家補償の精神に基づいて、旧軍人、旧軍属等の遺族の方に対し、年金・給与金・弔慰金・公務扶助料等の支給に関する進達・相談を行っています。

(3) 戦傷病者に対する援護

傷病恩給、障害年金及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金のほか、現在療養している方に対して療養手当の支給に関する進達・相談を行っています。

(4) 戦没者追悼式

例年、本市では国・県とは別に、戦没者の遺族の方の参列を得て、戦争犠牲者を追悼し、その冥福を祈るとともに平和を祈念して追悼式を開催しています。

○英霊柱数 3,100 余柱

3 日本赤十字社

日本赤十字社は、人道的任務を達成することを目的とし、日本赤十字社法に基づいて設置された団体です。

本市の赤十字活動は、社費の募集、社員の拡大、災害救護、各種講習会、献血運動、青少年の健全育成のほか、奉仕団、青少年赤十字の支援などを行っています。

■社費募集状況の推移 (千円)

区 分 年 度	目 標 額	実 績 額
平成 30	16,073	15,702
令和元	16,073	15,368
令和 2	16,073	16,033
令和 3	16,073	15,954
令和 4	16,073	11,912

(1) 災害救護

災害時（火災を含む）に備えて、毛布、日用品セットを備蓄し、また、その他救護活動に必要な資材（テント、鍋、釜等）を整備し、有事に備えています。

○令和4年度災害救護件数 … 4 件

(2) 救命救急法講習会

けが人、急病人が発生したとき適切な応急手当が速やかにできる知識と技術を習得するため、講習会を開催しています。

4 献血推進運動

輸血用血液を献血により確保するため、採血車により各事業所等における献血の実施や、会津赤十字血液センターとの連携により、街頭献血の実施や献血思想の普及活動を行っています。

■献血状況の推移（各年3月末日現在）（人、％）

区 分 年 度	目 標	実 績	達 成 率
平成 30	2,628	2,537	96.5
平成 31	2,549	2,403	94.2
令和 2	2,617	3,329	127.2
令和 3	2,517	3,155	125.3
令和 4	2,619	3,014	115.0

5 孤立死等防止対策

高齢者等が周囲に気づかれずに亡くなる孤立死を未然に防止するため、平成 24 年 10 月から電気、ガス、水道等のライフラインに関わる事業者・新聞販売店及び会津若松警察署と協定を締結し、要支援者の早期発見に向けたネットワークを構築しています。

○協定締結事業所数（令和 4 年度末現在）…21 事業所

6 社会福祉法人の指導監査

社会福祉法の一部改正により県から市へ移譲された事務で、主たる事務所及びその行う事業が市の区域内にある法人にあっては、市が所轄庁として、各種認可・届出事務及び法人運営全般に関する助言・改善指導を行います。

○対象法人数 14 法人（令和 5 年 4 月 1 日現在）

○令和 4 年度実施 6 法人

【母子保健事業】

1 母子健康手帳交付及び妊婦保健指導

区分 年度	母子健康手帳交付数 (うち支所・市民センター)	妊産婦健康相談 実施者数
平成 30	813(140)	756
令和元	787(120)	740
令和 2	756(111)	645
令和 3	705(122)	668
令和 4	648(74)	628

2 妊産婦健康診査

■受診状況

令和 4 年度	受診 者数	浮 腫		尿蛋白		尿糖		尿ケトン体		血 圧	
		異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり
前期	631	629	2	556	75	617	14	581	50	626	5
後期	653	647	6	588	65	619	34	625	28	650	3
		血色素		超音波検査		梅毒反応検査		H B s 抗原		H C V 抗体	
		異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり
前期		599	32	629	2	630	1	631	0	631	0
後期		411	242	649	4	-	-	-	-	-	-
	風しん抗体価		不規則抗体価		子宮頸がん検診			H T L V - 1		クラミジア	
	異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり	希望 しない	異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり
前期	375	256	629	2	615	14	2	-	-	-	-
後期	-	-	-	-	-	-	-	651	2	640	13

■受診件数 述べ 9,105 件

3 乳幼児健康診査

乳幼児の発達段階に応じて各種健康診査を実施することにより、基本的な生活習慣確立のための知識や子育てに関する情報を提供するとともに、異常を早期に発見し適切な指導を行うことで、子どもの健康の保持及び増進を図ります。

(1) 新生児聴覚検査

内 容：聴覚スクリーニング検査（自動ABRまたは、OAE）

スタッフ：医療機関に委託

■実績（平成29年度より実施）

（人）

区分 年度	対象数	初回検査					精密検査		
		実施数	実施率 (%)	検査結果			対象数	受診数	結果
				パス	要再検	率(%)			
平成30	819	800	97.7	794	6	0.8	0	0	
令和元	793	769	97.0	755	14	1.9	3	1	片側性難聴
令和2	771	748	97.0	737	11	1.5	3	1	両側性難聴
令和3	695	670	96.4	658	12	1.8	4	1	片側性難聴
令和4	670	648	96.7	626	22	3.4	1	1	片側性難聴

(2) 先天性股関節脱臼等検診

内 容：整形外科医師診察、レントゲン撮影

スタッフ：医療機関に委託

■実績

（人）※重複あり

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)	結 果				
				異常 なし	臼蓋形 成不全	亜脱臼	脱 臼	その他
平成30	831	768	92.4	753	11	0	0	4
令和元	792	753	95.1	726	21	0	1	5
令和2	774	735	95.0	712	16	2	1	5
令和3	730	675	92.5	658	12	0	2	3
令和4	675	641	95.0	622	12	0	1	6

(3) 4か月児健康診査

内 容：小児科医師診察、栄養のお話、育児・栄養相談、身体測定

スタッフ：小児科医師、保健師、栄養士、看護師

■実績

(人) ※重複あり

区分 年度	実施 回数	対象者	受診者	受診率 (%)	結 果					
					異常 なし	助言 指導	経過 観察	精密 検査	要治療	治療中
平成 30	31	831	816	98.2	408	217	65	6	4	132
令和元	30	792	784	98.9	336	292	65	8	6	153
令和 2	30	774	756	97.7	285	341	92	8	5	137
令和 3	30	730	716	98.1	251	356	68	5	2	140
令和 4	30	675	664	98.4	197	354	80	8	1	138

■経過観察内訳

(人) ※重複あり

区分 年度	疾 病	発 育	発 達	栄 養	養育環境	育児不安	そ の 他
平成 30	0	18	21	3	3	9	11
令和元	2	16	16	7	4	11	19
令和 2	1	16	31	7	9	30	27
令和 3	4	17	17	7	5	20	22
令和 4	2	15	23	17	6	21	24

(4) 9～10か月児健康診査

内 容：小児科医師診察、身体計測等

スタッフ：医療機関に委託

■実績

(人) ※重複あり

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)	結 果				
				異常なし	経過観察	精密検査	要治療	治療中
平成 30	837	772	92.2	598	129	2	11	32
令和元	792	733	92.6	578	118	1	9	30
令和 2	799	769	96.2	629	108	1	8	26
令和 3	757	721	95.2	574	88	2	18	29
令和 4	686	645	94.0	526	76	1	20	22

■経過観察内訳

(人) ※重複あり

区分 年度	疾病	発育	発達	その他
平成 30	4	41	80	4
令和元	8	38	75	1
令和 2	1	33	77	0
令和 3	11	19	58	0
令和 4	2	15	61	0

(5) 1歳6か月児健康診査

内 容：小児科・歯科医師診察、育児・栄養・歯科相談、身体計測

スタッフ：小児科医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、看護師

■実績

(人) ※重複あり

区分 年度	実施 回数	対象者	受診者	受診率 (%)	結 果					
					異常 なし	助言 指導	経過 観察	精密 検査	要治療	治療中
平成 30	29	936	904	96.6	381	296	151	7	7	183
令和元	28	819	795	97.1	322	247	149	4	1	174
令和 2	28	777	762	98.1	251	318	172	4	9	162
令和 3	28	784	756	96.4	245	321	139	4	6	179
令和 4	28	777	745	95.9	244	318	147	4	5	176

■経過観察内訳

(人) ※重複あり

区分 年度	発育	栄養	運動	言語 知的	情緒面	育児 不安	疾病	その他
平成 30	10	5	6	105	39	17	1	25
令和元	15	5	7	101	52	5	4	7
令和 2	14	11	11	109	74	7	9	5
令和 3	6	10	3	104	51	7	5	7
令和 4	9	16	4	97	54	10	7	8

■歯科健康診査

区分 年度	対象者	受診者	むし歯 総本数 (本)	一人平均 むし歯本数 (本)	むし歯人員(人)				むし歯 罹患率 (%)
					A型	B型	C型	計	
平成 30	936	904	37	0.04	10	0	2	12	1.33
令和元	819	795	22	0.03	5	1	1	7	0.88
令和 2	777	762	12	0.02	4	0	1	5	0.66
令和 3	784	756	9	0.01	2	1	0	3	0.40
令和 4	777	745	10	0.01	7	0	1	8	1.07

(6) 3歳6か月児健康診査

内 容：小児科・歯科医師診察、育児・栄養・歯科相談、身体計測、聴力検査（ささやき声、指こすり）、チンパノメトリー検査、視覚検査、尿検査

スタッフ：小児科医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、看護師

■実績

(人) ※重複あり

区分 年度	実施 回数	対象者	受診者	受診率 (%)	結 果					
					異常 なし	助言 指導	経過 観察	精密 検査	要治療	治療中
平成 30	29	948	896	94.5	245	399	105	245	12	195
令和元	28	791	771	97.5	186	356	109	253	8	174
令和 2	28	859	825	96.0	174	431	170	226	5	180
令和 3	30	865	841	97.2	160	478	142	217	4	220
令和 4	28	753	733	97.3	136	434	140	179	1	188

■経過観察内訳

(人) ※重複あり

区分 年度	発育	食事 栄養	言語 知的	情緒面	養育 環境	疾病	育児 不安	認知	その他
平成 30	29	4	27	30	1	1	10	8	13
令和元	25	2	16	33	2	3	6	31	10
令和 2	20	7	33	65	5	2	10	36	11
令和 3	9	8	53	73	5	3	6	19	6
令和 4	6	2	40	64	1	0	14	23	4

■歯科健康診査

区分 年度	対象者	受診者	むし歯 総本数 (本)	一人平均 むし歯本数 (本)	むし歯人員(人)				むし歯 罹患率 (%)
					A型	B型	C型	計	
平成 30	948	896	553	0.61	130	48	8	186	20.7
令和元	791	771	343	0.44	96	20	3	119	15.4
令和 2	859	825	434	0.53	107	34	2	143	17.3
令和 3	865	841	381	0.45	89	26	6	121	14.4
令和 4	753	733	237	0.32	50	17	2	69	9.4

4 産後ケア事業

出産後心身ともに不安定になりやすい一定の期間、家族などから十分な家事や育児等の協力が得られにくい産後の母子に対して、病院、診療所、助産所等において、助産師等による心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子どもを生み育てることができる支援体制を確保します。（平成29年4月より実施）

■実績

区分 年度	日帰りケア	宿泊ケア	
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用延べ日数（日）
平成30	18	16	50
令和元	31	10	38
令和2	11	7	20
令和3	12	10	40
令和4	18	6	29

5 乳児家庭全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん訪問」

乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。（平成22年10月より実施）

■実績

（人）

区分 年度	対象者数	訪問数					再掲） 要支援者数
		子育て支援センター委託	個人委託	市保健師	助産師（未熟児訪問を兼ねる）	合計	
平成30	833	341	255	188	6	790	126
令和元	790	366	196	138	44	744	101
令和2	781	427	115	64	98	704	65
令和3	711	382	91	31	140	644	101
令和4	668	385	75	26	144	630	76

6 未熟児訪問事業

未熟児のいる家庭の保護者が、不安なく、子どもの健康の保持増進を図ることができるよう、養育上必要な情報の提供や支援を行います。

■実績

区分 年度	対象者数	訪問者数（人）			
		市保健師	市助産師	委託助産師	合計
平成30	91	48	—	29	77
令和元	93	21	33	25	79
令和2	109	22	55	18	95
令和3	89	4	67	3	74
令和4	80	5	53	8	66

※他市町村に訪問を依頼した件数は除く

7 未熟児養育医療の給付

出生時の体重が2,000g以下、または身体の発達が未熟のまま生まれ、入院による養育が必要とする子どもに対して、その治療に必要な医療費の一部を公費で負担します。

■実績 (件)

年度	申請件数	認定件数
平成30	10	10
令和元	45	45
令和2	42	42
令和3	26	26
令和4	19	19

8 離乳食教室

目的：子どもが健やかに成長できることを目的に、保護者が発達・発育に合わせた離乳食を実施し、関わる事が出来るよう情報の提供や支援を行います。

内容：栄養士による成長に応じた離乳食の進め方の講話、歯科衛生士による歯の手入れのポイントの講話、身体計測、個別相談

スタッフ：栄養士、歯科衛生士、看護師、保健師

※新型コロナウイルス感染症により、令和2年度5・6月離乳食教室中止、7月～離乳食個別相談会実施。中止した5・6月の対象者には、電話連絡にて相談対応した。

■離乳食教室実績

年度	区分	実施回数(回)	対象者(人)	参加者(人)	参加率(%)
平成30		24	834	606	72.7
令和元		24	788	571	72.5
令和2		2	78	49	62.8
令和3		24	738	489	66.3
令和4		24	657	429	65.3

■個別相談内訳 (人)

年度	相談内容(重複あり)			
	育児	歯	栄養	その他
平成30	56	28	260	84
令和元	55	19	264	82
令和2	5	1	24	6
令和3	—	77	228	12
令和4	—	74	287	32

■電話連絡相談(令和2年5月～6月)

年度	対象者(人)	電話連絡(人)	実施率(%)
令和2	122	84	68.9

※令和2年4月まで「保育士による日中の関わり方の実演」を実施していたが、新型コロナウイルス感染症予防のため令和2年5月以降中止。

■離乳食教室個別相談会実績(令和2年7月～令和3年3月実施分)

年度	区分	実施回数(回)	対象者(人)	参加者(人)	参加率(%)
令和2		18	594	135	23.0

■個別相談内訳 (人)

年度	相談内容(重複あり)		
	育児	歯	栄養
令和2	71	87	135

9 わんぱく相談（健診事後相談）

目 的：身近なところで医師の診察や栄養士、公認心理師、言語聴覚士、保健師等専門職による相談ができる場を提供することにより、発育、発達に遅れがある子どもにおいても、その子どもに応じた適切な医療、訓練、生活指導につながるよう支援し健やかなる成長を促します。なお、経過観察を要し支援を必要とする子どもに対しては、関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行います。

内 容：小児科医師の診察、公認心理師による発達検査及び相談、言語相談、栄養相談、育児相談

スタッフ：小児科医師、公認心理師、言語聴覚士、栄養士、保健師、保育士、看護師

■わんぱく相談実績 (人)

区分 年度	回数	相談数		把握経路（実人数内訳）					相談内容（重複あり）							結果（重複あり）			
		実人数	延人数	乳幼児健診	5歳児発達相談	他機関等	保護者	前年度継続	体重増加不良	低身長・低体重	肥満	運動発達	精神発達	言語発達	その他	異常なし	経過観察	要精検	他機関紹介
平成30	12	119	128	80	13	1	5	20	30	21	7	11	29	29	3	61	36	37	0
令和元	12	111	128	86	11	3	3	8	13	59	5	6	25	25	6	54	62	32	0
令和2	12	111	116	72	12	2	7	18	3	37	6	8	30	35	10	51	75	24	0
令和3	12	109	112	57	16	0	19	17	6	19	5	10	42	40	6	38	80	37	0
令和4	12	113	120	60	18	0	19	16	3	11	2	4	71	45	11	34	85	50	1

■わんぱく心理相談実績 (人)

区分 年度	回数	相談数		把握経路（実人数内訳）					相談内容（重複あり）					結果（重複あり）				
		実人数	延人数	乳幼児健診	5歳児発達相談	他機関等	保護者	前年度継続	精神発達	言語・知的	情緒面	育児不安	その他	異常なし	経過観察	小児科医師診察へ	わんぱく相談	その他
平成30	12	32	38	11	15	0	5	1	15	6	8	18	0	8	13	17	-	-
令和元	22	46	52	19	11	0	14	2	11	7	31	6	3	5	20	25	1	1
令和2	22	57	62	28	16	1	6	6	18	10	38	7	1	9	15	36	2	2
令和3	24	72	74	24	29	1	15	3	13	12	55	11	0	11	18	41	0	0
令和4	22	62	63	32	15	0	13	3	15	9	45	15	0	3	9	51	0	0

10 5歳児発達相談事業

内 容：注意欠陥多動性障害（ADHD）や広汎性発達障害などの軽度発達障害等を早期に発見し、適切な支援・対応等につなげ、適正就学及び二次的不適応を予防する。5歳児の保護者に対して、発達質問票を送付し、回収した内容をもとに、保健師による相談支援やわんぱく相談につなげるとともに、関係機関と連携し支援を行う。

■実績

区分 年度	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)	相談件数 (人)	経過観察及びわんぱく 相談参加件数 (人)
平成 30	941	689	73.2	205	48
令和元	930	791	85.1	274	76
令和 2	936	842	90.0	277	56
令和 3	852	777	91.2	245	77
令和 4	843	756	89.7	314	86

11 健康教育、相談、家庭訪問

目 的：子育てに関する相談に応じ、適切な情報の提供等を行い個に応じた支援を行います。また、乳幼児からの規則的な生活習慣の獲得や育児スキルの向上のため健康教育を実施します。

■実績

区分 年度	妊婦	産婦※ ¹	新生児※ ²	未熟児	乳児※ ³	幼児	その他	電話相談
平成 30	13	306	52	88	225	156	19	47
令和元	27	362	64	91	235	156	19	47
令和 2	24	404	75	126	240	109	8	50
令和 3	21	397	41	119	220	130	1	38
令和 4	28	380	61	96	235	96	5	25

※¹ 平成 28 年度より保健師による乳児家庭全戸訪問実績を産婦訪問に計上。

※² 未熟児を除く。

※³ 新生児、未熟児を除く。

■健康教育

区分 年度	育児		その他		合計	
	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数
平成 30	1	15	1	12	2	27
令和元	0	0	2	25	2	25
令和 2	0	0	3	47	3	47
令和 3	0	0	3	29	3	29
令和 4	0	0	5	71	5	71

12 子育て世代包括支援センター

健康増進課・こども家庭課・こども保育課の3課でセンターを設置し、母子保健サービスと子育てサービスを一体的に提供し、妊娠期から子育て期にわたるきめ細やかな相談支援を行います。

【成人保健事業】

1 健康手帳

健康手帳は、特定健康診査・保健指導の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的としています。

原則として対象者による厚生労働省ホームページからのダウンロードによるものとしていますが、ダウンロードが難しい対象者で、交付を希望する者には、健康増進課窓口での交付を行っております。

○令和4年度交付数 40件

2 健康診査

健康診査は、がん、心臓病、脳卒中等生活習慣病の予防及び介護を要する状態等の予防の一環として、これらの疾患等の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングするとともに、診査の結果、必要な者に対して、栄養や運動等に関する保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行うこと、医療機関への受診を勧奨することによって、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的としています。

(1) 健康診査

健診対象者：40歳以上の医療保険未加入者

健診内容：問診・身体計測・腹囲・血圧測定・検尿・血液検査（総コレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪・HDLコレステロール・GOT・GPT・γ-GTP・血糖・ヘモグロビンA1c・クレアチニン）

■年度別健診結果状況

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)		受診率 (%)	結 果			
					異常なし	要指導	要医療	治療継続
平成30	1,654	集団	24	6.6	0	0	18	6
		施設	85		4	7	56	18
		合計	109		4	7	74	24
令和元	1,652	集団	27	7.0	0	2	14	11
		施設	88		4	9	59	16
		合計	115		4	11	73	27
令和2	1,553	集団	25	8.4	1	3	13	8
		施設	106		3	18	70	15
		合計	131		4	21	83	23
令和3	1,551	集団	26	8.7	0	4	15	7
		施設	109		4	23	54	28
		合計	135		4	27	69	35
令和4	1,484	集団	23	8.6	0	7	11	5
		施設	104		4	12	68	20
		合計	127		4	19	79	25

※令和4年度から県独自の対象者数が県から送付

推定検診対象者数＝人口（当該年度10/1人口）－（就業者数－農林水産業従事者数）

(2) 胃がん検診

検診対象者：40 歳以上(胃透視検査)、50 歳以上（内視鏡検査）

検診内容：問診・胃透視検査または内視鏡検査

検診委託機関：会津若松医師会・福島県保健衛生協会

■年度別検診結果状況

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)			受診率 (%)	結 果					
						異常 なし	要注意	要精検	再検	その他	再掲) がん及 びがんの疑い
平成 30	41,871	集団	透視	1,653	※ 16.9	1,145	384	123	1	0	0
		施設	透視	400		358	0	42	0	0	0
			内視鏡	3,962		別 掲					
		合計		6,015							
令和元	40,898	集団	透視	1,430	18.1	962	376	91	1	0	1
		施設	透視	343		318	0	25	0	0	0
			内視鏡	3,490		別 掲					
		合計		5,263							
令和 2	40,898	集団	透視	1,045	16.1	603	395	47	0	0	2
		施設	透視	308		282	0	26	0	0	0
			内視鏡	3,185		別 掲					
		合計		4,538							
令和 3	40,898	集団	透視	1,023	15.0	506	459	58	0	0	2
		施設	透視	150		138	0	12	0	0	0
			内視鏡	3,424		別 掲					
		合計		4,597							
令和 4	37,712.4	集団	透視	1,043	17.4	541	457	45	0	0	1
		施設	透視	147		133	0	14	0	0	0
			内視鏡	3,285		別 掲					
		合計		4,475							

※平成 30 年度より 2 年に 1 回の検診となり、受診率については 2 年間の受診者数で計上

■内視鏡検査結果

区分 年度	受診者	次回検診	経過観察	再検 (精検)	要治療	再掲) がん 及びがんの疑い
平成 30	3,962	996	2,573	208	185	18
令和元	3,490	896	2,370	41	183	19
令和 2	3,185	686	2,362	24	113	6
令和 3	3,424	788	2,466	29	141	14
令和 4	3,285	664	2,484	28	109	19

※平成 29 年度より判定基準変更

(3) 肺がん検診

〔肺野部〕 検診対象者：40 歳以上

検診内容：胸部 X 線間接撮影

〔肺門部〕 検診対象者：50 歳以上で喫煙指数 600 以上の人

検診内容：喀痰検査

検診委託機関：福島県保健衛生協会

■年度別検診結果状況

〔肺野部〕

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)		受診率 (%)	結 果				
					異常 なし	有所見	要再検	要精検	再掲) がん 及びがん疑い
平成 30	42,520	集団	4,554	10.7	3,352	1,046	0	156	9
令和元	40,898	集団	4,156	22.7	3,064	897	0	195	1
		施設	5,125		4,285	0	0	840	5
		合計	9,281		7,349	897	0	1,035	6
令和 2	40,898	集団	3,114	19.0	2,442	535	0	137	2
		施設	4,643		4,368	0	0	275	3
		合計	7,757		6,810	535	0	412	5
令和 3	40,898	集団	3,144	19.9	2,547	441	0	156	2
		施設	4,981		4,467	0	0	514	3
		合計	8,125		7,014	441	0	670	5
令和 4	37,712.4	集団	3,154	21.6	2,682	369	0	103	6
		施設	4,975		4,499	0	0	476	20
		合計	8,129		7,181	369	0	579	26

〔肺門部〕

区分 年度	受診者数 (人)		結 果			
			異常なし	再検査	要精検	再掲) がん 及びがん疑い
平成 30	集団	264	244	20	0	0
令和元	施設	190	181	8	1	0
	集団	100	90	10	0	0
	合計	290	271	18	1	0
令和 2	施設	82	77	5	0	0
	集団	132	127	5	0	0
	合計	214	204	10	0	0
令和 3	施設	93	82	10	1	0
	集団	138	137	1	0	0
	合計	231	219	11	1	0

令和 4	施設	103	93	10	0	0
	集団	111	106	4	1	1
	合計	214	199	14	1	1

(4) 子宮がん検診

検診対象者：20 歳以上の偶数年齢及び、前年度未受診の女性

検診内容：問診、内診、細胞診

検診委託機関：会津若松医師会、福島県保健衛生協会

■年度別検診結果状況

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)	※受診率 (%)	結 果			
				異常なし	要精検	要再検	再掲) がん及び がんの疑い
平成 30	29,036	3,834	25.8	3,800	32	2	1
令和元	29,036	3,706	25.5	3,656	49	1	1
令和 2	29,036	3,459	24.2	3,417	42	0	0
令和 3	29,036	3,462	23.4	3,429	33	0	1
令和 4	25,977.6	3,321	25.7	3,304	17	(4)	1

※受診率については、2 年に 1 回の検診のため、2 年間の受診者数で計上。

(5) 乳がん検診

検診対象者：40 歳以上の偶数年齢及び、前年度未受診の女性

検診内容：マンモグラフィ（視触診検査または超音波検査（40 歳～59 歳のみ）は希望者にのみ実施）

検査委託機関：会津若松医師会

■年度別検診結果状況

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)	※受診率 (%)	結 果		再掲) 視触診 検査受診者 (人)	再掲) 超音 波検査受診 者 (人)	再掲) がん 及びがんの 疑い (人)
				異常なし	要精検			
平成 30	25,446	2,722	21.6	2,621	101	1,162	431	8
令和元	25,446	2,732	21.1	2,652	80	1,081	485	11
令和 2	25,446	2,394	19.7	2,318	76	768	410	3
令和 3	25,446	2,272	18.1	2,193	79	749	753	5
令和 4	23,174.8	2,263	19.3	2,206	57	212	1,114	8

※受診率については、2 年に 1 回の検診のため、2 年間の受診者数で計上。

(6) 大腸がん検診

検診対象者：40 歳以上

検診内容：免疫検査法（2 日法）

検査委託機関：会津若松医師会、福島県保健衛生協会

■年度別検診結果状況

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)		受診率 (%)	結 果		
					異常なし	要精検	再掲) がん及び がんの疑い
平成 30	42,520	集団	2,836	20.0	2,446	390	3
		施設	5,655		5,470	185	14
		合計	8,491		7,916	575	17
令和元	40,898	集団	2,693	20.2	2,515	178	6
		施設	5,580		5,161	419	13
		合計	8,273		7,676	597	19
令和 2	40,898	集団	2,087	18.8	1,957	130	0
		施設	5,617		5,217	400	10
		合計	7,704		7,174	530	10
令和 3	40,898	集団	2,045	18.5	1,921	124	3
		施設	5,503		5,184	319	14
		合計	7,548		7,105	443	17
令和 4	37,712.4	集団	2,065	20.0	1,951	114	4
		施設	5,475		5,163	312	16
		合計	7,540		7,114	426	20

*がん検診対象者数の計上方法について、20 年度実績より厚生労働省がん検診事業の評価に関する委員会報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（平成 20 年 3 月発行）」に基づいた計上方法に統一。（下記参照）

対象者数＝市町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）

※各係数は直近の国勢調査において報告された人数を用いる。

(7) 前立腺がん検診

検診対象者：50 歳以上の偶数年齢の男性

検診内容：PSA 検査

検査委託機関：会津若松医師会、福島県保健衛生協会

■受診状況

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	異常 なし	経過 観察	要精検	再掲) がん及び がんの疑い
平成 30	10,526	1,053	10.0	543	450	60	12
令和元	10,309	976	9.5	514	417	45	4
令和 2	10,468	878	8.4	450	376	52	4
令和 3	10,446	967	9.3	478	423	66	18
令和 4	10,431	1,008	9.7	462	458	88	23

(8) 肝炎ウイルス検診

検診対象者:40歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない者のうち受診を希望する人

検診内容 :HBs 抗原検査・HCV 抗体検査

HCV 抗体検査が中力価、低力価の場合 HCV 抗原検査を実施する。

さらに、HCV 抗原検査が陰性の場合 HCV-RNA 検査を実施

検査委託機関:会津若松医師会、福島県保健衛生協会

■B型肝炎ウイルス検査

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)		受診率 (%)	陰性	陽性
平成 30	1,554	集団	104	22.7	350	2
		施設	248			
		合計	352			
令和元	1,523	集団	96	21.9	332	2
		施設	238			
		合計	334			
令和 2	1,402	集団	60	24.7	345	1
		施設	286			
		合計	346			
令和 3	1,379	集団	120	28.2	385	4
		施設	269			
		合計	389			
令和 4	1,331	集団	80	22.1	294	0
		施設	214			
		合計	294			

■C型肝炎ウイルス検査

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)		受診率 (%)	陰性	陽性
平成 30	1,547	集団	103	22.4	345	1
		施設	243			
		合計	346			
令和元	1,516	集団	96	21.5	325	1
		施設	230			
		合計	326			
令和 2	1,397	集団	60	24.3	339	0
		施設	279			
		合計	339			
令和 3	1,378	集団	120	28.2	388	1
		施設	269			
		合計	389			
令和 4	1,331	集団	80	22.0	293	0
		施設	213			
		合計	293			

(9) 骨粗しょう症検診

検診対象者：60歳・65歳の女性

検診内容：QUS法一踵骨超音波測定法

検査委託機関：福島県保健衛生協会

■骨粗しょう症検診実績

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	異常なし	要指導	要精検
平成30	1,773	549	31.0	232	317	0
令和元	1,708	498	29.2	150	347	1
令和2	1,760	493	28.0	181	310	2
令和3	1,721	535	31.1	171	267	97
令和4	1,628	637	39.1	237	300	100

※令和3年度より、委託先である福島県保健衛生協会の骨粗鬆症検診判定基準の変更に伴い、要精検者数が増加。

3 健康教育

目的：生活習慣病の予防及び介護を要する状態となることの予防、その他健康に関する事項について、正しい知識を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康と保持・増進に資することを目的とする。

内容：集団を対象とした健康教育

スタッフ：医師、健康運動指導士、管理栄養士、栄養士、保健師等

■集団健康教育事業実績

(人)

事業内容		年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
運動相談会	身体状況に合わせた安全で効果的な運動法を、集団指導で学ぶ。		53	53	-	-	-
骨粗しょう症検診に伴う健康教育	骨粗しょう症検診受診者に対し、検診会場にて骨量維持の生活方法について講話を実施。		549	498	-	-	-
市民健康教室	講演会方式で、正しく、タイムリーな健康情報を提供する。		125	20	-	-	-
ゲートキーパー養成研修	身近な人の悩み、不調への気づきや対応方法等自殺予防について学ぶ。		0	56	55	26	68
その他の健康教育	疾病予防から健康づくりまで、要望に応じた内容で実施。		684	950	104	148	151
合 計			1,411	1,577	159	174	219

※令和2・3・4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部事業を中止した。

4 健康相談

目 的：心身の健康に関する相談に応じ、個に必要な指導及び助言を行うことにより、自己の健康管理に努めることができるよう援助する。

内 容：会場を設定して実施する相談会と、電話や来所などの個人相談

スタッフ：健康運動指導士、管理栄養士、保健師等

■相談事業実績 (人)

事業名 \ 年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
栄養個別相談会	47	32	28	31	30
運動個別相談会	28	28	32	33	34
骨粗しょう症検診（個別相談）	10	3	13	16	11
電話・来所による個別相談	113	99	92	106	93
合 計	198	162	165	186	168

5 訪問指導

健康上の問題を持つ本人や家族に対して、その家族の特異性を十分に把握し、症状の悪化防止と日常生活への支援をする。

■ 家庭訪問内訳（延件数）訪問件数 (件)

年度 \ 区分	訪問件数	重症化予防	特定保健指導対象者	その他
平成 30	1,501	329	1,123	49
令和元	1,297	348	921	28
令和 2	1,099	158	901	40
令和 3	874	125	705	44
令和 4	829	90	682	57

6 地区組織の育成

(1) 会津若松市保健委員会の支援

会津若松保健委員会は、16 地区保健委員会をもって組織されており、公衆衛生の向上と地域住民の健康の保持増進を図ることを目的に自主的な活動を行っています。

この会の活動が活発に継続するよう、また、各地区保健委員会間で情報交換や連携を図るため、役員会、研修会の開催及び地域における活動の支援を行っています。

■令和 4 年度活動状況

会津若松市保健委員会 研修会 1 回

ウォーキング大会 4 回（団体主催：雨天中止、地区団体 4 回）

地区保健委員会運動・健康教室 31 回

地区ウォーキング推進員による活動 85 回（日新地区・城北地区）

(2) 食生活改善推進員研修の実施

市民の食生活改善を推進し、健康の保持増進を図るため、食生活改善推進員の養成及び育成支援を実施しています。

食生活改善推進員とともに、地域における食生活を中心とした健康上の問題点やニーズに対応した食を通した健康づくり活動を展開していきます。

■食生活改善推進員養成及び育成研修の実施

〈目標1〉自分のからだや食習慣の特徴を知り、健康行動を実践することにより、その効果が実感できるようにする。

〈目標2〉研修会で得た知識を周囲の人に伝えていく方法を学び、地域健康課題解決のためのヘルスメイト活動を、行政とともに進めるための知識や手法を学ぶ機会となる。

参加者数 \ 年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
養成研修（実人数）※	11	6	5	4	2
育成研修 （延人数）	6 回（4 会場） 75	7 回（4 会場） 119	6 回 76	6 回 56	6 回 49
活動支援（会議含む） （延人数）	45 回 292	43 回 254	14 回 100	11 回 180	21 回 265

※平成 29 年度～令和元年度は、養成研修受講者に対し、入会及び育成研修受講を可能とした。

(3) 食生活改善推進協議会の支援

食を通した健康づくりを進めるためのボランティア活動に賛同した市民が、任意で会津若松市食生活改善推進協議会に入会し、無償での食生活改善活動を行っています。

スローガン 「私達の健康は、私達の手で ～のぼそう健康寿命 つなごう郷土の食～」

■活動実績

（回、人）

区分 \ 年度	推進員数		子どもの健康食生活		若者・働き世代の健康・食生活		高齢者の健康食生活		その他		総数		自己学習 回数
			回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
平成 30	118	集会	67	889	189	13,762	64	677	0	0	320	15,328	1,987
		対話訪問	10	37	130	929	126	475	19	47	285	1,488	
令和 元	112	集会	73	975	190	16,038	90	456	2	2	355	17,471	1,728
		対話訪問	13	40	115	1,149	169	715	5	7	302	1,911	
令和 2	92	集会	3	115	2	216	45	541	3	3	53	875	891
		対話訪問	13	55	32	157	205	957	14	20	264	1,189	

令和 3	88	集会	3	117	7	232	49	632	0	0	59	981	953
		対話訪問	35	40	27	47	280	1,242	2	2	344	1,331	
令和 4	84	集会	16	250	2	52	72	708	0	0	90	1,010	1,013
		対話訪問	22	169	51	330	178	688	0	0	251	1,187	

※平成29年度より市食生活改善推進連絡協議会（市食生活改善推進委員会・河東ラズベリーの会）から、会津若松市食生活改善推進協議会へ体制変更

<活動内容>

会議：総会・幹事会・役員会

地域活動事業：

ア 普及活動事業

イ 参加協力事業 食育ネットワーク事業 他

ウ 委託事業 日本食生活協会事業「全世代に広げよう健康寿命延伸プロジェクト第2弾若者世代講座」
福島県食生活改善推進協議会事業「減塩・野菜をいっぱい食べよう！推進第一声運動」

エ 広報活動 市政だより「作って簡単食べて健康」料理掲載コーナー担当
機関誌「めばえ」発行

オ その他 市食育ネットワーク会員、市健康づくり推進協議会委員、市地産地消推進協議会委員 他

7 食育の推進・栄養指導

(1) 食育の推進

ア 第2次食育推進計画（令和3年度～令和7年度）の推進を図ります。

〈基本理念〉食で育む「こころ」も「からだ」もたくましく生きるあいづっこ

〈基本目標〉1 健康長寿につながる食育の推進

2 「『食べるための力』を身につける食育の推進」

3 「3つの『わ』（環・輪・和）による食育の推進」

イ 食育推進事業

幅広い世代・対象において「行動パターン」や「具体的な食べ方」、「栄養素摂取状況」などに応じた栄養指導を進め、地域特性を把握することで、効果的な食育推進を図ります。

ウ 減塩対策事業

地域の健康課題により、より一層の減塩を進める必要があるため、各家庭における塩分測定器の回覧や出前講座を実施します。

エ 会津若松市食育ネットワーク・シンポジウムの実施

区分 年度	テーマ・内容ほか	参加 者数
平成 30	基調講演「食育でつながる・あいづっこが変わる」 情報提供 ・地域の食生活データの解析について ・食環境からのアプローチ ・「あいづ 3010 運動をすすめよう」	100
令和元	基調講演「すべての人が主人公となる食育活動を目指して」 情報提供 ・「高校生からの提案」～葵高校「葵ゼミ」探究活動発表から～ ・「市民の食事のとり方を AI（人工知能）に入れてみたら？」	80
令和 2	ミニ・シンポジウム「会津若松市の食育の今～新たな 1 歩に向けて」 情報提供 ・「彩りがある食事にはどんな効果があるのか」 ・「朝食における粒食と粉食」 ・「好き嫌いを失くすにはどうすれば良いか」 ・「令和の観光果樹園のカタチとは？～動物に新たな活躍の場を～」 ・「フードロス削減～小売業の取組から無駄な消費を 0（ゼロ）に～」	20
令和 3	シンポジウム「コロナ禍における食育のあゆみ」 情報提供 ・『わたしは なに型？』 自分の食べ方のクセ」 ・「こどもの食生活等の状況と食育の必要性について」	57
令和 4	シンポジウム「食育と SDG s」 情報提供 ・会津若松市の肥満を減らすには」	56

※平成 29 年度より、市の現状をその都度報告し、研修会からシリーズ化した内容を実施

オ 会津若松市食育ネットワーク事業

食育を進める個人・家庭・地域・団体・事業者等が、市民が主体的に食育に取り組んでいくことができるよう、ネットワーク化を進め、協力・連携して活動をしています。

区分 年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
参加団体数	21	24	29	29	29

カ 食環境整備事業

外食・中食に関する民間事業者（飲食店・旅館業・弁当仕出業者など）に対し、健康と食に関する研修会やその広報等を実施しています。

区分 年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
取組広報店舗数	76	81	15	4	7

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染対策の実施が確認された事業者及びそれに準じる販売店を掲載

(2) 栄養指導

栄養指導に関することを、各ライフステージにおいて、健康なからだづくり、生活習慣病予防、介護予防等において大切な項目として実施しています。

■食育及び栄養指導実績

(回、人)

区分			年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
母子保健関係	集団指導** (健診、教室等)	回数		113	110	2	24	110
		実人数		2,710	2,855	49	467	1,094
	個別指導** (一部、健診と教室での 個別指導実施)	回数		127	123	205	122	122
		延人数		434	430	602	525	0
	依頼による指導** (集団・個別)	回数		9	8	5	2	0
		延人数		327	269	196	199	0
	訪問・電話・来所相談*	回数		78	64	49	25	0
		延人数		78	64	49	25	0
	成人保健関係 ※一部、食育推進事業関係含む	集団指導* ※	回数	20	26	8	9	6
			実人数	367	666	119	110	72
		個別指導* (個別栄養相談会)	回数	10	10	9	10	10
			実人数	47	32	28	31	30
		訪問・電話・来所相談**	回数	51	36	40	25	20
			延人数	51	36	40	25	20
食生活改善推進員養成及び育成支援事業	食生活改善推進員研修*	回数		16	15	6	11	11
		延人数		102	130	76	120	59
	地区組織 活動支援・会議***	回数		45	43	14	11	21
		延人数		292	254	100	180	265
食育推進事業関係	※【再掲】集団指導*	回数		19	25	8	3	6
		延人数		353	648	119	45	72
	会議検討会開催・参加*	回数		2	2	12	4	4
	食育ネットワーク事業 (集団)*	回数		10	4	3	2	22
		延人数		409	241	132	96	89
	食育推進に係るアセスメント事業(個別)*	延人数		358	468	761	850	3
合計		回数		481	441	353	245	0
		延人数		5,175	5,445	2,152	2,628	2,370

従事者の別：*市管理栄養士

**市管理栄養士・雇い上げ栄養士

***市管理栄養士・市職員ほか

【国民健康保険事業】

1 被保険者の状況

(1) 会津若松市全体に占める国民健康保険の加入状況の推移（各年度末時点）

年度	会 津 若 松 市（統 計）				国 民 健 康 保 険（年 報）				加入率 %		1世帯当りの被保険者数
	世帯数・前年比		人 口・前年比		世帯数・前年比		被保険者数・前年比		世 帯	被保険者	
30	51,453	100.4	118,518	99.0	16,586	97.1	26,248	95.4	32.2	22.1	1.58
元	51,750	100.6	117,329	99.0	16,306	98.3	25,523	97.2	31.5	21.8	1.57
2	51,976	100.4	116,062	98.9	16,330	100.1	25,286	99.1	31.4	21.8	1.55
3	52,016	100.1	114,639	98.8	16,028	98.2	24,457	96.7	30.8	21.3	1.53
4	51,997	100.0	113,007	98.6	15,496	96.7	23,277	95.2	29.8	20.6	1.50

(2) 国民健康保険被保険者の推移（各年度末時点）

年度	被保険者数・前年比		一 般		退 職			
			一般・前年比		本 人	被扶養者	退職者合計・前年比	
30	26,248	95.4	26,107	96.4	136	5	141	31.4
元	25,523	97.2	25,513	97.7	10	0	10	7.1
2	25,286	99.1	25,286	99.1	0	0	0	0.0
3	24,457	96.7	24,457	96.7	0	0	0	0.0
4	23,277	95.2	23,277	95.2	0	0	0	0.0

(3) 国保高齢受給者証該当者数の推移（各年度末時点）

年度	国保高齢受給者証該当者数			
	一般・前年比		3割・前年比	
30	5,265	102.7	233	105.0
元	5,662	107.5	254	109.0
2	6,240	110.2	325	128.0
3	6,368	102.1	342	105.2
4	6,221	97.7	295	86.3

※平成20年4月より、75歳以上の方は後期高齢者医療制度へ移行

※平成20年4月より、退職者医療制度への加入対象年齢が65歳未満に変更

2 国民健康保険の賦課状況

(医療保険分)

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
税 率	応能割	所得割	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%
		資産割	—	—	—	—	—
	応益割	均等割	20,600円	20,600円	20,600円	20,600円	20,600円
		平等割	21,400円	21,400円	21,400円	21,400円	21,400円
軽減基準額	7割	均等割	14,420円	14,420円	14,420円	14,420円	14,420円
		平等割	14,980円	14,980円	14,980円	14,980円	14,980円
	5割	均等割	10,300円	10,300円	10,300円	10,300円	10,300円
		平等割	10,700円	10,700円	10,700円	10,700円	10,700円
	2割	均等割	4,120円	4,120円	4,120円	4,120円	4,120円
		平等割	4,280円	4,280円	4,280円	4,280円	4,280円
課税額の割合	応能割	所得割	49.42%	49.40%	49.96%	49.42%	48.96%
		資産割	—	—	—	—	—
		計	49.42%	49.40%	49.96%	49.42%	48.96%
	応益割	均等割	31.20%	31.06%	30.59%	30.76%	30.89%
		平等割	19.38%	19.54%	19.45%	19.82%	20.15%
		計	50.58%	50.60%	50.04%	50.58%	51.04%

(注) 課税額の割合は、限度額控除後。

(後期高齢者支援金分)

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
税 率	応能割	所得割	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%
		資産割	—	—	—	—	—
	応益割	均等割	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円
		平等割	6,800円	6,800円	6,800円	6,800円	6,800円
軽減基準額	7割	均等割	5,040円	5,040円	5,040円	5,040円	5,040円
		平等割	4,760円	4,760円	4,760円	4,760円	4,760円
	5割	均等割	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円
		平等割	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円
	2割	均等割	1,440円	1,440円	1,440円	1,440円	1,440円
		平等割	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円
課税額の割合	応能割	所得割	50.88%	50.77%	51.25%	50.74%	50.30%
		資産割	—	—	—	—	—
		計	50.88%	50.77%	51.25%	50.74%	50.30%
	応益割	均等割	31.39%	31.32%	30.89%	31.06%	31.20%
		平等割	17.72%	17.91%	17.86%	18.20%	18.50%
		計	49.12%	49.23%	48.75%	49.26%	49.70%

(注) 課税額の割合は、限度額控除後。

(介護保険分)

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
税 率	応能割	所得割	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%
		資産割	—	—	—	—	—
	応益割	均等割	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円
		平等割	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
軽減基準額	7割	均等割	5,740円	5,740円	5,740円	5,740円	5,740円
		平等割	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円
	5割	均等割	4,100円	4,100円	4,100円	4,100円	4,100円
		平等割	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	2割	均等割	1,640円	1,640円	1,640円	1,640円	1,640円
		平等割	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
課税額の割合	応能割	所得割	48.05%	47.55%	48.31%	47.74%	46.94%
		資産割	—	—	—	—	—
		計	48.05%	47.55%	48.31%	47.74%	46.94%
	応益割	均等割	32.16%	32.41%	31.86%	32.13%	32.46%
		平等割	19.79%	20.04%	19.83%	20.13%	20.60%
		計	51.95%	52.45%	51.69%	52.26%	53.06%

(注) 課税額の割合は、限度額控除後。

3 国民健康保険の財政状況

(歳 入)

(単位：円)

		令和元年度	比率%	令和2年度	比率%	令和3年度	比率%	令和4年度	比率%
国保税	一般被保険者分	2,115,078,179	18.2	2,100,908,081	18.6	2,063,246,303	17.9	1,958,620,234	17.2
	退職被保険者等分	5,030,404	0.0	2,120,278	0.0	880,044	0.0	721,527	0.0
	計	2,120,108,583	18.2	2,103,028,359	18.6	2,064,126,347	17.9	1,959,341,761	17.2
使用料及び手数料		1,818,544	0.0	1,691,147	0.0	1,635,661	0.0	1,571,639	0.0
国庫支出金	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	0.0	8,177,000	0.1	487,000	0.0	0	0.0
	災害臨時特例補助金	1,355,000	0.0	11,558,000	0.1	7,770,000	0.1	434,000	0.0
	国民健康保険制度関係業務事業費補助金	353,000	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	計	1,708,000	0.0	19,735,000	0.2	8,257,000	0.1	434,000	0.0
県支出金	保険給付費等交付金	7,912,902,357	67.9	7,603,259,885	67.2	7,837,819,753	67.9	7,775,893,988	68.1
	子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業費補助金	5,349,855	0.0	4,093,789	0.0	3,747,330	0.0	3,714,787	0.1
	特定健康診査等補助金	227,000	0.0	166,000	0.0	201,000	0.0	203,000	0.0
	計	7,918,479,212	67.9	7,607,519,674	67.2	7,841,768,083	67.9	7,779,811,775	68.2
財産収入		29,582	0.0	13,949	0.0	5,883	0.0	8,836	0.0
繰入金	子ども医療繰入金	55,075,547	0.5	44,586,923	0.4	48,180,181	0.4	50,574,885	0.4
	保険基盤安定繰入金	625,647,215	5.4	619,080,365	5.5	622,909,436	5.4	628,616,706	5.5
	一般会計繰入金	576,373,000	4.9	633,932,000	5.6	624,969,000	5.4	623,770,830	5.5
	未就学児均等割保険料繰入金	-	-	-	-	-	-	3,881,170	0.0
	準備金繰入金	138,869,000	1.2	0	0.0	0	0.0	8,408,836	0.1
	計	1,395,964,762	12.0	1,297,599,288	11.5	1,296,058,617	11.2	1,315,252,427	11.5
繰越金		165,238,510	1.4	237,877,880	2.1	301,313,153	2.6	323,338,282	2.8
諸収入	延滞金等	26,611,616	0.2	24,742,856	0.2	21,636,252	0.2	23,220,260	0.2
	雑入	28,177,661	0.3	19,723,772	0.2	9,676,948	0.1	8,857,410	0.1
	計	54,789,277	0.5	44,466,628	0.4	31,313,200	0.3	32,077,670	0.3
歳入合計		11,658,136,470	100.0	11,311,931,925	100.0	11,544,477,944	100.0	11,411,836,390	100.0

歳入・歳出差引残額	237,877,880	301,313,153	323,338,282	396,184,389
-----------	-------------	-------------	-------------	-------------

※平成30年度からの県単位化に伴い枠組みが変更

(歳 出)

(単位：円)

			令和元年度	比率%	令和2年度	比率%	令和3年度	比率%	令和4年度	比率%
総 務 費			335,534,966	2.9	352,876,035	3.2	332,918,957	3.0	348,263,508	3.2
保 險 給 付 費	一般被保険者	療養給付費	6,690,285,639	58.6	6,476,521,130	58.8	6,701,296,493	59.7	6,651,988,296	60.4
		療養費	21,630,564	0.2	21,428,003	0.2	22,944,751	0.2	20,887,405	0.2
		高額療養費 (合算含)	976,324,852	8.5	974,103,301	8.9	985,277,860	8.8	985,555,135	8.9
		移送費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		計	7,688,241,055	67.3	7,472,052,434	67.9	7,709,519,104	68.7	7,658,430,836	69.5
	退職被保険者等	療養給付費	30,062,438	0.2	208,098	0.0	665	0.0	0	0.0
		療養費	117,433	0.0	8,532	0.0	0	0.0	0	0.0
		高額療養費 (合算含)	8,629,462	0.1	194,144	0.0	0	0.0	0	0.0
		移送費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		計	38,809,333	0.3	410,774	0.0	665	0.0	0	0.0
	その他	審査支払手数料	27,068,383	0.2	25,968,166	0.2	27,097,152	0.2	26,657,181	0.2
		出産育児一時金	23,724,658	0.2	25,402,070	0.2	17,955,450	0.2	17,692,914	0.2
		葬祭費	7,500,000	0.1	7,600,000	0.1	8,200,000	0.1	8,700,000	0.1
		傷病手当金	0	0.0	0	0.0	119,716	0.0	1,011,743	0.0
		計	58,293,041	0.5	58,970,236	0.5	53,372,318	0.5	54,061,838	0.5
小 計		7,785,343,429	68.1	7,531,433,444	68.4	7,762,892,087	69.2	7,712,492,674	70.0	
保険事業費納付金	医療給付費分		2,084,602,255	18.3	1,934,684,232	17.6	1,955,574,524	17.4	1,880,565,612	17.1
	後期高齢者支援金等分		703,353,006	6.2	666,699,575	6.0	672,297,463	6.0	655,043,817	5.9
	介護納付金分		242,671,309	2.1	248,771,608	2.3	329,725,258	2.9	242,308,099	2.2
	小 計		3,030,626,570	26.6	2,850,155,415	25.9	2,957,597,245	26.3	2,777,917,528	25.2
保健事業費	保健事業費		14,918,645	0.1	13,998,011	0.1	14,242,864	0.1	12,768,294	0.1
	特定健康診査等事業費		102,490,298	1.0	103,881,662	0.9	105,249,626	1.0	105,831,722	1.0
	小 計		117,408,943	1.1	117,879,673	1.0	119,492,490	1.1	118,600,016	1.1
その他	準備金積立金		45,379,582	0.4	93,875,949	0.9	781,883	0.0	8,836	0.0
	公債費		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	諸支出金		105,965,100	0.9	64,398,256	0.6	47,457,000	0.4	58,369,439	0.5
	小 計		151,344,682	1.3	158,274,205	1.5	48,238,883	0.4	58,378,275	0.5
歳 出 合 計			11,420,258,590	100.0	11,010,618,772	100.0	11,221,139,662	100.0	11,015,652,001	100.0

※平成30年度からの県単位化に伴い枠組みが変更

4 保健事業

(1) 会津若松市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業

- ①目的 国民医療費における生活習慣病の割合は3分の1を占めており、虚血性心疾患や脳血管疾患等の危険因子となっている。これらは生活習慣の改善により防げるものであることから、「特定健康診査」を実施して内臓脂肪症候群を発見し、メタボ該当者及び予備群該当者に対して、生活習慣病予防のための「特定保健指導」を実施する。
- ②対象 40～74歳の会津若松市国民健康保険の被保険者
- ③事業実施 平成20年度より実施
- ④実施状況 (法定報告数。ただし、確定数は翌年10月末になるため令和4年度は暫定数)

【特定健康診査】 (人、%)

年度	区分	対象者	受診者	実施率
平成30		19,023	8,988	47.2
令和元		18,579	8,844	47.6
令和2		18,565	8,428	45.4
令和3		18,050	8,197	45.4
令和4		20,929	9,014	43.1

【特定保健指導】

■積極的支援

(人、%)

年度	区分	対象者	初回面接実施者	実施率	実績評価終了者※
平成30		245	129	52.7	66
令和元		242	133	54.5	81
令和2		205	97	47.3	59
令和3		205	108	52.7	83
令和4		200	125	62.5	-

※実績評価終了者は前年度の特定保健指導実施者で3ヶ月後の評価を終了した者

■動機付け支援

(人、%)

年度	区分	対象者	初回面接実施者	実施率	実績評価終了者※
平成30		764	576	75.4	537
令和元		744	599	80.4	577
令和2		728	552	75.8	512
令和3		680	512	75.3	480
令和4		680	507	74.5	-

(2) 特定保健指導対象者以外の生活習慣病予備群への支援

平成22年度より、特定保健指導対象者以外で、血圧等の検査項目において医療機関を受診すべき方に、受診勧奨及び生活習慣等の改善等の保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組んでいます。

項目 年度		血圧	糖 (HbA1c)	LDL コレステ ロール	CKD (慢性 腎臓病)	中性脂肪	心電図 (詳細健診)
平成30	対象者	227	556	－	101	－	－
	実施者	153	291	－	63	－	－
	実施率	67.4	52.3	－	62.4	－	－
令和元	対象者	232	566	109	88	－	57
	実施者	174	375	70	62	－	39
	実施率	75.0	66.3	64.2	70.5	－	68.4
令和2	対象者	216	522	110	68	－	49
	実施者	156	369	75	46	－	37
	実施率	72.2	70.7	68.2	67.6	－	75.5
令和3	対象者	276	535	100	95	－	56
	実施者	212	426	74	75	－	41
	実施率	76.8	79.6	74.0	78.9	－	73.2
令和4	対象者	231	492	79	78	－	49
	実施者	132	273	36	42	－	35
	実施率	57.1	55.5	45.6	53.8	－	71.4

※年度により対象者（検査項目や検査値）の拡大・縮小あり

※特定保健指導対象者や他の検査項目の対象者との重複あり

【民間の社会福祉活動】

1 会津若松市社会福祉協議会

法人組織認可 昭和 27 年 5 月 31 日

会津若松市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域福祉の増進を図ることを目的とする社会福祉法人です。

■事業

本協議会の事業は以下のとおり。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 老人福祉センターの経営
- (9) ふれあい福祉センター総合生活相談支援事業
- (10) 低所得世帯に対する資金の貸付
- (11) 奉仕銀行の設置運営
- (12) 障害福祉サービス事業
- (13) 障害児通所支援事業の経営
- (14) 移動支援事業
- (15) 居宅介護等事業
- (16) 老人デイサービス事業の経営
- (17) 介護予防事業
- (18) 認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホームみなづる）の経営
- (19) 福祉サービス利用援助事業
- (20) 放課後児童健全育成事業
- (21) 北会津保健センターの経営
- (22) 園芸ふれあいセンターの経営
- (23) へき地保育所事業
- (24) 地域包括支援センター事業
- (25) 居宅介護支援事業
- (26) 要介護認定調査事業
- (27) 介護予防支援事業

(28) 社会福祉事業施設団体職員の共済事業

(29) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(1) 組織機構

役 員…14 名／理事 12 名（うち会長 1 名・副会長 2 名・常務理事 1 名）、監事 2 名
評議員…20 名

(2) 職員（令和 5 年 4 月 1 日現在）34 名

(人)

職 名	事務局 次 長	課 長	室 長	主 幹	係 長	センター 長	園 長
人 員	1	3 (兼 1)	2	3	9 (兼 2)	2 (兼 1)	2

職 名	主任 主査	主 査	副主査	主 事
人 員	4	1	1	10

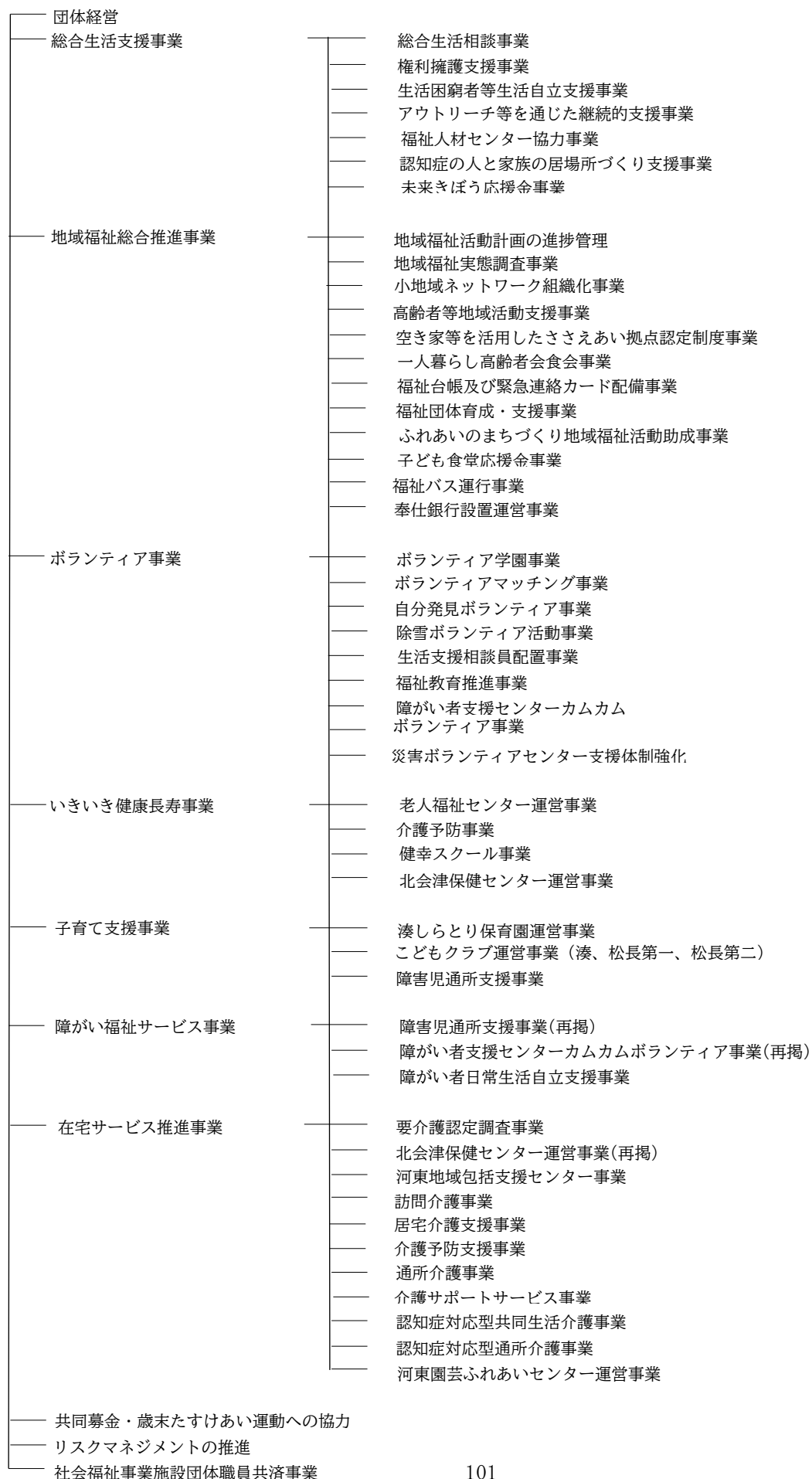
(3) 令和 5 年度予算

(千円)

一般会計					
収 入	会費収入	91,947	支 出	人件費支出	418,583
	寄附金収入	2,504		事業費支出	295,175
	補助金収入	72,949		事務費支出	16,698
	受託金収入	188,301		貸付事業等支出	24,125
	貸付事業等収入	21,906		助成金支出	17,703
	事業収入	15,759		負担金支出	12,600
	介護保険事業収入	268,107		固定資産取得支出	1,110
	障害福祉サービス等事業収入	32,626		基金積立資産支出	2
	受取利息配当金収入	29		積立資産支出	25,016
	その他の収入	2,044		事業区分間繰入金支出	6,634
	基金積立資産取崩収入	5,778		拠点区分間繰入金支出	43,209
	積立資産取崩収入	72,236		その他の活動による支出	6,800
	事業区分間繰入金収入	6,634		予備費	68,074
	拠点区分間繰入金収入	43,209		合 計	935,729
	前期末支払資金残高	111,700			
	合 計	935,729			

(4) 主な事業

■事業の体系



2 会津若松地区保護司会

地域社会の中でボランティアとして、犯罪をした人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政の重要な役割を担っています。

(1) 保護司数

50 名 ※令和5年4月1日現在

(2) 事務所

更生保護サポートセンター（地域福祉課分室）

【社会福祉を支える市民】

健康と思いやりの心を育てる、社会福祉のまちづくりを推進するためには、行政の対応はもとより、市民一人ひとりの理解と参加が重要です。

そのためにも、行政の対応や施策の決定の過程において、市民の意向、意志が反映され、事業の実施にあたっては市民と行政が一体となって推進していく必要があります。

社会福祉を支えるため、国、県、市より委嘱されます。

■社会福祉関係各種委員、相談員、奉仕員等（令和5年4月1日現在）

職 名 称	職 務 の 内 容	人 員	摘 要
地 域 福 祉 計 画 等 推 進 会 議 委 員	地域福祉計画等の評価検証	29	市 長 委 嘱
民 生 委 員 ・ 児 童 委 員	社会福祉の精神で、住民の立場で社会福祉の事業に協力、援助	279	厚生労働大臣委嘱 県知事委嘱
民 生 委 員 推 薦 会 委 員	民生委員候補者の推薦	10	市 長 委 嘱
老 人 ホ ー ム 入 所 判 定 委 員	老人ホームへの入所、継続措置の要否を判定	5	市 長 委 嘱
共 生 福 祉 相 談 員	友愛訪問、安否の確認、日常生活の相談を受け助言指導	50	市 長 委 嘱
障がい者等の介護給付費等の支給に関する審査会委員	障害者総合支援法における障がい支援区分の審査判定及び支給要否決定への意見を述べる。	12	市 長 委 嘱
手 話 通 訳 者	聴覚障がい者等の社会生活における手話通訳	17	市 長 委 嘱
戦 没 者 遺 族 相 談 員	遺族の年金、給付金の相談	1	厚生労働大臣委託
子 ども ・ 子 育 て 会 議 委 員	子育て支援に関する施策の調査審議	19	市 長 委 嘱

参考資料

会津若松市内社会福祉事業施設・団体一覧表

令和5年4月1日現在

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	開設年月日	利用定員	設 置 主 体	施 設 長 名
若松第一保育園	日新町16-36	27-9271	S 24.9.1	150名	社会福祉法人 会津若松保育協会	中 川 真由美
若松第二保育園	滝沢町4-26	24-9272	S 29.2.10	120名	社会福祉法人 会津若松保育協会	田 中 ひろみ
若松第三保育園	城前9-6	27-1479	S 22.4.1	150名	社会福祉法人 会津若松保育協会	小 林 直 子
のぞみ保育園	中町3-20	26-3555	S 34.4.1	110名	社会福祉法人 会津若松保育協会	福 田 智 子
つるが保育園	居合町8-48	24-6334	S 50.5.22	150名	社会福祉法人 会津若松保育協会	井 島 智恵子
門田報徳保育園	門田町大字中野字屋敷191-3	26-3144	S 27.7.1	120名	社会福祉法人 会津報徳会	遠 藤 浩 平
会津報徳保育園	材木町一丁目3-15	27-2805	S 25.9.1	90名	社会福祉法人 会津報徳会	遠 藤 浩 正
面川報徳保育園	門田町大字面川字館堀74	28-0216	S 32.6.1	45名	社会福祉法人 会津報徳会	江 川 新 治
あいづ博愛こども園	本町8-40	27-3636	R 4.4.1	80名	社会福祉法人 博愛会	白 石 由紀子
すくすく園	東千石二丁目4-15	28-4131	H 8.4.1	70名	社会福祉法人 博愛会	板 橋 理香子
やまがみらいこども園	山鹿町4-37	27-1647	R 3.4.1	140名	社会福祉法人 にじの花	愛 澤 裕美子
南町こども園	南花畑2-7	27-1965	R 2.6.1	100名	社会福祉法人 南町保育会	齋 藤 睦
どんぐり山こども園	門田町大字黒岩字大坪68-1	28-0772	H 30.4.1	100名	社会福祉法人 南町保育会	高 木 量 子
みなみ若葉こども園	門田町大字日吉字小金井63	27-8611	H 23.4.1	262名	学校法人 中沢学園	坂 下 美 和
認定こども園 会津若葉幼稚園	湯川町3-74	27-5195	H 30.9.1	165名	学校法人 中沢学園	中 澤 幸 恵
菅原若葉こども園	柳原町四丁目5-20	26-2384	H 29.4.1	118名	学校法人 中沢学園	中 澤 幸 恵
会津慈光こども園	宝町2-16	27-3942	H 23.4.1	195名	学校法人 慈光学園	諏 訪 信 行
慈光第二こども園	東年貢二丁目7-3	27-3114	H 31.4.1	165名	学校法人 慈光学園	黒 川 了 淳
認定こども園 子どもの森	一箕町大字亀賀字北柳原42-1	22-3463	H 23.4.1	175名	学校法人 白梅	橋 本 希 義
認定こども園 榎の木	千石町8-16	32-6386	H 29.4.1	115名	学校法人 白梅	小 林 康 子
認定こども園 北会津こどもの村保育園	北会津町中荒井字山道4-1	23-8585	H 28.4.1	185名	学校法人 白梅	橋 本 希 義

認定こども園 若松第一幼稚園	中央一丁目１－５	22－1835	H 30.4.1	65名	学校法人 若松幼稚園	上 嶋 啓 子
認定こども園 若松第二幼稚園	日新町８－２６	27－1608	H 27.10.1	115名	学校法人 若松幼稚園	神 林 聡 子
認定こども園 若松第三幼稚園	湯川町３－５３	27－2747	R 2.4.1	95名	学校法人 若松幼稚園	上 嶋 啓 子
認定こども園 こぼとらんど	町北町大字上荒久田字石尻１０７	24－5810	H 27.10.1	160名	学校法人 こぼと幼稚園	長谷川 光 子
とうみょう子ども園	大町二丁目１－４５	25－3636	H 30.4.1	125名	学校法人 東明	中 村 正 眞
ザベリオ学園こども園	西栄町１－５２	28－1514	R 2.4.1	150名	学校法人 ザベリオ学園	渡 部 利智子
若松聖愛幼稚園	馬場町３－８	22－1777	M 42.5.3	45名	宗教法人 日本聖公会 若松諸聖徒教会	栗 城 円
リトルスターはいくえん	高野町大字上高野字村内１２７	85－8430	H 27.4.1	19名	学校法人 堀内学園	真 田 幸 絵
ロータス保育園	金川町３－１８	85－6893	H 27.4.1	19名	特定非営利活動法人 L o t u s	山 口 巴
ムーミンベビー&チャイルドルーム	城西町４－５０	29－3989	H 27.4.1	５名	－	中 村 千枝子
まな児遊園 門田ルーム	門田町大字徳久字竹之元１１１３－１０	93－9039	H 29.4.1	15名	株式会社 MANAJI	高 久 直 美
まな児遊園 幸くるルーム	真宮新町四丁目100	58－0113	H 30.4.1	11名	株式会社 MANAJI	水 戸 まゆみ
マウントベビーハウス	御旗町３－２３	26－2345	R 3.4.1	５名	－	樋 口 睦 子
ミッキー保育園	東千石二丁目１－１４	85－7056	H 29.4.1	19名	株式会社 拡輪	高 橋 章 子
ベビーハウスミッキー	滝沢町２－４３	36－7456	H 30.6.1	19名	株式会社 拡輪	高 橋 章 子
さくらんぼ保育園	米代二丁目１－１０	28－6541	H 31.4.1	26名	日本精測株式会社	佐 藤 光 信
会津若松市中央保育所	花春町２－１	27－3370	S 45.12.1	100名	会津若松市	橋 本 千 恵
会津若松市広田保育所	河東町広田字横堀１５	75－2155	S 28.4.1	140名	会津若松市	佐 藤 通 恵
会津若松市立河東第三幼稚園	河東町熊野堂高館１７５	75－2976	S 52.4.1	50名	会津若松市	大 堀 真奈美
会津若松市湊しらとり保育園	湊町大字共和字西田面４０－１	93－2010	H 21.4.1	60名	会津若松市	森 啓 子
西七日町児童館	西七日町２－３３	22－3175	S 48.4.1	—	会津若松市	佐々木 昭 代
鶴城こどもクラブ	東栄町７－７ (鶴城小学校内)	27－9611	S 39.3.3	—	会津若松市	大 島 一 浩
城北こどもクラブ	城北町２－１ (城北小学校内)	22－0751	H 12.4.1	—	会津若松市	室 井 勲

城西こどもクラブ	川原町4-1 (城西小学校内)	28-1334	H 13.4.1	—	会津若松市	遠藤 浩 正
謹教こどもクラブ	米代一丁目5-33 (謹教小学校内)	28-2311	H 13.4.1	—	会津若松市	金 子 恭 也
日新こどもクラブ	日新町7-40 (日新小学校内)	26-6901	H 27.4.1	—	会津若松市	上 嶋 啓 子
湊こどもクラブ	湊町大字共和字上馬渡171 (湊小学校内)	93-2067	H 27.4.1	—	会津若松市	武 藤 淳 一
行仁こどもクラブ	行仁町6-1 (行仁小学校内)	22-9006	S 41.12.21	—	会津若松市	大 島 一 浩
一箕第一こどもクラブ	山見町220 (一箕小学校内)	22-1887	H 14.4.1	—	会津若松市	室 井 勲
一箕第二こどもクラブ	蚕養町3-20	22-0280	H 27.4.1	—	会津若松市	室 井 勲
一箕第三こどもクラブ	滝沢町5-35	22-9250	H 31.4.1	—	会津若松市	室 井 勲
松長第一こどもクラブ	一箕町松長四丁目9-108 (松長コミセン内)	32-0653	H 7.9.1	—	会津若松市	武 藤 淳 一
松長第二こどもクラブ	一箕町松長四丁目9-2 (松長小学校内)	32-2525	H 22.4.1	—	会津若松市	武 藤 淳 一
永和こどもクラブ	高野町大字上高野字村内43-1 (永和小学校内)	24-2612	H 29.4.1	—	会津若松市	金 子 恭 也
神指こどもクラブ	神指町大字高瀬字大道東108-3 (神指小学校内)	22-2580	H 19.4.6	—	会津若松市	金 子 恭 也
門田こどもクラブ	門田町大字中野字村前1-1 (門田小学校内)	27-3722	H 15.4.1	—	会津若松市	遠藤 浩 正
城南第一こどもクラブ	東年貢一丁目7-64 (慈光第二こども園内)	27-3556	S 59.1.11	—	会津若松市	諏 訪 信 行
城南第二こどもクラブ	門田町大字黒岩字大坪70-13	23-4300	H 27.4.1	—	会津若松市	金 子 恭 也
東山こどもクラブ	慶山一丁目2-1 (東山小学校内)	27-2445	H 14.4.1	—	会津若松市	大 島 一 浩
小金井第一こどもクラブ	門田町大字日吉字笹籬田1-1	23-4091	H 17.4.1	—	会津若松市	志 藤 弘 明
小金井第二こどもクラブ	館脇町4番5号	27-6177	H 24.4.1	—	会津若松市	志 藤 弘 明
荒館こどもクラブ	北会津町下荒井139 (旧荒館幼稚園内)	58-3419	H 27.4.1	—	会津若松市	橋 本 希 義
川南こどもクラブ	北会津町小松490-2 (川南小学校内)	56-5965	H 27.4.1	—	会津若松市	橋 本 希 義
河東こどもクラブ	河東町南高野字金剛田1 (河東学園センター内)	75-3730	H 11.5.6	—	会津若松市	志 藤 弘 明
若松第1地域包括支援センター	東千石一丁目2-13	36-6770	H 18.4.1		会津医療生活協同組合	国 分 千枝子
若松第2地域包括支援センター	本町1-1	27-0211	H 18.4.1		一般財団法人 竹田健康財団	榎 森 智 絵

若松第3地域包括支援センター	門田町大字黒岩字五百山丙459-3	38-3090	H 18.4.1		社会福祉法人 会津長寿園	目 黒 只 法
若松第4地域包括支援センター	神指町大字北四合字伊丹堂 55-1	37-7711	H 18.4.1		社会福祉法人 博愛会	島 田 暁 美
若松第5地域包括支援センター	一箕町大字松長字下長原152	39-2779	H 18.4.1		社会福祉法人 温知福祉会	谷 川 公 美
北会津地域包括支援センター	北会津町東小松字南古川12	56-5005	H 18.4.1		医療法人 明精会	横 山 貴 之
河東地域包括支援センター	河東町郡山字中子山22	75-4815	H 18.4.1		社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会	玉 川 育 子
会津若松市社会福祉協議会	追手町5-32	28-4030	S 27.5.31		社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会	武 藤 淳 一
会津若松市社会福祉協議会在宅サービス推進室 (北会津保健センター)	北会津町下荒井字矢倉林1	58-0031	H 16.11.1		社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会	佐 藤 忠 隆
会津若松市社会福祉協議会在宅サービス推進室 (河東総合福祉センター)	河東町郡山字中子山22	75-4780	H 17.11.1		社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会	吉 田 幸 子
会津若松市シルバー人材センター	城東町8-28	26-1818	S 56.11.19		公益社団法人 会津若松市シルバー人材センター	谷 津 剛
会津児童園	大戸町小谷川端90-2	92-3250	S 27.5.17	50名	社会福祉法人 会津児童園	岩 澤 慶 輔
若松乳児院	城東町1-100	27-0032	S 27.6.1	40名	福島県	草 野 継 資
会津児童相談所	一箕町大字八幡字門田1-3	23-1400	S 35.12.1	12名	福島県	渡 部 久
養護老人ホーム会津長寿園	門田町大字黒岩字五百山丙459-3	27-1797	S 27.4.4	150名	社会福祉法人 会津長寿園	目 黒 只 法
会津若松市老人福祉センター	城東町14-52	26-6666	S 53.12.1		社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会	松 本 かおり
ノーマライズ交流館パオパオ	一箕町大字鶴賀字下柳原88-4	22-9305	H 9.4.1		会津若松市	—
会津若松市障がい者支援センターカムカム (センターには以下の機関が入っています) □会津若松市障がい者総合相談窓口 □会津若松市ボランティアセンター	一箕町大字鶴賀字下柳原88-4	33-5622	H 22.7.21		会津若松市	—
会津若松市第2地域障がい者相談窓口	本町1-1 (山鹿クリニック内)	29-0025	H 25.10.1		会津若松市	—
会津若松市第3地域障がい者相談窓口	門田町大字日吉字笹籬田19 (グループホーム希星内)	23-7488	R 5.1.4		会津若松市	—
会津若松市第5地域障がい者相談窓口	一箕町大字鶴賀字村東9-1 (コパン・クラージュ内)	37-0511	H 29.12.1		会津若松市	—

【新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援策】

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている個人の方や世帯を対象に、国、県及び本市独自の支援策を実施してきました。

1 生活支援臨時特別給付金 ※市独自の支援

(1) 対象

新型コロナウイルス感染症の影響により減収し、以下の要件を満たす世帯

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により減収した世帯
- ・直近の世帯収入月額が基準額（住民税非課税相当額）以下の世帯
- ・世帯員の預貯金の合計が基準額以下の世帯
- ・ひとり親世帯臨時特別給付金の追加給付の対象とならない世帯
- ・生活保護を受給していない世帯

(2) 給付額

子育て世帯に 8 万円、それ以外の世帯に 5 万円を、1 世帯につき 1 回給付

(3) 時期

令和 2 年 8 月 3 日～令和 3 年 9 月 30 日

(4) 状況

期間	申請件数(件)	決定件数(件)	給付額(千円)
令和 2 年度	185	175	9,590
令和 3 年度	633	627	37,320

2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

(1) 対象

社会福祉協議会の緊急小口資金等の特例貸付を上限まで利用し、収入、預貯金が基準額以下などの一定の要件を満たす世帯

(2) 内容

単身世帯 6 万円、2 人世帯 8 万円、3 人以上世帯 10 万円

(3) 時期

令和 3 年 7 月 12 日～令和 4 年 12 月 31 日

(4) 状況

期間	申請件数(件)	決定件数(件)	給付額(千円)
令和 3 年度	166	165	35,980
令和 4 年度	69	69	42,220

3 住民税非課税世帯等臨時特別給付金等

(1) 対象

- ① 令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ② 令和 4 年度新たに住民税均等割が非課税となった世帯
- ③ 家計急変世帯

(2) 給付額

- 住民税非課税世帯等臨時特別給付金 1世帯あたり10万円（1回のみ）
- 住民税非課税世帯等暖房費（光熱費）助成 1世帯あたり5千円（1回のみ）
※住民税非課税世帯等臨時特別給付金に上乗せして助成
※暖房費：R4.2より 光熱費：R4.7より

(3) 時期

令和4年2月1日～9月30日

(4) 状況

期間	給付件数(件)	給付額(千円)
令和3年度	11,747	1,233,435
令和4年度	2,249	236,145

4 物価高騰緊急支援給付金

(1) 対象

① 国事業分

- ・ 令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ・ 家計急変世帯

② 市単独事業分

- ・ 令和4年度分の住民税が均等割のみ課税されている世帯
- ・ 令和4年度分の住民税が非課税で、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯であり、かつ経済的に困窮している世帯

(2) 給付額

1世帯あたり5万円（1回のみ）

(3) 時期

令和4年11月28日～令和5年1月31日

(4) 状況

区 分		給付件数	給付額（千円）
国事業分	非課税世帯	12,454	622,700
	家計急変世帯	119	5,950
市単独事業分	均等割のみ課税世帯等	3,872	193,600

5 介護保険料の減免

(1) 対象

次の①または②に当てはまる第1号被保険者の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定された令和4年度分の介護保険料

①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の令和4年における事業収入等が令和3年に比べて10分の3以上の減少が見込まれ、かつ収入減少が見込まれる種類以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下である第1号被保険者

(2) 内容

対象①に該当する場合 全額免除

対象②に該当する場合 一部減額（事業の廃止、失業の場合は全額免除）

表 1

対象保険料 = (A) × (B) ÷ (C)
(A) は、減免対象年度の保険料
(B) は、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和 2 年の所得額
(C) は、主たる生計維持者の令和 2 年の所得の合計額

表 2

主たる生計維持者の令和 2 年の合計所得金額等	減免割合
210 万円以下 又は事業等の廃止、失業	10 分の 10
210 万円超	10 分の 8

一部減免額は、下記の表 1 対象保険料額に表 2 減免割合を乗じた金額

(3) 時期

令和 4 年 7 月 1 日より申請受付開始

(4) 状況

年度	件数(件)	減免額(円)
令和 4 年度	4	299,300

6 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

(1) 内容

○対象者

①令和 4 年 4 月分児童扶養手当受給者（申請不要）

②公的年金受給者

③家計急変者

○支給額：児童 1 人あたり一律 5 万円

(2) 申請期間

○令和 4 年 6 月 20 日～ 令和 5 年 2 月 28 日

(3) 申請の状況

区 分	申請件数(件)	給付決定件数(件)	給付額(千円)
①児童扶養手当受給者	—	1,078	80,500
②公的年金受給者	13	13	1,000
③家計急変者	12	12	1,000

予算額（千円）	執行額（千円）	予算執行率（％）
87,100	82,500	94.7

※予算額は「給付金」の額のみ抜粋

7 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外のその他世帯分）

(1)内容

○対象者

①-a 令和4年4月分児童手当又は特別児童扶養手当受給者で、令和4年度分住民税均等割非課税者（申請不要）

①-b 令和4年4月分児童手当又は特別児童扶養手当受給者で、令和4年度分住民税均等割非課税の公務員（要申請）

②①のほか、対象児童〔※18歳年度末までの子（障がい児は20歳未満）〕の養育者であって、以下のいずれかに該当する者

- ・ 令和4年度分住民税均等割非課税者
- ・ 家計急変者

※令和4年4月以降、令和5年2月末までに生れる新生児も対象

○支給額：児童1人あたり一律5万円

(2)申請期間

○令和4年6月20日～ 令和5年2月28日

(3)申請の状況

区 分	申請件数(件)	給付決定件数(件)	給付額(千円)
①-a 児童手当・特別児童扶養手当(4月分) 受給者	—	465	44,350
①-b 児童手当・特別児童扶養手当(4月分) 受給者(公務員)	3	3	200
② 15歳以上児童養育者	49	49	2,650
②家計急変者	8	8	1,200

予算額(千円)	執行額(千円)	予算執行率(%)
53,650	48,400	90.2

※予算額は「給付金」の額のみ抜粋

8 子育て世帯物価高騰緊急支援給付金

(1)内容

○対象者

令和5年3月31日時点で18歳未満である、令和4年10月31日に本市に住民登録があるか、令和5年3月31日までの間に本市に住民登録をした児童を養育している保護者 等

○支給額：児童1人あたり2万円

(2)申請期間

○令和4年11月28日～ 令和5年5月1日

(3) 支給の状況

区 分	申請件数（件）	給付決定件数（件）	給付額（千円）
令和4年度			
申請不要	—	9,771	339,280
申請による支給	393	393	9,200
令和5年度			
申請による支給	78	78	1,780

※申請不要の対象者は12/22 から支給開始

※申請による支給対象者は1/31 から支給開始

期間	予算額（千円）	執行額（千円）	予算執行率（％）
令和4年度	356,000	348,480	97.9
繰越明許	4,000	1,780	44.5

※予算額は「給付金」の額のみ抜粋

9 傷病手当金

(1) 対象

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者のうち被用者（給与を受けている人）で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、就労ができなくなった方（※ただし、令和5年5月7日までに感染、または発熱等の症状があり感染の疑いがある場合に限る。）

(2) 内容

療養のために就労ができなくなった日から起算して、連続して3日を経過した日から支給対象となり、就労できなくなった期間のうち、就労を予定していた日数分を下記の計算により支給

$$\left(\frac{\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額}}{\text{支給対象となる日数}} \right) \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象となる日数}$$

(3) 時期

令和2年4月より申請受付開始

(4) 状況

年 度	支給件数（件）	支給額（円）
令和2年度	0	0
令和3年度	3	119,716
令和4年度	45	1,011,743

10 国民健康保険税の減免

(1) 対象

ア 減免

次の①または②に当てはまる世帯の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定された令和3年度及び令和4年度分の国民健康保険税

①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病

を負った世帯

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の令和4年における事業収入等が令和3年に比べて10分の3以上の減少が見込まれ、かつ令和3年の所得の合計額が1,000万円以下で収入減少が見込まれる種類以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下である世帯

イ 徴収猶予（徴収猶予の特例制度）

令和2年2月1日から令和3年2月1日までの間の納期限が設定された令和元年度及び令和2年度の国民健康保険税について、新型コロナウイルスの影響で事業収入等の減少額が、令和2年2月1日から徴収猶予を受けようとする保険税の納期限までの間における、1月以上の連続した期間の収入金額と、当該期間の初日の1年前の日から末日の1年前の日までの期間（任意の期間）の収入金額の差額の減少額が概ね10分の2以上で、一時に納税を行うことが困難である方

(2) 内容

ア 減免

対象①に該当する場合 全額免除

対象②に該当する場合 一部減額（事業の廃止、失業の場合は全額免除）

一部減免額は、表1 対象保険料額に表2 減免割合を乗じた金額

表1

対象保険税 = (A) × (B) ÷ (C)
(A) は、減免対象年度の保険税
(B) は、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和3年の所得額
(C) は、主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の所得の合計額

表2

主たる生計維持者の 令和2年の合計所得金額	減免割合
300万円以下 又は事業等の廃止、失業	10分の10
300万円超 400万円以下	10分の8
400万円超 550万円以下	10分の6
550万円超 750万円以下	10分の4
750万円超 1,000万円以下	10分の2

イ 徴収猶予

申請により納付が困難と認められる金額を限度として1年間（延滞金なし）

(3) 時期

ア 減免

令和2年5月29日より申請受付開始

（令和4年度の申請は令和4年7月11日より開始）

イ 徴収猶予

令和2年5月1日より申請受付開始

(4) 状況

ア 減免

賦課年度	件数(件)	減免額(円)
令和元	13	235,200
令和2	143	24,447,100
令和3	88	13,672,900
令和4	12	2,384,400

イ 徴収猶予

賦課年度	件数(件)	猶予金額(円)
令和元	2	172,000
令和2	18	1,458,400

11 後期高齢者医療保険料の減免・猶予

(1) 対象

ア 減免

次の①または②に当てはまる世帯の被保険者の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定された令和3年度及び令和4年度の後期高齢者医療保険料

①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の令和4年における事業収入等が令和3年に比べて10分の3以上の減少が見込まれ、かつ令和3年の所得の合計額が1,000万円以下で収入減少が見込まれる種類以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下である世帯

イ 徴収猶予

令和3年2月1日から令和3年7月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定された令和2年度及び令和3年度の後期高齢者医療保険料で、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少額が、令和3年2月1日から徴収猶予を受けようとする保険料の普通徴収の納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日）までの間における、1月以上の連続した期間の収入金額と、当該期間の初日の1年前の日から末日の1年前の日までの期間（任意の期間）の収入金額の差額の減少額が10分の2以上で、保険料を一時に納付することが困難である場合

(2) 内容

ア 減免

対象①に該当する場合 全額免除

対象②に該当する場合 一部減額（事業の廃止、失業の場合は全額免除）

一部減免額は、表1 対象保険料額に表2 減免割合を乗じた金額

表 1

対象保険料 = (A) × (B) ÷ (C)
(A) は、減免対象年度の保険料
(B) は、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和 2 年の所得額
(C) は、主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和 2 年の所得の合計額

表 2

主たる生計維持者の 令和 2 年の合計所得金額等	減免割合
300 万円以下 又は事業等の廃止、失業	10 分の 10
300 万円超 400 万円以下	10 分の 8
400 万円超 550 万円以下	10 分の 6
550 万円超 750 万円以下	10 分の 4
750 万円超 1,000 万円以下	10 分の 2

イ 徴収猶予

申請により納付が困難と認められる金額を限度として 1 年以内の期間（延滞金なし）

(3) 時期

令和 2 年 5 月 28 日より申請受付開始

(4) 状況

ア 減免

賦課年度	件数(件)	減免額(円)
令和元	6	40,000
令和 2	18	819,500
令和 3	5	209,600

イ 徴収猶予

実績なし

1 2 障がい者 PCR 検査助成事業

(1) 対象

次の要件を満たし、検査を希望する方。

- ①本市が援護する障がい者で、新たに障がい者施設に入所される方
- ②市が指定する検査医療機関で P C R 検査が可能なる方

(2) 状況

年度	実施件数(件)
令和 4	1

1 3 出産・子育て応援給付金

(1) 内容

妊娠届や出生届の妊婦・子育て世帯に対し、出産育児関連品等購入に係る費用を助成する

①出産応援給付金

- 対象者：令和 4 年 4 月 1 日以降に妊娠届出をした妊婦
- 支給額：妊婦 1 人当たり一律 5 万円
- 申請期間：妊娠中（特例は令和 5 年 7 月 31 日まで）

②子育て応援給付金

○対象者：令和5年2月1日以降に出生した児童の養育者

○支給額：児童1人当たり一律5万円

○申請期間：生後4か月頃まで

③出産・子育て応援給付金（①と②の合算※令和4年度のみの特例）

○対象者：令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生した児童の養育者

○支給額：10万円（※双子を出生の場合は15万円）

○申請期間：令和5年7月31日まで

(2) 事業開始

令和4年2月1日

(3) 申請状況

区 分	申請件数(件)	給付決定件数(件)	給付額(千円)
①出産応援給付金	388	388	19,400
②子育て応援給付金	—	—	0
③出産・子育て応援給付金	504	504	50,500

※②は令和5年度予算にて対応

（出産から2か月頃に実施する「こんにちは赤ちゃん訪問」での面談が必要になる）

予算額（千円）	執行額（千円）	予算執行率（％）
96,000	69,900	72.8

※予算額は「給付金」の額のみ抜粋

会津若松市の福祉

発行年月 令和5年8月

編集・発行 会津若松市健康福祉部

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号

電話 0242(39)1232
